



Title	高齢寡婦世帯の貧困：ライフコース・アプローチから見るシングルマザーの経済的困難
Author(s)	張, 思銘
Citation	北海道大学. 博士(教育学) 甲第15334号
Issue Date	2023-03-23
DOI	10.14943/doctoral.k15334
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89506
Type	theses (doctoral)
File Information	ZHANG_Siming.pdf



[Instructions for use](#)

【博士（教育学）学位論文】

高齢寡婦世帯の貧困

ーライフコース・アプローチから見るシングルマザーの経済的困難

北海道大学大学院 教育学院
張思銘

目次

序章 なぜ高齢寡婦世帯に注目するのか /1

1. 問題の所在と本研究の目的 /1
2. 本論文の構成 /3

第一章 シングルマザー・寡婦の年金加入と経済状況:先行研究の検討と本論文の課題/6

1. シングルマザー・寡婦としての女性 /6
 - 1.1 シングルマザーの年金加入と就労・ケア /6
 - 1.2 ひとり親支援から女性支援へ /8
 - 1.3 高齢単身女性の経済的状況 /10
2. 本研究の分析方法枠組み /12

第二章 年金を受給する前の就労・年金加入とケア役割 /15

1. 調査概要 /15
 - 1.1 調査の目的と方法 /15
 - 1.2 調査協力者のプロフィールと特徴 /16
2. シングルマザーになる前 /19
 - 2.1 就労状況 /19
 - 2.2 年金加入の状況 /21
3. シングルマザーになってから年金を受給する前 /23
 - 3.1 就労状況 /23
 - 3.2 年金加入状況 /27
4. 年金非加入の詳細 /30
 - 4.1 年金非加入の期間がある調査協力者の詳細 /30
 - 4.2 非加入になりやすい時期 /32
 - 4.2.1 シングルマザーになる前 /32
 - 4.2.2 シングルマザーになった直後 /34
 - 4.2.3 ミドル期の失業：安定した仕事から離れる時 /35
5. まとめ /38

第三章 ミドル期と高齢期における成人子へのケア役割 /39

1. 「成人子」の高校以降の進学 /42
 - 1.1 教育費の捻出 /42
 - 1.1.1 捻出方法の特徴 /42
 - 1.1.2 教育費捻出に対する評価 /44
 - 1.2 経済的な制限とその対応 /47
 - 1.2.1 金銭的状況と進学選択 /47
 - 1.2.2 子どもの夢を支える寡婦の努力 /49
 - 1.2.3 母子寡婦福祉資金の使用 /51
2. 成人子の生活変動時と寡婦の援助 /53
 - 2.1 成人子が病気の時期 /53
 - 2.1.1 独立から寡婦と同居になる /53
 - 2.1.2 地域移動に伴う看病 /55

- 2.2 成人子の婚姻状況 /56
 - 2.2.1 婚姻変動に伴う経済的・時間的援助 /56
 - 2.2.2 独身の成人子と寡婦の扶養 /57
- 2.3 ミドル期のケア役割の影響：高齢期に対する見通しが無い /59
- 3. まとめ /64

第四章 不利が蓄積した結果：高齢期の経済的状況の低位性 /65

- 1. 現在の経済的状況と過去のライフコース /65
 - 1.1 年金受給状況 /65
 - 1.2 ストックの状況 /68
 - 1.3 過去のライフコースにおける不利と現在の年金・ストック /71
 - 1.3.1 過去の不安定な就労・年金非加入と現在の年金額 /71
 - 1.3.2 貯金がない原因とケア役割 /76
- 2. 現在の経済状況に対する対応 /80
 - 2.1 就労を継続する：ワーキング・プアの継続 /80
 - 2.1.1 就労を継続する原因 /81
 - 2.1.2 就労の限界 /84
 - 2.2 成人子の扶養と生活保護 /86
 - 2.2.1 成人子の扶養という「資源」とその条件 /86
 - 2.2.2 生活保護受給と今後受給の予定 /88
 - 2.3 支出の面でやりくりする /89
 - 2.3.1 ギリギリ /90
 - 2.3.2 母のお金を優先的に使う /91
 - 2.4 今後の介護に対する見通し /93
- 3. まとめ /96

終章 まとめと考察 /98

序章 なぜ高齢寡婦世帯に注目するのか

1、問題の所在と本研究目的

本研究は、高齢寡婦がどのような不利を抱えてきたのか、また実際の高齢期生活がどうなっているのかをライフコースの視点から明らかにするために行うものである。本研究が対象とする高齢寡婦とは、現在年金を受給し、更に、過去にひとり親として子育てしながら仕事をした経験のある独身の母子世帯の母親（以下、シングルマザー）を指す。また、ライフコースに沿い、子育て期（児童扶養手当を受給する期間）、ミドル期（子育て期以降から年金受給する前まで）、高齢期（年金受給期）に分けて考察していく。

近年、格差・貧困への社会的関心が高まる一方、子どもの貧困問題が政策課題として取り上げられるようになった。公表された相対的貧困率は、子どものいる世帯のなか、ひとり親世帯の貧困率が50%を超え、とりわけ、母子世帯の深刻な経済的不利が注目されるようになった。しかし、母子世帯の貧困問題に注目が集まる一方、子どもに重点を置き、子育て後の寡婦¹の現状についての研究の蓄積が少ない。

そのような中で、先行する実証調査から中高年齢の寡婦世帯はワーキング・プア状態が継続し、貯金が少ない経済的の困難な状態にいたることが分かった（わくわくシニアシングلز2017、2022、大矢2016、田中2019）。母子家庭の当事者団体で活動してきた女性たちのなかで、子どもが成人になったメンバーによって、2015年に「わくわくシニアシングلز」（東京）というグループが立ち上げられた。中高年齢のシングル女性の生活不利を可視化するために、50歳以上の単身女性（生涯独身者、母子家庭の母親、元母子家庭の母親）を対象とする調査が取り組まれた。この調査の中で、母子世帯である148人の就労状況を見ると、125人（84.5%）が就労し、更に、65歳以上の51.4%が働いていることが分かる。年金を受給できる年齢になっても、生活のために働き続けなければならない中高年齢シングル女性の実態が浮きぼりになった。そのほか、田中（2019）が寡婦世帯を対象に行ったアンケート調査の結果によると、貯金なしが3割以上であり、特に、死別以外の寡婦の方が貯蓄なしが多い傾向があると指摘している。このように、ひとり親として子育てしながら仕事をしてきた女性の高齢期における経済的な不利が想定される。

これらを踏まえた上で、本研究は寡婦世帯の経済的な不利を抱える原因について二つの側面に注目して考察する。一つは典型的にジェンダー構造化された家族、とりわけ長期雇用慣行を標準とした年金制度において、受給資格が就労または被扶養者になることであるため、女性が不利な立場に置かれやすいという側面である。

現行の年金制度の受給資格は、労働者として雇用されること、または婚姻関係を通して被扶養配偶者になることにより、獲得できる。それゆえ、女性にとって、いったん結婚・出産により仕事を辞め、専業主婦になった場合、雇用関係からではなく婚姻関係を通して、年金の受給資格を獲得するようになる。しかし、シングルマザーは婚姻から離れ、被扶養配偶者でなくなると、雇用労働者として年金制度の受給資格を獲得せざるを得ない。しかし、先行研究で繰り返し指摘されてきたように、女性は典型的にジェンダー構造化された

¹ 本研究においては、「寡婦」とは末子が成人（ないし、満18歳）になり、ひとり親世帯向けの制度を受給できなくなる（いわゆる、制度上に「子育てが終了した」と定義された）シングルマザーを指す。なお、「高齢寡婦」とは、高齢期になり、いわゆる年金を受給している寡婦を称する。また、「シングルマザー」は、年齢によらず、「子連れシングル」という生き方している女性本人、いわゆるひとり親として生きてきた女性を強調する際に使う。

婚姻から離れると、社会的且つ経済的な脆弱性を負わされる。特に、男性と比較して、離婚後の女性が不平等な地位に置かれざるを得ない理由は、子どもの養育を母である女性が引き受けることが多いからである。子育てのために十分な経済的な余裕が必要であるにも関わらず、就労する時間は子育てとの両立により、はるかに制限されている（オーキン 2013）。このように、シングルマザーは労働者として、稼得役割と子育て役割の両方を担うことにより、就労収入と労働時間に制限がある。実際にも、子育てとの両立をはかりながら、子どもの成長とともに、転職し、無職期間を挟み、非正規雇用で働き続けてきたことがよく見られる。そういった場合には、年金保険料の未納滞納もしばしば見られ、労働者としての年金制度との繋がりも不安定と想定される。更に、母子世帯は経済的基盤が脆弱な中、子どもへの資源配分を優先するため、シングルマザー本人が自ら年金保険料を支払う経済的な余裕がないゆえに、女性本人が年金制度の受給資格から排除されやすい。このように、年金制度の受給資格における構造的な不利により、シングルマザー本人の福祉が見逃されている。

もう一つは現行のひとり親政策が子どもを中心に、母親本人の福祉より、母親役割に対する支援に集中して行われているという側面である。母子福祉政策は、歴史的にも子どもを中心に設計されてきたため、母本人に重点が置かれておらず、母である女性自身の福祉が見過ごされがちである（吉中 2018a）。田中は、障害者の母親の支援の在り方について「(支援)で見落とされているのは、母親役割を遂行するために、労働者として女性として、市民としての人生を脇に置いているという事実である」と批判している（田中 2018）。ひとり親支援策も同じく、シングルマザー本人の多面的な属性を捨象し、ケアラーとしての部分を肥大化させて生きていくことを強調し、母親役割だけに対する支援になっている。そのため、シングルマザー本人はケア役割を一人で担っていることにより生じる、労働市場や社会保障などの場面における不利が見過ごされる。

また、ひとり親政策は就労による「自立支援」を中心に行っているが、そこでの「自立」とは、生活者の視点から、ひとりで頑張るのではなく、「自立支援」政策によりひとりで頑張れる環境を整えることが大切であると指摘している（神原 2014: 267）。しかし、実証研究で明らかにされたように、現在でもシングルマザーにとって、ひとりで頑張れる環境が整えられたとは言い難い。母子世帯を巡る研究において、シングルマザーの就労はケアとの両立を余儀なくされるため、就労市場において、不利な状況に置かれやすいことが繰り返し指摘されている。その中でも、とりわけ子が成人する前の生活においては、多くのシングルマザーが子どもの成長に伴い、転職経験があったことが明らかになった（張 2016、藤井 2008）。また、転職する際に、無職期間を挟み、経済的に不安定な状態に陥ることもある（張 2017）。しかし、就労状態が不安定な中で、母子世帯向けの制度における就労支援の利用はほとんどない。また、公的な支援より、インフォーマルな支援、とりわけ母親の親・親戚・知人などのネットワークが利用されていたことなどが判明した（張 2016、張 2017）。要するに、子育て期においては、公的支援の提供と母子世帯のニーズにズレがあり、支援策が一見、多いように見えるが、実際に利用率が高いものは経済的支援のみで、いわゆる児童扶養手当に限られている。子育てのために十分な経済的な余裕が必要であるにも関わらず、就労する時間は子育てとの両立により、はるかに制限されている。二人親の場合は、生活費を稼ぐという稼得役割を遂行する時間、又は子どもと向きあうというケア役割を遂行する時間を、二人で組み合わせることができる。しかし、ひとり親の場合は両方の役割を一人でまかなわなければならない。この中で、シングルマザーがケアと就業のバランスをどのように取っているのかについて、生活時間の分析という形で考察

した結果、子どもと直接向き合う時間、つまりケアの時間の保障という視点が、日本のひとり親政策には根本的に欠けていると指摘されている（田宮・四方 2007）。

それに、現行のひとり親政策は、子育て期に集中しており、ポスト子育て期の母への「切れ目のない支援策は未整備なままである」（湯澤 2018）。本研究のポスト子育て期とは、寡婦としてのミドル期と高齢期を表す。母子世帯は子が成人（ないし、満 18 歳）になると、ひとり親向けの公的支援を利用できなくなる。公的支援の方針は、ひとり親としての子育て世帯に経済的支援を与えることであり、子が成人（ないし、満 18 歳）になると、ひとり親家庭の子育て役割が終了し、子とシングルマザーともに経済的に自立できると想定される。しかし、実際には、高校卒業後の進学などにより、子どもが労働市場にすぐに入るわけではないため、シングルマザーは子に対する経済的支援を継続せざるを得ない。さらに、その後の生活における病気・婚姻状態の変動などにより、労働市場から退出する可能性があり、この際にも、シングルマザーからの支援が必要となる。さらに、この状態が一生継続する可能性もある。このような状況の中で、ひとり親自身の老後のための貯金や年金保険料の支払いが後回しになり、高齢期の生活を安定させる経済的リソースの不足につながっている。このように、子どもが成人（ないし、満 18 歳）になると子育てが必ずしも終了したというわけではなく、それ以降も成人した子もシングルマザーも自立した生活を送れない可能性もある。そのため、母子世帯が抱える不利は一時的なものではなく、より長いスパンで、母親の人生に影響し続ける可能性がある。

以上の先行研究に対する問題意識をもとに、高齢寡婦の貧困への着目は、日本における社会の諸問題の凝集点として重要であると整理できる。具体的に、第一に、典型的にジェンダー構造化された家族、更に、企業による長期勤続雇用労働を標準としてきた日本の年金制度の問題である。第二に、固定的な性別役割分業に基づく労働市場において、ケア役割が女性に偏在し、女性の再就職、特に中年期の就労の困難により、女性が経済的自立に困難を抱える、ないし脆弱性をもっている。第三に、子どもの教育費、とりわけ高等教育費の家庭負担の大きさとといった問題の複合性がもたらす生活基盤の脆弱性を凝縮して示すものと整理できる。そして、複合的な不利は長年に渡って累積されていき、高齢単身女性が直面する問題とも重なり合って脆弱性を増し、高齢寡婦の貧困問題として立ち現れる。この課題を明らかにするためには、本研究における問いを次の 3 点に整理する。

第一は、ひとり親として子育てしながら仕事をした経験のある女性はこのような制度の中で、どのような不利に直面しているのかを明らかにすることである。第二は、このような不利がどうしてシングルマザーの生活に生じているのかを確かめることである。第三は、シングルマザーがこのような生活上の不利に陥らざるを得ない状況、つまりは、シングルマザーを巡る貧困の構造を明らかにすることである。

2 本論文の構成

以上の研究目的を達成するために、本研究は以下のように組み立てる。

まず、第一章はシングルマザー、寡婦の年金加入と経済状況を巡る先行研究を検討し、本論文の課題と分析枠組みを提示する。第一に、シングルマザーの年金加入と就労状態、またはケア役割に関する先行研究を整理する。具体的に、性別役割分業が根付いている年金制度における女性の地位、またはその歴史的な変遷の整理を通して、シングルマザーがこのような年金制度を背景に、就労・ケア役割を担うことによりどのような不利が生じやすいのかをまとめる。そして、ひとり親世帯向けの制度は、どのように母親役割だけを支援し、それがシングルマザー本人にとっては、就労・社会保障の面でどのような困難を伴

うのかを整理する。それに、高齢女性の経済的状況をまとめ、とりわけ高齢単身女性の貧困問題を先行研究を通して整理した上で、高齢寡婦に関する実証研究から見える貧困課題を整理する。最後に、先行研究から見えた典型的にジェンダー化された制度設計がもたらすシングルマザーにとっての生きづらさを明らかにするため、本研究が援用するライフコース・アプローチを紹介し、本研究の分析枠組みを提示する。

そして、第二章から第四章にかけて、インタビュー調査のデータを用いて、高齢寡婦がライフコース上に継続している不利と高齢期の生活実態を明らかにしていく。まず、年金受給前のライフステージにおける就労・年金加入・ケア役割における不利の継続と蓄積についてまとめていく（第二・三章）。そして、その不利が蓄積した結果として、高齢期の経済的状況の低位性を明らかにし、またそれを、それより前のライフステージにおける不利との関連性からとめて考察していく（第四章）。

第二章では、調査概要を提示した上で、寡婦世帯が年金受給期に至るまでのライフコースにおいて、就労状況、年金加入状況がどうなったのかを明らかにし、更にケア役割がもたらした影響を確かめる。具体的には、ライフコースに沿い、シングルマザーになる前、シングルマザーになってから年金を受給する前の就労状況、年金加入状況がどのようなものかを明らかにする。就労状況を、就労の有無・雇用形態・勤務年数・影響要因などの側面から確かめる。さらに、どのような要因が、就労状況に影響を及ぼすのかをまとめる。それに伴い、シングルマザー本人の年金の加入状況とその理由、また、その年金受給期の生活に及ぼす影響についてまとめる。最後に、年金に加入していない時期に注目し、年金非加入の年数、並びに年金非加入の原因とケア役割の関わりについてまとめる。具体的に、就労、並びに年金加入する際に、どのような不利を抱えているのか、それなぜなのか、また不利な状況に対してどのような対応を選択したのか、あるいは選択せざるを得なかったのか、それが高齢期の準備をいかに困難にするのかを明らかにしていく。

第三章においては、ミドル期になってからのシングルマザーによる成人子へのケア役割の継続を確かめていく。ミドル期以降にも「子育てが終了した」とは言えず、「母親だから」という母親役割が続き、シングルマザー本人の生活で経済的、時間的、日常生活において、影響を及ぼし続けていることを明らかにしていく。具体的に、シングルマザーのライフコースに沿い、まず、成人子の高校以降の進学する時期に注目し、教育費をどのように捻出したのか、また経済的な制限の中でどのように対応したのかをまとめていく。そして、成人子の婚姻状態の変動、病気などの時期を取り上げ、母親としてどのような援助を、またどうしてそのように援助をしたのかについて確認していく。更に、このようなケア役割が継続していることは、自分自身のミドル期と高齢期の生活に対してどのような影響を与えたのかを考察する。また、ミドル期の見通しと現在高齢期にいる自分の現実を照らし合わせ、どのような違いがあるのか、それはどうしてなのかをまとめて考察していく。

第四章は、第二章と第三章で確認したシングルマザーを巡り、ライフコースにおける就労状況、年金加入状況、ケア役割に関する不利が継続、蓄積していた結果として、高齢期の経済的状況の低位性についてまとめて考察していく。具体的に、高齢期における経済的状況の低位性を年金受給額、貯金が少ない現状から確認する。その上で、それはどのように過去のライフステージにおける不利と関連しているのかについて、就労歴、年金加入歴、更にケア役割との関連性から確かめる。そして、高齢期には、寡婦が経済状況の低位性にいる中、どのように対応しているのかを確かめる。具体的に、年金以外の収入について何があるのか、またそれがどのように捻出されたのか、或いは他の収入が得られなくなったらどのように対応しているのかをまとめていく。更に、このような経済的状況の低位性において、寡婦は自分自身が今後、介護が必要とされる際に、どのような見通しがあるのか、

それはどうしてなのかをまとめていく。

最後に、終章はまとめとして、本研究で明らかにした内容をまとめていく。実際に就労・社会保障・ケア役割における不利がどのようにライフコース上に継続、蓄積したのか。更に、この不利が蓄積した結果としての高齢寡婦の貧困がどのように現れているのか、そうならざるをえないのかについて考察で確認したことを整理し、今後の課題を提示していく。

第一章 シングルマザー・寡婦の年金加入と経済状況-先行研究の検討と本論文の課題

本章は、シングルマザー、または寡婦の年金加入、就労、ケアを巡る先行研究を整理し、現行の典型的にジェンダー構造化された年金制度がシングルマザーにとっての不利、また、ケア役割の継続を想定していないひとり親世帯向けの制度、それに、寡婦が直面する高齢期の経済的状況に関する先行研究の到達点を示した上で、本論文の課題をまとめる。その上で、その課題を明らかにするために、どのように分析していくのかという分析の枠組みを提示する。

1. シングルマザー・寡婦としての女性

1.1 シングルマザーの年金加入と就労・ケア

現行の公的年金制度は、男性稼ぎ手がいる世帯を標準モデルとして想定されている。性別役割分業による日本の社会システムで、片働き世帯が標準家族モデルとされている年金制度は、ひとり親世帯や共働き世帯が増えることにより、現在の年金制度で対応しきれない問題が起きている。その中で、大きな問題点としてあげられるのは、女性が結婚出産等で退職することで勤務年数が減少し、被用者年金の加入期間が相対的に短くなることである。いわゆる、女性個人の社会保障の独立した地位が失われてきたと先行研究は指摘される。その現れ方としては、女性の場合は、ライフコースに沿って、加入する年金の種類が何度も変更される(表 1-1)。就業前は父親に扶養され、学校卒業後に就職する場合は第2号被保険者になり、結婚出産により退職した場合は、配偶者が第2号被保険者であれば第3号被保険者になり、配偶者が第1号被保険者であれば女性自身も第1号被保険者になる。その後、再就職する場合には、再び第2号被保険者になる(高木 2009)。

表 1-1 世帯別の年金保険料の負担と受給内容

	夫	妻	負担	受給
サラリーマン 片働き世帯	第2号被保険者(厚生年金や共済年金)	第3	1人分の保険料	基礎年金2人分+報酬比例年金
自営業の 片働き世帯	第1号被保険者	第1	2人分の保険料	基礎年金2人分+報酬比例年金
共働き世帯	第2被保険者	第2	2人分、 妻と夫それぞれの保険料	基礎年金2人分+妻と夫それぞれの報酬比例年金
単身世帯		第2	1人分の保険料	1人分

(横山 2002 を参照し、筆者作成)

以上のように、典型的にジェンダー構造化された家族に基づく年金制度により、男性は自身の失業経験が最も大きな老後貧困リスクであるのに対して、女性は自身の働き方よりも、配偶者がいないか、配偶者と別れる離別者や未婚であることなどによって、貧困率を高める(湯澤 2018)。いわば女性は就労状況より、むしろ配偶者関係によって年金加入の状況が大きく異なる。このように、ジェンダー中立的な視点がない性別役割分業に基づくモデル家族、またはそれに付随する年金制度により、女性は福祉社会における地位、また社会保障の受給資格問題における不利な構造にさらされる(杉本 1997、杉本 2004、横山 2002)。この構造により、女性は婚姻関係により配偶者がいる、多くの場合が被扶養配偶者である場合、つまり「対の関係に包摂されている」期間には、自身の経済的脆弱性が見えにくい。女性はこのような標準家族においても、世帯内に隠された貧困の視点から、現

在の家庭内の資源配分の不平等や世帯内の権力関係、また、世帯の家計管理を女性が担当しているケースが多く、女性の自己犠牲によっても、世帯内の女性が貧困状態にある可能性がある（鳥山 2017）例えば、婚姻中に、女性本人の年金額の低さが見えにくい。吉中（2018b）が指摘されたように、「カップルで高齢期を迎え、男性が現役時代に正規労働だった場合は、二人分の年金として世帯内で合算されるため、女性一人の年金の低さは見えにくい」。

しかし、女性はいったん典型的にジェンダー構造化された家族、いわゆる婚姻関係から離れた場合に、このような構造がもたらした女性に対する不利が顕在化する。シングルマザーとしての女性は、労働者としての身分には、結婚・出産により、中断がある。そのため、「個」として立ち現れ、結婚、妊娠、出産などのライフイベントがもたらしてきた影響、また世帯内に隠された女性の貧困問題が顕在化する（湯澤 2018）。さらに、日本の公的年金制度においては、最低保障年金がないので、男性に比べ、就労期間が短く、賃金も低い女性にとっては、「年金額が貧困基準を超えないことが多い」（阿部 2015）。それゆえ、女性はいったん婚姻関係から離れ、離婚等により単身で老後を迎える場合は、公的年金の低さによる生活の経済的基盤は困難にさらされる。このように、典型的にジェンダー構造化された家族、またはそれに付随する年金制度における構造的な不利により、シングルマザー本人の福祉が見逃されている。

老後生活の重要な経済的保障である年金制度は、高齢者の生活に大きな影響を与える一方、歩み始めから既に性別役割分業が根付いている。日本の年金制度は戦後に形作られ、1960・1970年代において一連の改正が行われた。こういった制度変遷の中で、女性の年金権の独立をめぐる議論が盛んに行われてきた。以下は横山（2002）に基づき、公的年金制度の歩みと女性の地位をまとめたものである（表 1-2）。

表 1-2 公的年金制度の歩みとこれまでの主な制度改正

	年	年金制度の歩み	女性の地位
制度 の 創 設	1923	「恩給法」の設定	
	1939	船員保険	
	1942	労働者年金保険法の制定	被保険者が男性労働者のみ
	1944	厚生年金保険法に改称	女性にまで適応対象が拡大
	1954	厚生年金保険法の全面改正 (現実に老齢給付の開始) ・「定額部分+報酬比例部分」という給付設計の採用	・配偶者に「加給年金」を支給、「被扶養配偶者」の概念の定着 ・配偶者国民年金に任意加入
	1961	国民年金制度の施行 (「国民皆年金」体制のスタート)	専業主婦は任意加入で、独立な年金権無し
制度 の 充 実	1965	給付水準の改善、「1万円年金」の実現、厚生年金基金制度の創設	専業主婦は独立な年金権無し
	1969	「2万円年金」の実現(標準的な厚生年金額2万円、国民年金も夫婦2万円)	専業主婦は独立な年金権無し
	1973	物価スライド制、賃金再評価の導入 (「5万円年金」の実現)	専業主婦は独立な年金権無し

(横山 2002 を参照し、筆者作成)

また、本研究の調査協力者は、60・70年代に結婚出産・母子世帯になったため、その時代の年金を巡る動きと女性の地位を以下に整理する。

まず、60年代には、国民皆保険体制が確立され、「被扶養配偶者」概念が定着していた。1961年の国民年金創設で国民皆年金体制となった。国民年金は個人単位的设计で、保険料の納付義務者が世帯主だったが、妻にも独立の被保険者としての地位が与えられた。一方、被用者年金は世帯単位で設計された。妻は被用者年金加入者である夫を通じて年金的保護が与えられ、夫に扶養される「被扶養配偶者」であるという考え方が、夫婦単位の年金制度の概念として定着した。被扶養の妻については、独立した年金権が与えられなかった。また、1965年の改正では給付水準が大幅に引き上げられた。いわゆる「1万年金」の実現である。厚生年金基金制度も創設された。その際に、専業主婦は独立した年金権を得ることは無かった。さらに、保険料率に男女格差もあった(5.5% : 3.9%)。それは女性が定年まで勤めることが少なく、短期間の加入で脱退手当を受給して、厚生年金から早期脱退するケースが多かったためである。

そして、70年代に入ると、高齢化社会の到来、核家族化の進行などを背景に、国民の年金制度に対する期待は高まっていった。年金に対する給付水準は、更なる引き上げが求められた。それに加え、物価が急上昇していたので、年金の再計算期を迎えた。しかし、女性の年金に関して大きな変化はなかった。女性の年金権の確立を含めた年金制度改革を行うべきという議論が高まりつつあったが、本格的な検討段階には至らなかった。被用者年金は依然として世帯を単位として設計されており、専らその水準引き上げが課題とされていた。1973年改正では、現役労働者の賃金の一定割合を年金の水準にするという新しい考え方が採用され、厚生年金水準の引き上げが図られた。いわゆる「5万円年金」の実現である。しかし、妻の年金権に大な変更はない。保険料率については、男女格差(7.6% : 5.8%)が依然としてあった(横山2002)。

このように、当時の女性は、定年まで勤めることが少なく、短期間の加入で脱退手当を受給し、厚生年金から早期脱退するケースが多い故に、結婚を通して年金保険料を支払うことが当然視されていた。

1.2 ひとり親支援から女性支援へ

年金制度以外に、これまでのひとり親世帯向けの公的な支援制度においては、ひとり親世帯を一類の子育て世帯として位置づけ、子どもを中心に制定されたため、女性本人を支援するという視点も欠いている。それは「ひとり親」という呼び方にも表れている。神原は「ひとり親」の呼び方、或いは母子家族の母親と父子家族の父親をあわせて、シングルマザーやシングルファーザーと呼ばれたりすることもあるものの、いずれも、子どもから見た呼び名であるため、親役割を強調している。そのため、それと違う視点から、子育て役割を引き受ける個人を中心にした呼び方が必要であると指摘された。「子連れシングル」のような、死別か離別か非婚かといったなり方や性別の違いが読み取れない呼び方により、法的福祉的な処遇に差、世間のまなざしにも差別や偏見が見受けられることを避け、人として共通する生活の生きづらさに注目することができる(神原2014)。

それは、田中が障害者家族の支援の在り方についての批判に似ている部分がある。いわゆる、「(現行の障害者支援)で見落とされているのは、母親役割を遂行するために、労働者として女性として、市民としての人生を脇に置いているという事実である。そのような多面的な属性を捨象し、ケアラーとしての部分を肥大化させて生きていくことが、どのような困難を伴うのか、或いはリスクとなりうるのかについては言及されていない」(田

中 2018)。ひとり親世帯向けの制度設計も同じく、上記神原と田中の指摘のように、ひとり親という呼び方を通して、母親役割だけに注目し、労働者として、市民としての部分では、どのような生きづらさ、困難あるいはリスクを伴うのかを言及していない。これらを踏まえた上で、シングルマザー本人の多面的な属性を捨象し、ケアラーとしての部分を肥大化させて生きていくことに伴う困難とリスクは以下のことが見られた。

まず、労働市場におけるケア役割をひとり親として担う女性労働者の困難である。現在の女性労働者の課題を問題視する議論は、女性のケアラーとしての部分つまり「母親役割」をいかに妨げないかといった点に集約されていた。伊田は労働者としての女性の課題が可視化されにくいと指摘された（伊田 2014）。その原因は、労働問題のジェンダー・バイアスにより、「労働問題」には、あらかじめ、「一人前の労働者」＝「女房子どもを養う男性世帯主」というジェンダー・バイアスが含まれているからである。そのため、ジェンダー中立概念のように見える「労働者」という呼び方には、実質に成人男性のみによって構成され、女性労働の問題は特殊な個別課題として扱われ、問題視されていない。このような構造において、女性の貧困や女性の労働に新たに関心が寄せられた原因は、「女子の再生産の機能不全が危惧される」からである。例えば、少子化、晩婚化、未婚化、離婚といった「生殖＝再生産をめぐる現象」は、女性が長期雇用労働に参加することにより生じる現象と説明され、女性の行動や志向性の変化のみによって変化するものと扱われ、問題視されてきた（伊田 2014）。それゆえ、女性労働問題は、固有なジェンダー・バイアスに基づいて問題化され、むしろ強化されたのである。しかし、実際のところに、長期勤続雇用慣行を背景に、一人前の労働者（＝男性）は子育て役割が同時に担わない、あるいは子育て役割を担うことによりキャリアの中断がないと想定されている。そのため、働きながら、子育て役割を担うことにより、就労収入と就労時間に制限がある女性世帯主の場合は、「特殊な個別課題」であり、問題視されていない。これらを踏まえた上で、シングルマザーのような女性世帯主が、子育てしながら就労することにより生じる、時間と就労収入の制約が問題視されなくなる。また、それに付随する経済的な制限により、シングルマザーは表面上就労しているとしても、実際に子どものために、自分の社会保険料を滞納未納などのように、社会保障制度に排除された問題がより深刻であるが、可視化されにくくなっている。要するに、子育て期に子どもへの資源配分を確保するために、母親自身への資源配分を削減し、結果的に自身の福祉を損うことが出てくる。しかし、この分は公的に支援されていない。

そして、ケア役割の継続が配慮されていないことにより、生じる困難の継続である。現行のひとり親世帯向けの制度設計においては、子どもが成人（ないし、18歳）になると、親子ともに自立できる、シングルマザーの子育て役割が「終了」と想定されている。しかし、ケア役割は継続するため、上記の女性労働者としての困難は長期化する。寡婦になったシングルマザーは、子育てが終了したと制度上に見られるが、実際のところは、大学進学費用を送り続けるように、子への資源配分が停止しているわけではなく、むしろ増加傾向もある。さらに、このような困難とリスクは長期化していくと、高齢期においても年金と貯金が少ない状況に余儀なくされる。また、シングルマザーに関する行政機関が行った実態調査も、同じく「当該社会における政策の対象と範囲を示すものであり、多様な生活実態を背景に追いやり、国家が意図する単一のニーズに焦点化するという特徴」をもっていると川合が指摘している（川合 2004）。要するに、ひとり親世帯向けの制度設計のニーズも単一であり、シングルマザーの就労を損なう原因を掘り下げ、また、ケアとどう両立させるのか、いわゆる、就労を通して経済的に自立できるという「自立支援」をどのようにうまくいけるのかということだけを目的としている。しかし、多様な生活実態、例

えば、ケア役割が子育て期以降にも継続し、母親本人の就労と年金加入に影響し続けているといったシングルマザー本人の福祉を巡る課題を把握していない。要するに、シングルマザーとして生きている女性は、ケアラーとしての部分の以外に、就労、年金加入などに伴う困難とリスクを可視化することが、そもそも国家が意図するニーズではなかった。一方、母子世帯は子どもが成人（ないし、18歳）になってから子育てが終了したことを強調したのが、女手一つで子どもが育てあげてをやり遂げたことである。それは、シングルマザーのケアラーとしてのアイデンティティを尊重しているように聞こえるが、実際には「自慢している顔」を押しつけ、子どものために犠牲になった自分の福祉を正当化させた。このように、阿部が指摘されたように、女性の貧困に関する研究や公的な支援制度なども、「女性＝母親」という視点からの議論である。そうではなく、「女性≠母親」「女性＝人間」という視点から、あらゆる生き方の女性労働者の待遇改善、権利確保などを意識すべきである（阿部 2017）。

1.3 高齢単身女性の経済的状況

高齢期は、今でも女性のライフコースの中で、最も貧困リスクが高い時期である（阿部 2018）。1980年代から2010年代にかけて、高齢男性の貧困率は改善したのに対して、女性の方は改善されていない。

阿部（2015）は貧困率の男女格差について、ライフコースの視点から、若者期（20-24歳）、勤労世代（20-64歳）、高齢者世帯（65歳）などの視点を入れて、さらに世帯タイプ別、配偶関係別、貧困者に占める割合を用いて概観した。具体的には2006、2009、2012年の3時点における6年間の貧困率の変化を厚生労働省『平成25年国民生活基礎調査』のデータを用いて計算した。結果として、ライフコースに沿って、各年齢層別の貧困率は女性の方が上回っていた。とりわけ、「既婚者に比べ、未婚、死別、離別の女性で高い貧困率となっています。特に、離別の女性は貧困率が高く、勤労世代では36.0%、高齢者では42.3%です。離別者は男性でも貧困率が高いのですが、男女差で見ると、勤労世代では15.6%の差、高齢者では11.3%の差となっています」。さらに、高齢女性の中で、単身高齢女性の貧困も相対的に深刻な状況を表した。要するに、離別により単身になる女性は、どのような年齢層においても貧困率が高かった。また、その原因は「日本の公的年金制度において最低保障年金がないので、男性に比べ、就労期間が短く、賃金も低い女性においては、年金額が貧困基準を超えないことが多い」と阿部（2015）は指摘している。「国民皆保険」が達成された50年後でも、公的年金制度が女性の高齢期の貧困の解消につながるには「ほど遠い状況」にある。

高齢期における貧困率の男女格差以外に、世帯類型からも影響を受けている。高齢者世帯の内訳を見ると、一人で暮らしている「単身世帯」が49.1%、「夫婦のみの世帯」が47.2%で、ほぼ半分ずつとなっている。単身世帯の場合、その68%は女性の一人暮らしである（国民生活基礎調査平成27年版）。また、白波瀬（2005）も高齢者一人暮らしの経済的ウェルビーイングを経済的格差（ジニ係数にて代表させる）と低所得割合から見ている。結果として、高齢者のいる世帯構造分布によると、単身世帯の方は経済的ウェルビーイングが低いことが指摘された。またその原因は、高齢期の生活保障機能を受ける場所が世帯の外へと変容してき、これまで通りの生活保障メカニズムを前提とすることが出来なくなったからであることを明らかにした。

また、同じく単身世帯の経済的な状態については、濱本（2019）は「国民生活基礎調査」（2013年）を用いて、配偶者関係別に高齢単身女性の貧困リスクを統計的に考察した結果、単身世帯の女性は高齢期に貧困に陥るリスクが高いことを指摘された。とりわけ、「離

婚・死別の単独世帯にいる」65歳以上の女性の貧困線率は、「夫婦のみの世帯」の3倍以上であり、離別女性の等価年金所得は有配偶女性の半分以上であることが明らかになった。ただし、濱本の研究の対象者はいつ離死別になったのかは把握していないため、必ずしもシングルマザーとして子育てした経験のある母子世帯の母ではないことに留意が必要である。

また、海外の研究でも同じ指摘があった。イギリスにおいて、高齢期の所得に男女格差が見られたが、それは女性の労働市場においての永続化している不利が、年金システムに反映されているゆえである(Glaser et al. 2009a)。また、ケアワークの影響もある。彼女たちは、仕事時間が短く(しばしばパートタイム)、低賃金で、より多くのケアを提供しながら、年金保険料の会社負担へのアクセスがより少ない(Bennett, 2014:56)。高齢化に関するイギリスの縦断的研究からは、特に、女性の年金受給者にとって、現在の貧困と離婚(とりわけ45歳以降)・死別(とりわけ45歳以前)の明確な関連が明らかにされている。社会経済的特徴をコントロールしたとしても、女性の場合、過去の婚姻の中断と現在の貧困には関連が見られる(Glaser et al. 2009b)。

また、離別と高齢期の貧困については、Priceは離別女性が特に低所得で生活する可能性が高いと指摘された。しかし、この問題は、一人で生活する高齢女性に関する統計データに隠されがちであった。離婚する際に、年金に関する分割はできるが、一般に行われるわけではなく、増加する傾向にもなっていない。高齢化に関するイギリスの縦断的研究を用いる分析からは、特に、女性の年金受給者にとって、現在の貧困と離婚の明確な関連が明らかになった(Price 2009)。

日本での、ひとり親として子育てしながら仕事をした経験のあるシングルマザーの老後の生活の経済的状态に関連する実証研究としては、以下のものが挙げられる。まず、大矢(2016)の所属する当事者団体である市民団体「わくわくシニアシングلز」(東京)が、中高年の独身女性を対象に実施した調査「中高年齢シングル女性の生活状況アンケート調査」では、65歳以上の51.4%が働いていることが分かった。これは、年金を受給できる年齢になっても、生活のために働き続けなければならない実態を示している。そして、当事者団体であるわくわくシニアシングلز(2017)が、中高年シングル女性の生活状況に関する量的調査を行っている。この結果から寡婦世帯の生活状況を概観する。まず、50歳以上の母子世帯の母279人のうち、子と暮す女性148人の結果では、就労率は8割を超えている。また、「暮らしの見通し」に関連して、「就労収入を除いて、貯金や年金だけで暮らしたら、今の生活が出来る期間はあとのどのくらいですか」への回答は、「5年未満」が6割弱を占め、「10年以上」は14.5%のみであった。高齢期以降にも、ワーキング・プア状態が続くと感じていることが示されている。次に、65歳以上のシングル女性148人(有子・無子とも)の結果では、年金額は月額5万円未満8.3%、5万円~10万円未満40%である。年金月額10万円未満が、半分近くになっている。

このほか、田中(2019)が寡婦世帯を対象に行ったアンケート調査の結果によると、貯金なしが3割以上である。特に、年齢が低く、死別以外の寡婦の方が貯蓄なしが多い傾向があると指摘している。わくわくシニアシングلز(2017)と田中(2019)の二つのアンケート調査を通して、寡婦世帯はワーキング・プア状態が継続し、年金額が少なく、貯金が少ないといった厳しい経済的状态が見られる。

以上の先行研究の整理を通して、典型的なジェンダー構造化された家族に基づく年金制度、更に、ケア役割の継続を想定していないひとり親世帯向けの公的な支援制度という制

度設計は、子どもを連れて婚姻から離れたシングルマザー本人の福祉を見逃していることが確かめられた。そこで、高齢寡婦にとってこのような複合的な不利は長年に渡って累積され、高齢単身女性が直面する問題とも重なり合っただけで脆弱性を増し、貧困問題として立ち現れる。本研究は、以上の先行研究を踏まえ、このような制度設計の構造において、生活者としてのシングルマザーが直面する生活の有り様がどうなっているのかを可視化することにより、制度設計の構造が生活者にどのような生活不利を招いたのかについて明らかにしたい。この目的を達成するためには、具体的には以下の方法を用いて考察していく。

2. 本研究の分析方法枠組み

シングルマザーの生きづらさを確認するために、WBGのライフコース・アプローチを踏襲して、ライフコースの視点を用いて、生活者の主体性を制限された構造と生活者の対応について実証研究を通して確かめていく。

イギリスのWBGはライフコース・アプローチから、国勢調査の結果、または最新の研究結果を用いて、女性の貧困の原因と、貧困が女性の生活に及ぼす影響について描いた(WBG2018)。WBGはThe Women's Budget Groupの省略で、政策が女性に与える影響を分析し、男女平等・経済の促進を目的とした、女性の学者、政策専門家で構成される独立したNPOである。

WBG(2018)によると、貧困は継続的な特質があり、生活者として前のライフステージにおける環境と経済的困窮の経験から抜け出すことができず、次のライフステージにおいても貧困にとどまる可能性がある。このことを念頭に置き、女性の貧困に対するライフコース・アプローチを援用し、男性より貧困に陥りやすい原因、持続的な特質を考察した。具体的に、相互に関連する貧困の三つの側面から、つまり労働市場の状況、家族内での性別役割、不十分な社会保障に焦点を当て、幼年期、成人期、高齢期のさまざまなライフステージを取り上げ、女性の貧困の原因とそれがもたらす影響について、ライフステージごとに分析されていた。結果として、女性は、次のライフステージにおける雇用形態、とりわけ、パートタイム雇用とキャリアの中断と収入、ひいては生涯の収入と高齢期の年金額の低下に、強い関連性が見られた。さらに、家庭内ケア役割を一人で担うことが、労働時間を制限させ、結果的に十分な社会保障を受けられず、高齢期の貧困につながっていることも指摘された。このように、ライフコース・アプローチにより、女性は生活状況と経済的剥奪が、次のライフステージの生活に影響を及ぼし、不利が累積され、貧困が自ら強化していき、持続的な貧困状態にいる可能性が高いことが示唆された(WBG 2018)。

しかし、WBGは貧困の原因と結果を丁寧に考察したが、量的なデータにより、各ライフステージの貧困の特質を描くことが中心であった。それゆえ、①質的な研究により、生活者の視点から、各ライフステージにおける不利がどのように対応し、どのような原因により経済的困窮な状態から抜け出せないのかまでは明らかにしていない。②前のライフステージの貧困の経験が次のライフステージの貧困の原因になったと言及していたが、各ライフステージにおいて同じ指標により考察してなく、三つの時期の貧困の特質がそれぞれ別に描かれ、相互の関連性や統一性、または貧困の累積性までは分析していない。③同じ生活者を対象に、前のライフステージにおいては、貧困の原因としてある特徴がなく、貧困から抜け出したと見えるにも関わらず、次のライフステージに思わぬ出来事により、再び貧困に陥るといった貧困リスクに対する脆弱性が指摘されていない。更に、WBGは男性と比較しながら、女性全体の貧困の特質を三つの側面から指摘されたが、シングルマザーとしての不利の特有性にとっては明白にまとめていない。シングルマザーは他の女性と比較し、より子育てで負担が重く、労働市場における就労形態がより厳しく、社会保障からの

公的な経済的支援に依存する、いわゆる脆弱性がよりあると考えられる。

それゆえ、本研究は、以上の三点を乗り越える為に、ライフコース・アプローチを採用しながら、各ライフステージの相互の関係性を明らかにすることにより、一人ひとりのシングルマザーの人生における不利の継続性と脆弱性を、質的な調査から実証していく。

また、ライフコース・アプローチを採用した研究については以下のものが上げられる。まず、Bennett は、「ライフコース・アプローチ」を用い、貧困とジェンダーのリンクを指摘された(Bennett, 2014)。「ライフコース・アプローチ」を用いる理由は、「ライフコースの軌跡に関する調査はさまざまな方法で、家族、労働市場、福祉国家の対策が個人の生活に与える複合的な影響、または、それと男女の貧困とのリンクも追跡できる」からと述べている(Bennett, 2014:56)。例として挙げたのは「貧困の中で暮らす今日のシングルマザーは、昨日の二人親世帯の家庭において、小さな子を育てる母親であり、明日の貧困高齢年金受給者になるかもしれない。それ故に、どのようにこのようなサイクルになったのかを追跡することがとても大事である(Bennett 2014:53)。」さらに、Ezawa は「ライフコース・アプローチ」を用いる質的研究は、個人の生活というブラックボックスを考察できると指摘された。それにより、同時に、量的な研究が触れない具体的な状態、原因、経験が把握でき、個人のエージェンシー、リソース、ストレージなど、個人のライフコースに影響があることも確認できる (Ezawa2016)。

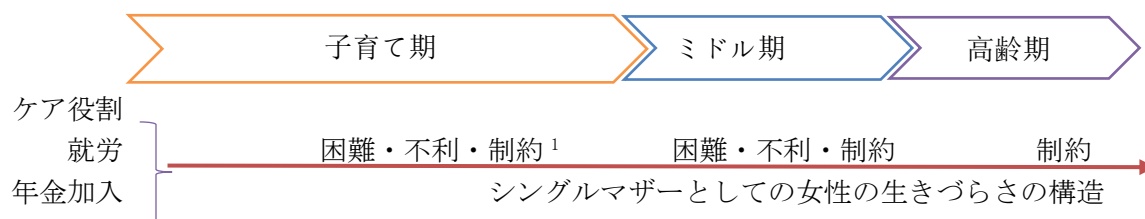
本研究は以上のようなライフコース・アプローチの有効性を受け、ライフコースの軌跡を追跡することで、女性本人のエージェンシー、リソース、ストレージなどといった主体性、個人のライフコースに影響を及ぼすものと明らかにしていく。そこで、シングルマザー本人の主体性を制限した構造の関係も視野に入れて考察していく。

貧困を経験している人々が自身の生活の行為者であること、しかし、多くの場合、強大で抑圧的な構造的・文化的制約に縛られていること、そしてそうした制約自体も、他者の行為の産物であることを示した。現在の概念化は貧困を固定された状態ではなく、動的なプロセスとして捉えているので、主体的行為と構造のこうした関係は極めて重要なものとなる。主体的行為に焦点を当てたセンの潜在能力アプローチにも役立つであろう。動的な貧困調査から得られる重要な政策的教訓は、人々が貧困から抜け出せるように、或いは貧困に落ちないように、軸となるポイントを発見して介入すること。(Lister =2011 : 227)

Lister の指摘をとおして、ひとり親としての女性は生活の困難にさらされる受動的な存在ではなく、主体的行為者として、構造的・文化的制約に縛られている。主体的行為と構造の関係を捉えるために、まず軸となるポイント(構造的な決定因子)を発見することが重要である。本研究は、母子世帯の、就労、ケア、社会保障政策利用という三つの重要な領域において、公的な構造が女性の主体的行為にどのような制約をもたらすのかを考察することが出発点になる。また、この制限はスナップショットで見ただけではなく、ライフコースに沿い、ダイナミックに捉えることが重要視されている。それは、一時点においては貧困ではないが、貧困状態に陥るリスク(例えば、年金非加入、貯金ができないなど)が潜み、長期的にみて構造的に貧困に陥り、脱出が困難になる原因を考察できるからである。

具体的本研究の研究枠組みについては、以下の図 1-1 を用いて紹介する。

図 1-1 分析方法の概念図



注：1 困難・不利・制約とは、リソースの不足という場面での貧困状態を指す。

図 1-1 で示したように本研究は、WBG のライフコース・アプローチを踏襲して、一人ひとりのシングルマザー本人に注目し、各ライフステージにおける構造の制約がどのようなものなのか、そこで生活者としてどのように対応し、何を招いたのかを考察していく。その上で、シングルマザーの生活不利がどのようにライフコースを通して、継続、蓄積していたのか、また、どのような結果に至ったのかを確認していく。

要するに、シングルマザーの生きづらさに関しては、一時的な生活状態としてではなく、中長期的に捉え、各ライフステージの貧困の原因と結果を探り、複合的な困窮状況や課題が個人へもたらす影響等が検討できる。具体的に、本研究は、この分析枠組みを通して、以下の分析において、高齢寡婦を対象としたインタビュー調査を通し、以前のライフステージを振り返り、子育て期・ミドル期・高齢期の就労・ケア・年金制度の加入の三つの領域に注目し、子育て期だけでなく、ポスト子育て期にも継続したシングルマザーを巡る構造的な制約・困難・不利がどのようなものなのか、そこで生活者としてどのように対応し、なぜそうならざるをえないのか、またどのようにして高齢期における経済的に不利な「結果」がもたらされるのかについて検討する。

第二章 年金を受給する前の就労状況・年金加入とケア役割

第二章から、インタビュー調査のデータを用いて、高齢寡婦世帯が抱えてきた不利と高齢期の生活実態を確かめていく。本章の目的は、シングルマザーが年金を受給するまでのライフステージにおける就労状況、年金加入状況を明らかにし、更にケア役割がもたらす影響を確かめることである。具体的に、ライフコースに沿い、就労状況・年金加入状況にどのような不利を抱えているのか、それなぜなのか、また不利な状況に対してどのような対応を選択したのか、あるいは選択せざるを得なかったのかを巡ってまとめていく。その上で、ケア役割が就労と年金加入にどのような影響を及ぼし、シングルマザーにとってどのようなリスクが潜んでいるのかを検討する。

1. 調査概要

1.1 調査の目的と方法

本研究が用いるインタビュー調査データは以下のように得られた。

X市の母子福祉団体Yに協力の依頼をし、所属している会員16人を紹介してもらい、一人当たり約1時間半の半構造化インタビュー調査を実施した。

調査協力者は、現在年金を受給し、かつ過去にひとり親として子育てしながら就労した経験のある寡婦世帯の女性である。全員が年金受給しており、要介護の状況にはない。

調査内容は、次のように三つの部分に分けられる。①寡婦本人の現在：年金受給状況、現在の家計のやり繰りの状況、②寡婦本人の過去：職歴・年金加入歴、③子どものこと（子どもが成人、ないし18歳になると「成人子」と称する）：子育て期の子どもとの関わり、成人子の現在の生活状態、成人子との関わり。

調査期間は2019年の10月中旬から11月末日である。

なお、調査の実施にあたり事前に「北海道大学教育学研究院における人間を対象とする研究倫理審査」の承認を受けた。

1.2 調査協力者のプロフィールと特徴

調査対象 16 人は、60 代後半～80 代前半の寡婦であり、そのうち離別者が 9 人で、死別者が 7 人である。表 2-1 は調査協力者の基本属性である。

表 2-1 調査協力者の基本属性（年金額順）

協力者 ¹	年齢	健康 状況	年金 額 ²	就労 収入 ³	就労状況 ⁴	住い		
						住宅状況	同居人	家賃 ⁵
Nシ	70 後半	健康	13	—	— (60 歳、定年退職)	持ち家	独身の子	子支払
Kシ非	70 前半	健康	11.8	7	パート・清掃、週 5 回×3h	持ち家	離婚の子	0.6 [*]
Aリ	60 後半	健康	10.3	3.5	パート・清掃、週 2 回×3h	持ち家	独身の子	0.7 [*]
Jシ	70 前半	通院	10.1	—	— (65 歳、定年退職)	持ち家	一人暮らし	0
Lシ非	80 前半	持病	9.9	—	— (65 歳、定年退職)	持ち家	一人暮らし	0.3 [*]
Pシ	70 後半	健康	9.8	3	パート・支援員、たまに	賃貸	別居の子	8
Iリ	70 前半	健康	9.7	3.6	パート・キッチン・週 2 回×4h	公営住宅	一人暮らし	2.6
Fリ	70 後半	健康	9.5	—	— (60 後半まで、心身の疲れ)	持ち家	一人暮らし	1 [*]
Oシ非	70 前半	通院	8	7	パート・清掃、週 5 回×5h	賃貸	独身の子	子負担
Hリ	60 後半	持病	7.6	6	パート・清掃・週 4 回×3.5h	公営住宅	独身の子	1.1
Cリ	70 前半	通院	7.3	—	— (60 後半まで、膝の具合)	賃貸	一人暮らし	3.6
Mシ	70 後半	通院	7.1	—	— (65 歳、定年退職)	持ち家	独身の子	子負担
Eリ	70 後半	通院	6.5	—	— (70 後半まで、手の骨折)	公営住宅	独身の子	4.2
Dリ	70 前半	通院	5.6	7.5	パート・事務とレジ、週 4 回	賃貸	一人暮らし	4.9
Bリ	60 後半	通院	(5.5)	15	パート・介護、週 4 回×8h	賃貸	一人暮らし	5.2
Gリ	70 後半	通院	1.3	—	— (去年まで、委託なくなる)	賃貸	一人暮らし	4

注：1「協力者」には、「シ」は遺族年金を受給している死別者で、「シ非」は、遺族年金を受給していない死別者で、「リ」は、離別者のことを表す。(以下同じ。)それは、調査協力者が現在受けている年金の種類や生活歴が違うことを表すために、離別か死別かを表示している。なお、図表にだけ、「リ」と「シ」を付けて調査協力者を表す。

2「年金額」は介護保険を引いた後の金額で高い順に並ぶ。月額で、単位が万円になる。また、()の中で、Bリは現在受けている年金額で、これから 70 歳まで年金を受けながらかけ続ける。

3「就労収入」は月額で、単位が万円になる。

4「就労状況」に、「—」とは現在未就労を表す。()の中で、退職年齢と退職の原因を明記している。

5「家賃」に、*が持ち家の固定資産税の月額を表す。

表 2-1 によると、調査協力者 16 人中、60 歳代が 3 人、70 歳代が 12 人、80 歳代が 1 人であり、ほとんど 70 歳代である。健康状態は、全員良好で、「健康」か「お薬を貰いに」通院をしている程度である。

現在の年金受給額については、最高が 13 万円で、最低が 1.3 万円である。そして、現在の就労状況に関しては、就労しているのが 8 人であり、60 代後半から 70 代前半に集中している。また、現在無職の 8 人のうち、4 人が健康や失業等の原因で仕事を辞め、いわゆる「働けるまで働いていた」。その他の 4 人は死別者で、定年退職後に就労した経験がなかった。それに、住居については、持ち家が 7 人、賃貸が 6 人、公営住宅が 3 人である。また、同居家族については、成人子と一緒に住んでいるのが 8 人であり、そのうち死別者が相対的に多い。また、同居している成人子は現在の生活状況が独身、離別、別居中であり、配偶者がいない。

表2-2 時代的な背景と調査協力者のライフコース

	コナー1① (80歳代前半)	コナー1② (70歳代後半)	コナー1③ (70歳代前半)	コナー1④ (60歳代後半)	年をよびとり引継ぎに関する法律の変遷
1930年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	1923年、戦時法制定
1935年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	1939年、戦時法制定 1942年、労働者年金保険法制定 1944年、厚生年金保険法に改称(女性も適用対象となる)
1940年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	1949年、生活保護・母子加算開始
1945年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	1954年、厚生年金保険法の全面改正(配偶者に加給年金支給、妻共働き配偶者優待が定着) 配偶者間扶養年金支給加入 1962年、国民年金制度施行(国民皆年金制)、事業主納付は強制加入 1964年、児童扶養手当法成立 1965年、始付水準改定、「1万円年金」、厚生年金基金制度の創設 1969年、「2万円年金」(標準的な厚生年金額2万円、国民年金は夫婦2万円)
1950年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	1973年、物価スライズ対策、賃金抑制面の導入、「5万円年金」
1955年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	1985年、「児童扶養手当」を「母子家庭の生活安定と自立促進」と位置付け見直し
1960年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	1995年、「児童扶養手当」を「母子家庭の生活安定と自立促進」と位置付け見直し
1965年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	2002年、児童扶養手当全部支給の移行期間が5年になる。 同年、母子及び配偶者給付が「医療・自立に向けた総合支援」に方向転換。 同年、母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法成立。 2008年、児童扶養手当一部支給停止措置は終了など一定の自由で適用除外となる。 2010年、児童扶養手当を父系家庭にも支給。 2012年、「母子家庭の母及び父親の就業の支援に関する特別措置法」 2014年、児童扶養手当の公的年金との連携の支給を導入。
1970年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
1975年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
1980年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
1985年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
1990年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
1995年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
2000年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
2005年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
2010年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
2015年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	
2020年	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍(農業) 結婚 出産① 出産② 出産③	入籍 結婚 出産① 出産② 出産③	

表 2-2「時代的な背景と調査協力者のライフコース」はひとり親に関する法律の変遷と調査協力者のライフコースを表す。

それによると、調査協力者は、年齢が 60 歳代後半、70 歳代前半、70 歳代後半、80 歳代前半で、ライフコースが独身、結婚中、母子・ミドル期、高齢期に分けて表している。表 2-2 によると、全員が 1962 年の児童扶養手当法、1964 年の母子及び寡婦福祉法(旧母子福祉法)が成立した後に、母子世帯になったため、母子・ミドル期においては児童扶養手当を受給していた。また、2002 年以降方針変動期に、①児童扶養手当は全部支給の給付期間、②母子及び寡婦福祉法は「就業・自立に向けた総合的支援」の方向転換・母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法成立などの変化があったが、この時には、ほぼ全員がミドル期になっており、これらの制度変更にも影響されていない。要するに、調査協力者は現在のシングルマザーと同様、受給額には差がある一方、ひとり親に関する制度の適用においては大きな違いが見られない。

2. シングルマザーになる前

この節からライフコースに沿い、シングルマザーになる前とシングルマザーになってから年金を受給する前という二つのライフステージに分けてまとめていく。まず、本節においては、シングルマザーになる前、いわゆる卒業後から結婚前、結婚中の二つのライフステージを取り上げ、それぞれどのように就労し、それに伴い、どのように年金に加入したのかを確認する。

2.1 就労状況

まず、表 2-3 を通して、調査協力者の就労状況を就労の有無、雇用形態、勤務年数、影響要因（従属要因）などの側面からまとめる。

表 2-3 シングルマザーになる前の就労状況（年金順）

協力者 ¹	結婚前					結婚中			
	学歴	初職年齢	雇用形態 ²	期間 ³	転職回数	結婚年齢	期間 ³	夫の被扶養者	仕事
Nシ	高卒	10 後半	正規	8	1	20 後半	12	○	専業主婦
Kシ非	高卒	10 後半	正規	8	2	20 後半	10	×	専業主婦→ 夫婦で自営業
Aリ	高卒	10 後半	正規	3	0	20 前半	4	○	専業主婦
Jシ	大卒	20 前半	非正規	3	2	20 後半	11	○	専業主婦
Lシ非	高卒	10 後半	正規	2	0	20 前半	18	×	専業主婦→ 委託社員
Pシ	高卒	— ³	—	—	—	20 前半	13	○	専業主婦
Iリ	高卒	10 後半	正規	8	0	20 後半	10	○	専業主婦
Fリ		—	—	—	—	20 前半	20	×	専業主婦→ 夫婦で自営業
Oシ非	高卒	—	—	—	—	20 前半	30	×	専業主婦→ 正社員
Hリ	高卒	—	—	—	—	20 前半	13	○	専業主婦
Cリ	高卒	10 後半	正規	13	4	30 前半	3	○	夫婦で自営業
Mシ	中卒	—	—	—	—	20 前半	8	○	専業主婦
Eリ	高卒	—	—	—	—	20 後半	5+30 ⁴	○	専業主婦
Dリ	高卒	—	—	—	—	30 前半	9	○	正規→ アルバイト→ 夫婦で自営業
Bリ	高卒	—	—	—	—	20 前半	25	○	専業主婦→ アルバイト
Gリ	高卒	20 前半	非正規	5	0	20 後半	28	○	非正規雇用

注 1 「協力者」に、「シ」は遺族年金を受給している死別者で、「シ非」は、遺族年金を受給していない死別者で、「リ」は、離別者のことを表す。（以下同じ。）それは、調査協力者が現在受けている年金の種類や生活歴が違ふことを表すために、離別か死別かを表示している。なお、図表にだけ、「リ」と「シ」を付けて調査協力者を表す。

2 「雇用形態」に、「—」は農家の手伝いであり、家事または農業に従事していたことを表す。

3 結婚前と結婚中の「期間」とは単位が年間であり、年数と表す。

4 Eリは30代前半から別居し、60前半で籍を外した。別居が初めて以来、事実上の母子世帯になった。その期間はおよそ30年間である。別居前の5年間は専業主婦である。

・結婚前

結婚前に、農業の手伝いをしており、雇用され、または自営業をしていなかったのは、P、F、O、H、M、E、D、Bの8人である。その中で、Mは中卒後から農業に従事し、P、F、O、H、E、D、Bの7人は高卒後に農業に従事した。その後、P、F、O、M、E、D、Bの6人は20歳代前半、Dは30代前半に結婚し、実家から離れた。

続いて、その他、雇用され、または自営業をした8人の雇用形態と年数を確認する。その中、N、K、I、Cの4人は高卒後10歳代後半から、正規雇用され、5年以上勤務した。うち、N、K、Iは20歳代後半に、Cは30歳代前半に結婚して退職した。その他、A、Lの2人は高卒した後に10歳代後半から正規雇用されたが、5年以内に退職し、20歳代前半に結婚した。そして、Jは大卒で20歳代前半から非正規で雇用され、5年以内に結婚し、退職した。最後に、同じく20歳代前半から非正規で雇用されたGは5年間勤務し、20歳代後半に結婚してからも在宅勤務の形で、非正規雇用に従事した。

・結婚期間中

調査協力者16人中、14人が20歳代で結婚し、2人が30歳代で結婚した。結婚継続年数から確認すると、結婚してから5年以内にシングルマザーになったのは、A、C、Eの3人である。結婚してからシングルマザーになるまでの期間が6年～10年間は、K、I、M、Dの4人である。11年～15年間はN、J、P、Hの4人である。16年～20年間はL、Fの2人である。21年間以上は、O、B、Gの3人である。

また、結婚中の仕事の状態について、シングルマザーになるまでずっと専業主婦をしていたのはN、A、J、P、I、H、M、Eの8人である。そのほか、結婚している間に、何年間、専業主婦を経験し、その後、再就職したのは、K、L、F、O、Bの5人である。うち、Lは専業主婦から委託社員に、FとKは専業主婦から自営業者に、Oは専業主婦から正社員に、Bはアルバイトに変更して再就職した。最後に、ずっと仕事を続け、専業主婦経験がなかったのは、C、D、Gの3人である。

そして、結婚後に、16人中12人が夫の被扶養配偶者になった。このほかの、K、L、F、Oの4人は被扶養配偶者にならなかった。その原因は、K、F、Oの3人は、夫婦で自営業していたため、元夫が第一号被保険者であり、お金を節約するために、妻に年金に加入させず、被扶養配偶者にならなかった。また、Lは父親が自営業をしており、夫とともに、父親の会社で国民年金に加入していた。

2.2 年金加入の状況

次に、表 2-4 を通して、各ライフステージでの就労状況に伴い、年金加入状況がどのようになっているのかを確認する。具体的に、加入の有無、年金の種類、年金加入に関する変化に注目して確認する。

表 2-4 シングルマザーになる前の年金加入の状況と就労形態

	結婚前	結婚中
N シ	正規雇用/厚生年金	専業主婦/扶養枠
K シ非	正規・事務/非加入	夫婦で自営業/非加入
A リ	正規雇用・会計/厚生年金	専業主婦/扶養枠
J シ	非正規雇用・高校教員/国民年金	専業主婦/扶養枠
L シ非	正規雇用・図書館の師匠/国民年金(父の被扶養者)	専業主婦→市役所のカウンセラー 国民年金→厚生年金
P シ	農家/非加入	専業主婦/扶養枠
I リ	正規雇用/厚生年金	専業主婦(10) →別居(2) ¹ 扶養枠(12)
F リ	農家/国民年金(父の被扶養者)	専業主婦→夫婦で自営業 非加入
O シ非	農家/非加入	専業主婦→正規就労 非加入→厚生年金
H リ	農家/非加入	専業主婦/扶養枠
C リ	非正規雇用→正規/厚生年金	夫婦で自営業/扶養枠
M シ	農家/非加入	専業主婦/扶養枠
E リ	農家/国民年金	専業主婦/扶養枠
D リ	農家→正規雇用/非加入	正規就労→夫婦で自営業/扶養枠
B リ	農家/非加入	専業主婦→アルバイト/扶養枠
G リ	非正規雇用/非加入	非正規雇用/扶養枠

注1 I リ () の中では、年数を表す。

・結婚前

結婚前には、年金は任意加入だったため、16 人の中で、年金に加入しなかったのが K、P、O、H、M、E、D、B、G の 9 人だった。その中、P、O、H、M、E、D、B、G の 8 人は、主に結婚する前は実家の農業を手伝い、年金に加入していなかった。また、K は正規雇用され、厚生年金に加入したが、一時金を貰い辞退した。

そして、年金に加入した 7 人の中、N、A、I、L は正規で就業したため、厚生年金に加入した。また、L は正規の仕事をしたが、父親の被扶養者であり、国民年金に加入し、厚生年金を辞退した。J は非正規で働きながら、自ら国民年金に加入した。また F は結婚前に農家の手伝いをし、雇用されていなく無職だったが、父親の被扶養者であるため、国民年金に加入した。このように、結婚前には父親の意識により、加入するかどうかについて違っている。

・結婚期間中

16 人の中、結婚後に元夫の被扶養配偶者になったのは N、A、J、P、I、H、M、C、E、D、B、G の 12 人である。その中、N、A、I、C の 4 人は結婚により退職し、厚生年金から被

扶養者になり、加入する年金の種類が変化した。J、E も結婚後に退職し、国民年金から被扶養者になった。P、H、M、D、B、G の 6 人は実家が農家で年金非加入の状態から、元夫の被扶養者になり年金に加入し始め、結婚することにより、年金制度とつながった。M、G は、結婚期間中だけ年金に加入しており、それ以外の期間は加入していなかった。

そして、結婚中に被扶養者にならなかった 4 人は、死別者の遺族年金を受給していなかったのが K、L、O の 3 人と F である。加入した年金の種類については、K、O は結婚前にも非加入であり、L は父親の被扶養者になり国民年金に加入し、結婚後も変更していなかった。一方、F は国民年金から非加入になった。さらに、K、F は夫の自営業を手伝い、再就職しておらず、年金も非加入のまま母子世帯になった。L と O は、結婚している間に、夫の心身状態によって稼働能力に支障が出たため、やむを得ず再就職し、個人名義の厚生年金に加入していた。

小括

以上の分析結果から、シングルマザーの就労、又はそれに伴う年金加入状況について、以下のことが確認された。まず、結婚前の就労歴と年金加入歴についての調査結果としては、半分の調査協力者が農業に従事していた。それにより、1 人が父親の被扶養者になった以外に、ほとんどが年金非加入であった。それにより、結婚前の年金加入には、世帯主の就業形態に影響されていた。また、その他の半分は雇用されて就業した経験があり、さらにより多くの人々が正規雇用されていた。しかし、雇用されていたとしても、半分の調査協力者は短期間の加入で脱退手当を受給し、厚生年金から早期脱退し、或いは年金非加入か、父親の被扶養者として国民年金に加入することを選択した。

結婚してからの就労と年金加入の特徴については、まず、結婚後にはほとんどの調査協力者が農家や仕事をやめ、専業主婦になった。年金加入についても、結婚後に専業主婦になり、被扶養配偶者になるのが当然視されていた時代があった。したがって、結婚前は年金に加入しておらず、結婚を機に元夫の被扶養者になった調査協力者が多い。そして、半分の調査対象者が結婚中は専業主婦、つまり無職であった。その他の半分については、夫の自営業を手伝うような形であるため、夫が店のオーナーのように主導的で、妻が店員などの補助的な仕事をしてきた。妻の年金加入状況は、結婚前には父親、結婚中には夫の就職先によって決められた。夫が自営業の場合には、ほとんどの妻が夫の仕事をサポートし、お金の節約するために、被扶養配偶者にならずに、年金保険料が未納となる。また、就職した調査協力者の就職理由は夫の病気というやむを得ない事情であった。そのため、調査協力者は主導的に仕事に従事したというよりは、受動的に家庭から離れ、労働市場に入った。

3. シングルマザーになってから年金を受給する前

この節は、シングルマザーになる以降、年金を受給する前、いわゆる、シングルマザーとしての子育て期とミドル期のライフステージに注目し、就労状況、年金加入状況について確認する。具体的に、ライフコースに沿い、シングルマザーになってから年金を受給する前の期間を、シングルマザーになった直後、以降のひとり親としての子育て期とミドル期の二つのライフステージを取り上げてまとめていく。

3.1 就労状況

シングルマザーになった直後の就労状況については、表 2-5 のように無職期間の有無、転職の回数と継続期間など、就労状況の安定性に関わる側面についてまとめる。

また、その以降の子育て期とミドル期においては、一番長い仕事を取り上げ、就労の安定性を表す。具体的に、一番長い仕事に従事する期間、雇用形態など、または一番長い仕事を退職した時期とその後の転職歴かを中心に確認する。

表 2-5 シングルマザーになってから年金受給期前の就労状況（年金順）

	シングルマザーになった直後						その以降の子育て期とミドル期						年金受給年齢
	母子世帯になる年齢	無職期間 ¹	雇用形態 ²	一番長い仕事に就くまでの転職歴			一番長い仕事			一番長い仕事を退職後の転職歴			
				転職回数 ³	継続期間	雇用形態の変化	雇用形態	継続期間 ⁴	退職年齢	転職回数	無職期間	雇用形態	
Nシ	30 後半	0	委	—	—	—	委	22	60	0	5	—	65
Kシ非	30 後半	0	ア	1	1↓	ア→公	公	24	60	0	0	再	65
Aリ	20 後半	0	正	—	—	—	正	30 ⁵	55	1	1	パ	60
Jシ	30 後半	1↓	ア	1	1	ア→委	委	23	60	0	0	再	65
Lシ非	40 前半	0	委	—	—	—	委	12 ⁶	52	1	0	パ	60
Pシ	30 前半	1↓	ア	1	3	ア→正	正	24	60	0	0	—	60
Iリ	30 後半	2	ア	1↑	6	ア→委	委	20	62	0	0	—	62
Fリ	40 前半	0	自	—	—	—	自	28	69	0	0	—	69
Oシ非	50 前半	0	正	—	—	—	正	22 ⁷	55	1	1	パ	60
Hリ	30 前半	0	ア	1↑	5	ア→正	正	22	60	0	0	—	60
Cリ	30 前半	1↓	パ	—	—	—	パ	12	47	1	3	派	65
Mシ	30 前半	0	パ	—	—	—	パ	15↑	40 後半	1	0	パ	65
Eリ	30 前半	0	ア	2	20	ア→ア→パ	パ	10↑	62	1	0	パ	65
Dリ	40 前半	0	正	2	10 ⁸	正→正→正	正	8	58	0	2	—	60
Bリ	40 後半	0	派	—	—	—	派	16	65	1	1	パ	— ⁹
Gリ	50 後半	0	パ	—	—	—	パ	10↑	60 後半	1	0	自	70

注1「無職期間」は、無職の有無と年数を提示する。調査協力者から明白の期間が語れない場合には、矢印をつける表記する。「1↓」とは1年未満で、「1↑」は一年以上を表す。「2」と記載しているのは、ちょうど2年間のことを表す（以下同じ）。

2 「雇用形態」は、「委」が委託社員で、「公」が公務員で、「ア」がアルバイト雇用者で、「正」が正

規雇用者で、「自」が自営業者で、「パ」がパート雇用者で、「派」が派遣社員で、「再」が再雇用者を表す（以下、同じ）。

- 3 「転職回数」は、「1↑」とは一回以上のことを表す。
- 4 「継続期間」は、この期間の年数を提示する。「○↑」とは○年以上のことを表す。
- 5 Aの一番長い仕事は正規雇用された期間を表す。30年間で、転職が三回あったが、同じ経理の仕事で、無職の期間がなく、正規雇用され、フルタイムで勤務し、キャリアが中断していなかったと考えられる。55歳以降は、パート勤務で、色々な仕事に従事した。
- 6 Lは結婚中に再就職したため、一番長い仕事の期間をその頃から計算した。
- 7 Oシ非は結婚中に再就職したため、一番長い仕事の期間をその頃から計算した。
- 8 Dリは一番長い仕事に就くまでの10年間の2回の転職の間に、無職の期間があった。それぞれ一か月間、三か月間である。
- 9 Bリはまだ年金を受給していない。65歳で退職した後に、1年間失業保険を受けながら無職の期間があった。その後、66歳から現在までパートで介護職に就き、厚生年金の保険料も支払い続けている。

・シングルマザーになった直後

調査協力者の中で、母子世帯になった年齢は20歳代後半がAの1人、30歳代前半がP、H、C、M、Eの5人、30歳代後半がN、K、J、Iの4人、40歳代前半がL、F、Dの3人、40歳代後半がBの1人、50歳代前半がOの1人、50歳代後半がGの1人である。ほとんどの人が、30歳代に母子世帯になっている。それゆえ、子どもが小さく、子どもの世話が必要とされる年齢と想定できる。

母子世帯になった直後の就労状態から確認する。まず、「一番長い仕事に就くまでの転職歴」から、「雇用形態の変化」がなく、転職・無職期間なしで、母子世帯になってすぐに一番長く従事した仕事に就いたのはN、A、C、M、B、Gの6人である。また、同じく「雇用形態の変化」がなく、且つ母子世帯になった当時に既に一番長い仕事に従事していたのは、L、O、Fの3人である。LとOは結婚中に再就職したため、それぞれ、Lが委託社員として、Oが正社員として雇用されていた。Fは結婚中に夫と自営業をし、離婚後にもその自営業をひとりで続けた。そして、専業主婦で、シングルマザーになった直後にまずアルバイトで復職したのは、K、J、P、I、H、E、Cの7人である。さらに、この中で、J（1年以内）、P（1年以内）、I（2年間）、C（1年以内）はシングルマザーになった直後に無職期間を挟み、アルバイトで再就職した。

・その以降の子育て期とミドル期

この部分は、一番長い仕事は生活の安定にもつながり、勤続期間が長ければ長いほど、生活の基盤と年金の加入が安定する。この意味で、一番長い仕事は年金受給額に大きな影響を与えると考えられるため、一番長く従事した仕事を中心にまとめる。具体的に、シングルマザーになった直後から一定の時間が経過した子育て期とミドル期において、一番長い仕事に就くまでの転職歴、一番長く従事する仕事の詳細、一番長い仕事を退職してから年金を受給するまでの転職の有無という三つの時期における安定さに注目し、就労状況についてまとめる。

まず、シングルマザーになった直後に、アルバイトや無職を挟んで、一番長い仕事に就いていなかった7人について、一番長い仕事に就くまでの転職歴を確認する。転職回数が1回だったのがK、J、Pの3人である。雇用形態は3人ともアルバイトから、それぞれ公務員、委託社員、正規雇用者と、安定した雇用形態に転職した。そして、転職するまでの

期間が相対的に短く、それぞれ1年以内、1年、3年であった。また、相対的に転職回数が少なく、継続期間がより短い3人はともに夫との死別者であり、7人の中で相対的に年金額が高い方である。

そして、転職回数が1回以上だったのがI、H、E、Dの4人である。そのうちIとHはアルバイトを1回以上転職し、その後それぞれ委託社員、正規雇用者として雇用された。継続期間はIが6年、Hが5年であり、5年以上で相対的に長い。このほか、Eは20年間でアルバイトを2回転職し、その後もパートとして雇用されていた。Dはシングルマザーになってから自営業をやめ、すぐに正規雇用されたが、一番長い仕事につくまでの10年間には、正規の仕事を2回転職しており、それぞれの仕事に従事する期間は短かった。つまり、シングルマザーになってから一番長い仕事に就くまでの期間において、転職回数がより少なく、且つ期間が相対的に短い方が、そうでない調査対象者より、現在の年金受給額が高い。

次に、一番長い仕事を中心に、継続期間、雇用形態などを確認する。まず、転職無しでシングルマザーになった直後から、直ぐに一番長い仕事に就いたN、A、C、M、B、Gの6人からまとめる。Nは委託社員として働き始めた。Aはすぐに正規雇用された。C、M、B、Gは、それぞれパート、パート、派遣社員、パートとして就職した。継続期間について、NとAは20年以上のそれぞれ22年間と30年間であり、C、M、B、Gの4人は20年以下で、それぞれ12年間、15年間以上、16年間、10年以上である。また、この6人とも一番長い仕事から退職後したあとに、年金受給をせず、Nを除く5人はその後に、転職した経験がある。

そして、転職無しでシングルマザーになった当時、既に一番長い仕事をしていたのがL、O、Fの3人である。結婚中に仕事を始めた原因は3人ともに、結婚していた元夫が自営業で、夫をサポートする仕事、または夫の代わりに家計を支えていたからである。更に、3人とも夫の被扶養者にもならなかった。そのうち、L、Oは結婚中に夫の就業能力に支障があった為、再就職し、シングルマザーになってからもその仕事を続けた。結婚中の期間はキャリアの一部であり、事実上も一人で子育てしながら仕事したことになるため、一番長い仕事の継続期間としてまとめる。L、Oはそれぞれ委託社員として12年間、正規職員として22年間働き続けた。その後、二人とも50歳代で仕事に対する倦怠感、心身的な健康により辞職し、転職を経験してから年金を受給した。また、Fは婚姻中に元夫と共に自営業をし、離婚してから自分一人で自営業をし、年金を受給するまで28年間続けた。

また、転職有りでシングルマザーになってから、アルバイトから再就職し、その後一番長い仕事に転職したK、J、P、I、H、E、Dの7人について、雇用形態は、Kが公務員、J、Iが委託社員、P、H、Dが正規職員で、Eがパート従業員である。継続期間はE、Dを除く5人が20年間以上その仕事を続けた。7人のうち、Eを除く6人は、年金を受給する前にはほかの仕事に転職した経験がなく、その仕事は年金受給前の最後の仕事となる。

その後、一番長い仕事を退職してから年金を受給するまでの期間についてまとめる。まず、この期間中に仕事をしなかったのは6人である。そのうち、すぐに年金を受給したのはP、I、F、Hの4人であり、IとFは働けるまで働き、PとHは退職してからすぐに、繰上げ支給で年金を受給した。また、無職期間を挟んで年金を受給したのはN、Dの2人であり、Nは退職してから仕事をしたことがなく、その後年金を受給した。Dはミドル期にリストラされてから2年間仕事をせず、その後繰上げ支給で年金を受給した。

そして、年金を受給する前に仕事をしたのは10人である。同じ仕事で再雇用されたの

はK、Jの2人で、転職した経験があるのはA、L、O、C、M、E、B、Gの8人である。仕事をした10人の雇用形態は、安定した仕事よりも非正規雇用が多い。K、Jの2人は同じ会社で再就職した一方、8人は非正規雇用で転職した。また、O、C、Bの3人は年金を受給する前に無職期間を挟んで再就職した。

更に、この期間中のミドル期失業、いわゆるミドル期において、およそ40歳代後半から50歳代にかけて、一番長い仕事から転職歴がある場合からまとめる。それは、一時的安定した仕事に就いたとして、必ずしも長期的に続けられるわけではなく、ライフコース上の就労状況における不利として考えられるため、以下ミドル期失業と称してまとめていく。ミドル期に失業した経験がある調査協力者は、A、L、O、C、M、Dの6人である。その原因は、シングルマザー本人の病気(O、C)や、働くことへの倦怠感(A、L)や、地域移動(M)、リストラ(D)により、自主的にあるいは、やむを得ず安定した仕事から離れた。年金を受給する前に、一番長い仕事から離れ、年金保険料が未納となった期間がある。そのうち、A、L、Mは自主的に、O、C、Dは仕事が生計のために重要であったにもかかわらず、やむを得ず辞職、或いは失業した経験がある。

3.2 年金加入状況

以下は、シングルマザーになってからの就労状況とともに、年金をいかに加入したのかについて、加入した年金種類、継続期間からまとめていく。また、現在受給している年金額と年金の種類も参考として提示する（表 2-6）。

表 2-6 シングルマザーになってからの年金加入状況と就労形態

	シングルマザー直後	子育て期とミドル期	年金受給期 ¹
Nシ	委託社員パ 厚生年金	委託社員フ 厚生年金	— 遺族+厚生：13
Kシ非	アルバイト 非加入	初級公務員 共済年金	清掃：7 厚生年金：11.8
Aリ	正規 厚生年金	正規で転職三回 厚生年金	清掃：3.4 国民+厚生：10.3
Jシ	アルバイト 国民年金	個人事業主 国民年金	— 遺族+国民：10
Lシ非	市役所 厚生年金	市役所→民間企業 厚生年金→国民年金	パート→— 厚生+国民：9.9
Pシ	非正規 非加入	正規 厚生年金	非正規：3 遺族+厚生：9.8
Iリ	アルバイト 国民年金	正規雇用 厚生年金	非正規： 厚生+国民：9.7
Fリ	自営業 非加入	自営業 国民年金	— 国民年金：9.5
Oシ非	正規雇用 厚生年金	正規雇用→パート 厚生年金→非加入	清掃： 厚生+国民：8
Hリ	非正規 国民年金	正規雇用 厚生年金	清掃： 厚生+国民：7.6
Cリ	パート 厚生年金	無職→派遣 国民年金→厚生年金	— 厚生+国民：7.3
Mシ	パート 非加入	パート 非加入	— 遺族年金：7.1
Eリ	非正規 国民年金	パート 厚生・国民に交互に加入	— 厚生+国民：6.5
Dリ	正規 厚生年金	正規で転々 厚生年金	アルバイト： 厚生+国民：5.9
Bリ	派遣 厚生年金	(継続)	パート： 厚生+国民：5.5
Gリ	パート 非加入	アルバイト 非加入	パート： 国民：1.3

注 1 「年金受給期」に数字は毎月は何万円を表す。また、上の段は年金受給期の就労状況で、数字は就労収入を表す。

・シングルマザーになった直後

シングルマザーになってからの就労状態により、加入した年金の種類は非加入、国民年

金、厚生年金などとなっている。シングルマザーになってからの就労状態から三つのタイプに分け、年金加入の仕方をまとめる。1つ目はシングルマザーになった直後にすぐに一番長く従事した仕事に就いたN、A、C、M、B、Gの6人である。そのうち、N、A、C、Bの4人は厚生年金に加入した。M、Gの2人は非加入である。さらに、この6人はシングルマザーになった直後に就いた仕事をその後の子育て期とミドル期にも継続したため、年金を受給するまでに加入した年金の種類に変更はなかった。

二つ目として、シングルマザーになった直後に既に一番長い仕事に就いていたL、O、Fの3人の中で、L、Oは正規雇用労働者であったため、厚生年金に加入した。一方、Fは自営業をし、仕事が不安定で年金に加入しなかった。

また、三つ目の就業状態のタイプとして、シングルマザーになった直後に非正規雇用から再就職したK、J、P、I、H、E、Dの7人のうち、K、Pは、安定した仕事に就くまでは年金非加入であった。その他、J、I、H、Eは非正規雇用にもかかわらず、自ら国民年金に加入し、Dは厚生年金に加入した。

・その以降の子育て期とミドル期

以下は、シングルマザーになった直後の就労状態によって分けた三つのグループに基づき、その後の子育て期とミドル期においては、加入した年金の種類がどのように変更したのかについてまとめる。

まず、すぐに一番長く従事した仕事に就いたN、A、C、M、B、Gの6人は、その後も同じ就労状態を継続したため、年金加入の種類に変更はなかった。その中、MとGはシングルマザーになってから年金を受給するまでずっと非正規雇用されたため、年金非加入の状態が続いた。二人とも子どもの教育にお金がある時に、就労収入を通して、教育費を捻出したことに集中したため、自分の年金加入より、子どもの教育費にお金を優先して回した。

そして、シングルマザーになった当時に既に一番長い仕事をしていたL、O、Fの3人においては、LとOの2人とも、その後、ミドル期失業した経験があり、安定した仕事から非正規就労に転職したことがあったため、Lは厚生年金から国民年金に変更し、Oは厚生年金から非加入になった。Fは自営業のため、収入が不安定なうちに、お金の節約のために何年間も年金非加入の状態が続き、その後、お金の余裕ができてから国民年金に加入し、働けるまで働き、年金保険料をそこまで支払い続けていた。

最後に、シングルマザーになった直後にまずアルバイトから再就職したK、J、P、I、H、E、Dの7人のうち、Jは安定した仕事に転職したが、自らずっと国民年金に加入し続けた。Dは数回転職をしたが、厚生年金に加入し続けた。また、JとDを除く5人が年金加入の仕方に変更があった。K、P、I、Hは非正規雇用から正規雇用へ転職してから、ずっと同じ仕事を続け、年金加入の仕方の変更してから安定した。その中、KとPは非加入から厚生年金に、I、Hは国民年金から厚生年金に、変更してから年金を受給するまで厚生年金を安定して加入した。また、Eは子育て期とミドル期にも非正規就労で数回転職し、厚生年金と国民年金に交互に加入していた。

小括

この節は、シングルマザーになってからのライフステージにおいて、一番長く従事した仕事（「安定した仕事」）を取り上げ、就労の安定度合いや年金加入状況の安定度合いを確かめた。まず、シングルマザーになった直後の就労歴と年金加入歴の特徴を確認する。シングルマザーになった直後は、ほとんどのシングルマザーは就労状況も年金加入状況も不安定であった。より多くの調査協力者は、シングルマザーになった直後はアルバイトから

再就職したか、或いは無職になった。さらに、安定した仕事に就くまでは、時間がかかった。もう一つの特徴は、アルバイトや無職の場合に限らず、年金保険料の納入を免除された調査協力者もいることである。例えば、結婚中に夫の状況を踏まえ、やむを得ず再就職し、当時から一番長い仕事をしていた場合でも、年金保険料の納入を免除された調査協力者がある。

シングルマザーになってから長い間安定した仕事に就けず、非正規で雇用されるか、正規・非正規雇用で転職し続けざるを得なかった事例もある。転職回数が多い場合にも、非正規雇用が長期化した場合にも、給料の引き上げがなされず、比例報酬額が低額のままにならざるを得ない。

年金受給まで非正規雇用で働き続けていたMとGは、自分自身の老後の保障より、子どもの教育費にお金を優先して回したため、年金保険料の未納状態も継続していた。このケースからは、ワーキング・プア状態の長期化に伴って、年金非加入も長期化することがわかる。もう一つのパターンとしては、ミドル期の失業で、安定した仕事に就いたとしても、退職年齢まで継続できず、ミドル期になって安定した仕事からやむを得ず離れるケースもあった。シングルマザー本人の病気や、働くことへの倦怠感、リストラなどにより、やむを得ず安定した仕事から離れることがあり得る。

このように、どのようなライフステージにおいても、シングルマザーは表面上、就労していても、年金に加入する経済的・時間的余裕がなく、実際には年金保険料の未納を選択したか、或いは、選択せざるを得なかったことがうかがえる。要するに、経済的な制限により、選択肢が狭まれ、当時の一番合理的と思われた選択しかできなかった。

4 年金非加入の詳細

この節は、就労と年金加入状況についてまとめた上で、年金加入状況の詳細を確認し、とりわけ年金非加入になった調査者の詳細を考察する。本研究における年金非加入とは、国民年金保険料を滞納・未納、または免除されたことを表す。以下は、非加入期間の有無、年数、時期などについて図を用いてまとめる。その上で、どうして非加入を選択したのか、あるいは選択せざるを得なかったのかを中心に、各調査協力者は当時の現状についての対応をまとめ、共通点を考察する。

4.1 年金非加入の期間がある調査協力者の詳細

今回の調査協力者において、9人（K、P、F、O、H、M、D、B、G）に年金非加入の時期があった。以下、図を用いて、年金非加入の期間があった調査協力者の20歳以降の年金加入状況を、いつ、どうして非加入になったのかに注目し、確認する。

図 2-1 Kシ非の年金加入状況



注 K① () の中は、年数を表す。以下同様。

Kは20歳になってからシングルマザーになる前までの16年間、年金に加入していない。結婚する前に、正規雇用されたが、払った年金保険料分を一時金の形でもらい、厚生年金の加入を辞退した。その後、結婚している間に、夫が自営業をしていたため、年金保険料を払っていなかった。

シングルマザーになった直後に、非正規で雇用され、年金保険料を払うのも後回しにした。安定した仕事に就き、退職まで働き続け、共済年金に加入した。

図 2-2 Pシの年金加入状況



注 P① 非加入期間が半年間あった。

Pは結婚する前の半年間、シングルマザーになった直後の3年間、年金保険料は支払っていなかった。

高校卒業後から20歳前半で結婚するまで、雇用されておらず、実家の農業を手伝っており、年金に加入していなかった。結婚してから被扶養者として年金に加入した。

また、シングルマザーになった直後に、非正規で雇用され、再就職したばかりの3年間は、年金保険料の納入が免除された。その後、安定した仕事に正規雇用され、厚生年金を払い続けていた。

図 2-3 Fリの年金加入状況



注 F① 一年間、父親の扶養者になった。

Fは結婚してから、シングルマザーとして仕事安定するまでの20年間、年金非加入

が続いた。

20歳前半で結婚する前は、父親の被扶養者として年金保険料を払ってもらっていた。結婚してからは、夫が自営業をしていたため、年金保険料を払ってもらわなかった。

そして、シングルマザーになってからは自分で自営業を続け、最初の数年間は年金に加入する余裕がなく、免除されていた。その後、自営業をしながら国民年金に加入していた。

図 2-4 Oシ非の年金加入状況



注 0① 被扶養者期間が2年間以上である。

Oは年金に加入していなかった時期が三つに分かれている。

まず、20歳になってから結婚するまでは実家の農業を助けていたため、雇用されて就労せず、年金にも加入していなかった。

20歳代前半に結婚してから、2年間ほど被扶養者になり、その後、夫が自営業をし始めたため、被扶養者になれず、自身の年金保険料の支払いを免除してもらっていた。

結婚している間に正規で雇用され厚生年金に加入し、その状態がシングルマザーになってからも継続していた。しかし、死別後に、健康上の理由でやむを得ず辞職してから、年金を受給するまで年金保険料の支払いが免除となっていた。

図 2-5 Hリの年金加入状況



注 H① 非加入期間が一年間以下である。

Hは20歳代前半に結婚するまでに、実家の農業をやり、年金保険料を払っていなかった。その後、被扶養者として、保険料を払い続けていた。

図 2-6 Mシの年金加入状況



Mは元夫の被扶養者になっていた期間を除き、非加入の時期がより長い。主に、二つの時期において、年金保険料を払っていなかった。

まず、中卒後に農家の手伝いを始め、結婚するまで雇用による就労をしておらず、年金非加入の状態だった。また、結婚により被扶養者になってから年金保険料を払い始めた。

その後、死別直後から就労したが、厚生年金に加入することよりも子どもの教育費の捻出を優先し、その後受給するまで年金保険料を払っていなかった。

図 2-7 Dリの年金加入状況



Dは30歳まで実家の農業を手伝い、10年間年金に加入していなかった。その後に就労し、厚生年金に加入していた。

また、年金を受給する3年前に、職場のリストラで失業した。その後アルバイトとして働いていた間は年金に加入していなかった。

図 2-8 Bリの年金加入状況



注 B① 受給する前に、1年間、年金保険料の支払いが免除されていた。

注 B② 受給開始した後に、厚生年金に加入している。期間が2年間である。

Bは二つの時期において年金非加入であった。

一つ目の時期は結婚する前で、就労しておらず、年金に加入していなかった。そして、年金を受給する前の一年間、定年退職してから現在の仕事に就くまで、失業保険を受けながら、年金保険料の支払いが免除となっていた。

図 2-9 Gリの年金加入状況



Gは年金保険料の納入を免除されていた年数が長い。まず、高校卒業後に就労したが、年金保険料を免除し続けた。そして、離婚後にすぐ就労したが、子どもの教育費にお金を回し、自分の年金を非加入にした。

4.2 非加入になりやすい時期

上記で非加入の時期と原因を確認した上で、この節においては、9人が共通して非加入となった時期をまとめ、どうしてその時期に年金非加入を選択したのか、或いは選択せざるを得なかったのかを考察する。

4.2.1 シングルマザーになる前

・ 結婚前

9人のうちFを除く8人が結婚前に年金非加入だった。また、就労し年金に加入しても、結婚後に脱退手当をうけ、辞退した人もいる。このような例から、1950年代後半～1960年代にかけて、結婚前には個人としての仕事と年金加入にたいする意識がまだ薄かったことがうかがえる。

HとDはともに、結婚前には主に実家の農業を助け、就労していなかった。また、年金が任意加入だったため、自主的には年金に加入していなかった。DもDの実家も年金制度に対する馴染みが薄く、老後の生活のことは蓄えに頼り、年金を当てにしていなかった。

H：私の頃はまだそこまでは、なかったんですね。強制ではなく、任意だったんですね。

D：若い時には入っていなかったね。年金についてもそんなに詳しくないし、うちの親が年金をあてにしてなかったから。親も入っていなかったし、高齢だったわけ、私たちが入る時には、まだ強制的でなかったの、私たちの時代はね。30くらいになってから普通の会社に勤めて、その時に初めて入りました。…でも、親が今までちゃんと蓄えてきたから。

また、年金に対する意識の低さは加入した分を辞退した事例からも見られる。Kは結婚前に就労し、厚生年金に加入した分を辞退し、脱退一時金をもらったが、今、当時を振り返って後悔している。

K：会社は厚生年金で入ったけど、退職したら一時金でもらえたんだよね、それもうもらっちゃったからさあ、だから、どうしますかって言われて、厚生年金の一時金をもらったから、今は年金に出ないの。結構高額だったから、魅力的だなあって、そうしたらさあ、あとからね、わたしたちの仲間が、一時金をもらわなかったらよかったねって。

どうして結婚前に年金の非加入を選択したのか。

まず、国民皆年金制度は1960年に確立され、任意加入であり、当初は普遍的には加入されていなかった。1960年代の調査対象者は、ちょうど結婚前後の年齢になる一方、新しい制度についての知識がまだ少なく、加入する必要性を感じていなかったと思われる。例えば、DのようにD自身もDの親も年金を当てにしていなかったからうかがえる。

もう一つは、女性は就労および年金に加入する必要があるという意識が普及していたからである。非加入ではないが、Oは自分の厚生年金を辞退し、父親の被扶養者になった。Oは、当時の社会意識についてこう述べている。

O：ちょっとした資格を取ったから。それによって、働くようになったの。親のいうことを「はいはい」って、お嫁に行くのも当たり前の時代だったから、それをしないというのは、すごい不良少女といわれた。

「お嫁に行く」のが当たり前の時代には、女性は就労し厚生年金に加入することが一般的ではなかった。また、このような意識を内面化し、当時雇用され仕事をしたLとKは、雇用先に加入してもらった年金保険料を辞退した。その原因は、女子はいずれ結婚を機に退職し、夫に扶養されるという見方が一般的だったからである。

つまり、結婚前の年金加入の仕方には、就労と年金加入に対する女性本人と実家の意識に大きく影響されていた。老後の生活に対して、年金よりも貯蓄に頼る意識や、女性は年金に加入する必要があるといった性別役割分業に基づく意識は、当時、一般的だった。それゆえ、調査協力者の半数以上は結婚前に、年金に加入しないことを選択していた。

・結婚中に夫が自営業をする時

結婚後は、ほぼ全員が夫の被扶養配偶者になった。しかし、夫の就労形態が自営業であったことにより、被扶養配偶者にならず、年金非加入になった調査協力者がいる。K、F、Oの3人は、夫婦で自営業をしていて、お金を節約するために、夫婦とも年金に加入しなかった。さらに、K、Fは夫の自営業を手伝い、再就職しておらず、年金にも非加入のままシングルマザーになった。Oは結婚している間に、夫の心身状態が支障をきたし就労ができなくなり、やむを得ず再就職し、個人名義の厚生年金に加入していた。

結婚を機に被扶養者になることは、年金と繋がり、年金の受給資格を得るというメリットがある。しかし、夫が自営業をしていた調査協力者は、結婚中に、年金非加入になりやすかった。結婚期間中の年金加入の種類は、夫の就労形態により大きく影響されていたことがうかがえる。

4.2.2 シングルマザーになった直後

シングルマザーになった直後に、年金非加入になった経験があったのは、K、F、O、M、Gの5人である。そのうち、シングルマザーになってから年金非加入の状態がライフコース上に一貫して続いたのは、MとGである。その理由は、二人とも自分の年金加入よりも子どもの教育費を優先したからである。年金に加入していたのは、結婚中、被扶養者であった期間だけである。

M：いや、厚生年金はね、かけてたんね、ちょうど子どもの教育費にかかる時期なんで、かけられなかった時期があるの。それでね、私はね、13年くらいしか自分の年金がかけていないで、それで、ほら、年数が足りないから、自分の年金が貰えなかったの。…今自分で、別に困っていないので。

G：主人と別れてから、全然かけていなかったからですね。そこはね、息子が大学に行く時に、免除してもらったから。…70くらいまでだろうか、息子が30で卒業したから。

調査者：じゃ、この間がずっと年金を免除してもらっていたんですか。

G：そうですね。

MとGはシングルマザーになってから就労し、制度上は「自立」している状態だったが、実際はお金を子どもの教育費に先にまわしていたため、シングルマザー本人の蓄えにはなっていない。また、Mは年金保険料を払う年数が不足し、「自分の年金が貰えない」。しかし、遺族年金を受給していた。Gは、被扶養者になった期間がより長い、シングルマザーになってから年金を受給するまで、年金保険料の支払いが免除されていたため、現在の年金受給額がわずかとなり、遺族年金よりはるかに少ない。

またFも、シングルマザーになってから生活費が不足したため、年金保険料が長年免除されていた。

F：(生活費が)足りなくて、困って、生活保護を受けようと思ったけど、離婚してから、一回役所に電話しましたね、そうしたら、やはりいろんな書類が必要でしょう。この家もありますし、受けられないことがないけど、それで、もう自分でやろうと思って、…まず借金を返すことが先決した。

自分のことが何もしていない。後は子どもにね。…借金返済がもう20年くらいですよ。

調査者：その時に、自分の年金に加入しましたか。

F：何もなかった。年金はね、またかけられない時期もあったの。それで、お金がないので、…国民年金も払えなくて、(役所に相談しに)行って、何年間免除を受けていたので、そうして、自分が何だか払えるようになってからは、満額ではないでさ、満額ではないけど、受け取る時は。普通は60歳からもらえるよね、それをね、寝かせたんだわ。ちょっと増えるということになって、68くらいから、…私の生活が大変で、それで、国民年金だけを69からもらえるようにしたんだわ。

Fはシングルマザーになってから、元夫と一緒に経営した自営業をひとりで続け、元夫との借金を返済していた。市役所に相談した結果としては、所有する不動産を手放さないと生活保護を受給できないとのことだった。しかし、Fはその不動産で自営業をしていた。

つまり、生活保護受給のために就労先を手放さなければいけないということである。就労により「自立」しているのにもかかわらず、その「自立」を諦めなければ生活保護を受けられないという矛盾に直面していた。それゆえ、Fは生活費が足りないうちに、まず借金返済と子育てのためにお金を使い、「自分のことが何もしていない」のように、自分のための国民年金保険料の支払いが数年間免除されていた。数年後に、お金の余裕が出てきてから、年金保険料をかけ始め、69歳までかけ続けていた。

このほか、K、Pも、シングルマザーになってから年金非加入の期間があった。KとPは死別した直後に、アルバイトをしていたが、地域移動などがあり、生活状況が不安定なうちに年金に加入する余裕がなかった。その後、安定した仕事に就いたことにより、厚生年金に加入し続けた。

以上のように、シングルマザーになった直後に、年金保険料を免除された事例からは以下のことが見られる。

まず、シングルマザーになった直後に、すぐに就労したにも関わらず、年金保険料が免除されていた。要するにシングルマザーになってから、就労による「自立」を達成したにも関わらず、社会保険料などに加入していない。

そして、シングルマザーになった直後は、生活基盤が弱い時期であり、限られたお金という資源を自分自身のためよりも、子育て・借金返済などの差し迫ったことに優先的に使ったそうである。ゆえに、シングルマザー本人のための社会保険料はやむを得ず、後回しになり、自分自身を「犠牲」にしやすかった。

4.2.3 ミドル期の失業：安定した仕事から離れる時

一番長い仕事に就いたことを通して、安定して年金保険料を払うようになると、生活が「安定」したように見える。また制度上も、就労できていることにより、「自立」した子育て世帯として見られる。しかし、いったん「安定」した仕事に就いたとしても、その後も必ずしも同じ仕事を続けるわけではない。健康の問題やリストラなど予想外のことにより、安定した仕事から離れることもあり得る。この節では、年金を受給するまでに一番長い仕事から転職、或いは失業した経験の例から、どのような原因によって仕事から離れたのか、また、仕事から離れたことによって、シングルマザー本人にどんな影響がもたらされたのかをまとめる。

O、D、M、B、Gは、年金を受給する前に、一番長い仕事から離れ、年金保険料が未納となった期間がある。そのうち、M、Bは自主的に、または60歳になったため退職した。しかし、O、D、Gは仕事が生活のために重要であったにもかかわらず、やむを得ず退職し、或いは失業した経験がある。以下は、OとDの二人を中心に、仕事を離れた経緯をまとめる。

O：そして、(自分は)50代後半の時にね、たまたま調子が悪くなったのね、…(保険会社の仕事)を考えれば凄いストレスになっていて、そこでね、辛抱してね、…思い切って仕事を辞めました。次の仕事にチャレンジできるような体にいられないといけないので、一年間300日間の失業保険を貰いましてね、それがね、私の最後の時代でしたね。辞めてから、体調も元に戻って、失業保険が終わってから、清掃をしに行っただけです。夜だから。昼はここ(団体Yのビル)の清掃をやっていました。昼と夜を掛けました。…でも65歳まで(清掃の仕事)働いています。ずっと二つを掛け持ちしました。(55歳から、年金を)何も掛けていなかったね、だからね、何もないのよ。

0は結婚後に夫の稼働能力に支障が生じたため、0が家族の稼働役割を担わざるを得ず、正規雇用され、厚生年金に加入した。しかし、シングルマザーになってから数年後に、長年ひとりで稼働役割と子育て役割を担うことによるストレスで、体調を崩したため、やむを得ず辞職した。約一年間失業保険を受給し、健康を回復した。しかし、その後、非正規雇用されている間は就労先で社会保険に加入させてもらえず、0本人もそれ以降年金保険料を免除され続けていた。いわゆる、辞職してから年金受給するまで、年金保険料を払うことがなかった。

D：スーパーの社員で10年近くいました。厚生年金も入ってもらって、それで、年の順で切られていて、どんどん年が取っている人が辞めさせられて…それから、ちょっとアルバイト生活で、(年金を)掛けていなかったですね。…年金も掛けていないし、だから、合計するととりあえず、ぎりぎり25年間が足りました。でも賃金が低いところばかりだったので、年数が満たされても、金額がちょっとギリギリでしたかな。これで、もし年数が足りなかったら、もっと低いかも、たまたまね、旦那の扶養になった時もあったから、年数には加えられたので、自分で掛けていない時も、扶養になっていたとか、色々とぎりぎり25年、何年何年といったけど、ちょっと半端があるからね、でも、それが全部足すと、何年何か月で、正式に言うとも、ちょっと分からない。給料が少なかったから、金額少ない。それから、年金は60歳からもらえたから、また足りない分が自分でアルバイトして、生活してきた。

Dは、スーパーの社員として10年近く正規雇用され、厚生年金をかけていたが、年齢制限のため、その一番長い仕事からリストラされた。それから年金を受給するまで、保険料を支払っていなかった。さらに、Dは賃金が少ないため、加入年数が足りても、現在の受給額が低いので、アルバイトして生活費を稼がざるを得ない状態になった。

以上の0とGの事例を通して、一時的に正規雇用され、厚生年金に加入し、生活が安定したように見えても、長いスパンで見ると、安定からの転落したリスクもあるため、シングルマザーの脆弱性がうかがえる。シングルマザー本人の健康問題やリストラなど予想外の出来事により、仕事から離れなければならず、本来老後のために蓄積すべき資源を先に使わざるを得ず、シングルマザー本人にとって老後の選択肢が徐々になくなっていく。しかし、それはシングルマザーの選択が間違っていたからではなく、そもそも、シングルマザーは老後の準備ができなくさせる枠組みにいるからである。

0とDのように、子育て期のシングルマザーは、子育てとの両立をはかるために、保険会社の営業職、又はスーパーの店員のような求人が多く、時間の調整がしやすい仕事に就かざるを得なかった。安定した仕事として長く雇用されていたが、ミドル期になると、長年渡って蓄積した健康上の問題が出ていき、やむを得ず正規雇用から離れる。そして、その後は年齢制限やスキルの問題で、再び正規雇用としては雇用されづらくなる。さらに、非正規で雇用されても、社会保険料を掛けてもらえなくなり、その後は年金といった社会保険とのつながりが無くなりやすい。

このように、子育て期間中に、子育てと両立しやすい保険会社の営業のような時間調整がしやすい仕事に従事し、専門性の高いスキルや資格・経験を積み重ねられないままミドル期になる。いわゆる、ポスト子育て期の女性本人は、労働市場において稼働能力をより厳しく評価されやすい為、安定した仕事からいったん離れると、年齢やスキルなどの制限により、社会保険などに加入できる仕事に再就職することが難しくなる。それゆえ、年金保険の受給資格をもらえなくなる。さらに、子どもが成人したことで、それまで、母子世

帯として、子育て役割を担うことによって、得ていた公的な支援の受給資格をもらうのも不可能になる。また、0のように、二つの清掃の仕事を掛け持ちし、生活費を賄っている場合にでも、自ら国民保険料を支払うことも難しい。それゆえに、ミドル期のシングルマザーは、ミドル期しつぎょうによって、社会保険制度に「見捨てられた」といったような現実には直面せざるを得ない。

さらに、Dのように安定して雇用されていた期間があり、その間は厚生年金に加入しており、保険料納付済期間が足り、年金受給資格がある場合でも、低賃金の仕事であったため、報酬比例部分が低く、年金受給額が低くなる。その場合には、ワーキング・プア状態が継続し、「一生現役」にならざるを得ない。

小括

この節では、年金非加入がある調査協力者に注目し、非加入になりやすい期間または原因を詳細に分析した。結果を以下にまとめる。

シングルマザーになる前の時期について、まず、結婚前には、伝統的な性別役割分業に基づく根強い風習に影響され、「女性はいつかお嫁に行く」という意識があり、結婚する前には実家の農業を手伝うことを選択するか、或いは実家から自立し労働市場で雇用されることを選択するかに分かれる。また、当時、年金制度創設の時期であったため、年金制度への不信があり、年金加入にあまり積極的ではないということも特徴の一つである。例えば、就労したとしても、父親の被扶養者になるなど、年金加入の必要性が生じないため、脱退手当を受け、厚生年金を辞退する事例がしばしば見られた。その後、結婚してからは、妻の年金加入は、夫の就職先により決められる。夫が自営業をする場合には、年金保険料の未納が見られる。結婚後に専業主婦になった場合は、被扶養配偶者になるのが当然視されていた中で、仮に、被扶養配偶者にならずに、夫の仕事をサポートするために、年金保険料が未納であっても、抵抗感や危機感を必ずしも持たない。

その次に、シングルマザーになった直後の時期には、年金保険料の未納がしばしば見られた。年金保険料の未納は、就労していた場合にも見られた。また、就労していても年金に加入していなかった詳細な原因は、以下に、事例を挙げながらまとめる。まず、Fは結婚していた時から夫とやっていた自営業を一人でやるようになった。最初の収入が不安定であり、さらに元夫の借金の返済、子育て費用などの後回しにできない出費があった為、自分自身の社会保険料の支払いを我慢していた。そして、シングルマザーになってすぐに一番長い仕事に就いたMとGは、パートとしてすぐに就労し、さらにその後も長期間パートとして仕事をしてきた。収入が低く、さらに子どもの教育費に先に「投資」したため、自分自身の年金保険料を、年金を受給するまで免除にし続けた。さらに、アルバイトから就労したKとPは、死別によりシングルマザーになったが、Kは子どもが小さく、安定した仕事に就くまで求職活動をし続け、年金保険料の支払いには関心が向いていなかった。一方、Pは遺族年金を受給し、子育てのための地域移動に伴い、生活基盤が整うまでは無職だったため、年金保険料が免除されていた。要するに、全員がやむを得ず非加入を選択せざるを得なかった。それは、他の選択がなく、限られたお金を子どものために優先に使用せざるを得ないからと考えられる。要するに、このようにお金が限られた状況に対して、当時ができる一番合理的な選択であった。

そして、シングルマザーになっても、「安定した仕事に就き、退職まで働き、老後には悠々自適な年金生活を送る」といったような理想を果たせず、「うまく行かなかった」ケースのほうがより多い結果となっている。就労と年金加入の面で、どのような理由で理想

像から離れていったのかを、以下にまとめる。

まず一つのパターンは、非正規雇用が長期化したパターンである。ワーキング・プアの長期化に伴い、年金非加入状態の長期化につながった。もう一つのパターンは、ミドル期の失業で、安定した仕事に就いたとしても、ミドル期にやむを得ず安定した仕事から離れるパターンである。さらに、シングルマザーになってから、子育てとの両立のため、時間調整がしやすい仕事をせざるを得ず、専門性の高いスキルや資格などを取得するための時間の余裕がない。そのため、ミドル期になってから、労働市場において稼働能力が低く評価され、さらに年齢制限により安定した仕事から離れざるを得ず、その後も、年金に加入してもらうような安定した仕事に再就職することが難しい。DとOのように、安定した仕事から離れると、社会保険料を支払う経済的な余裕がさらになくなり、年金非加入も継続せざるを得ない。

5. まとめ

本章は、シングルマザーになってからの就労歴と年金加入歴を整理することにより、以下のことが明らかにした。

第一は、就労していたにもかかわらず、年金に加入していなかった可能性があることが確認された。シングルマザーになった直後に、地域移動や、無職、転職に伴い、生活の基盤が不安定なうちに、収入が低く、安定した仕事に就くまでは、シングルマザー自身への出費を後回しにせざるを得ない。また、安定した仕事に就くことで、必ずしも生活に余裕が出るとは言えず、むしろ、表面上は安定した仕事に就いたとしても、ミドル期の失業のリスクがあり、または、低収入な非正規雇用の長期的に伴い、年金非加入が長期化したといった課題が深刻である。

上記のように、どのようなライフステージにおいても、お金が限られた状況に対して、他の選択がなく、限られたお金を子どものために優先に使用せざるを得ない。それ故に、シングルマザーは表面上、就労していても、年金に加入する経済的・時間的余裕がなく、実際には年金非加入を選択したか、或いは、選択せざるを得なかったことがうかがえる。要するに、経済的な制限により、選択肢が狭まれ、当時の一番合理的と思われた選択しかできなかった。

第二は、シングルマザーにとって、就労と年金加入における構造的な不利が見られた。この構造的な不利は、個人の事情と制度の想定にズレがある故に生じると考えられる。制度的には、年金制度と繋がる条件として婚姻により被扶養者になるか、就労して職場に加入してもらうか、自ら国民年金を支払うか、が挙げられる。しかし、今回の調査では、婚姻が中断され、生活基盤がまだ整わない中で、非正規で復職または無職になり、さらに子育てにお金を優先的に使う事例が見られた。

また、子育て期の就労選択に制限がかかることや、ミドル期のリストラや健康問題による安定した生活から転落したなどの事例からも見られるように、その際は、上記の三つの条件のいずれも満たされにくいと考えられる。そのため、年金制度を始めとする福祉制度においては、このような状況に置かれているシングルマザーは考慮されていないため、制度から排除されやすく、より脆弱性が高まると考えられる。したがって、就労できているシングルマザーは、一時的には、安定し自立しているように見えるが、長期的に見ると就労や年金加入上の脆弱性が見えてくる。年金非加入を防ぐためには、ひとり親として子育てした世帯の年金の公的な負担、または、年金保険料の支払いに公的な負担が認められることが必要と考えられる。

第三章 ミドル期と高齢期における成人子へのケア役割

この章においては、ミドル期になってからのシングルマザー（以下、寡婦と称する）の成人子へのケア役割の継続を確かめていく。本研究における成人子とは、20歳以上であり、ひとり親世帯向けの制度が利用できなくなる母子世帯の子どもを表す。なお、高校を卒業する際には、20歳未満であるため、「成人子」のように、括弧をつけて称する。そして、成人子へのケア役割について、母親が子どもに与えた経済的、時間的、日常生活における援助を指す。

以下の分析において、具体的に以下のことを明らかにしていく。まず、シングルマザーのライフコースに沿い、成人子の高校以降の進学、成人子の婚姻状態の変動、成人子の病気などの時期を取り上げ、母親としてどのような援助を、またどうしてそのように援助をしたのかについて確認していく。更に、そのようなケア役割を担うことは、自分自身のミドル期と高齢期の生活に対してどのような影響を与えたのかを考察する。

ミドル期は、寡婦本人にとって、児童扶養手当の受給資格を外れてから、年金受給期前の期間で、公的な経済的支援の空白の期間である。ひとり親世帯向けの制度は成人した子が自立し、親の扶養が終わると想定されている。しかし、本調査を通して、ミドル期以降にも、寡婦は成人子への様々な援助が持続し、「ケア役割の継続」が確認された。むしろ、ミドル期の寡婦にとっては、子への経済的な支出などが子育て期より増加していた。寡婦は高齢期の手前であり、老後の準備をするミドル期にも、経済的に不利な状態が続き、自分の高齢期に対する見通しを持ちにくく、むしろ老後のための貯金を成人子に回していたことを明らかにした。それ故に、本章は制度上に独立できると想定されている成人した母子世帯の子どもを「成人子」と称し、成人したとしても、独立が困難であり、寡婦からのケアが継続していることを明らかにしていく。

それは、筆者が2016年に、10名のミドル期のシングルマザーを対象に実施したインタビュー調査（以下、2016年調査と称する）ですでに確認された（張2016）。以下は、まだ高齢期に至っていなかった寡婦がミドル期において、老後生活に対して、具体的にどのような心配が抱えるのかをまとめた内容である。調査協力者の中の一人は、子育て期に生活が「ギリギリ」で、貯金ができなかったと語った。加えて、ミドル期以降は、児童扶養手当などの公的な経済的支援がなくなる一方、成人子への経済的援助が継続しているため、貯金できる経済的余裕がない状態が続いたため、高齢期の経済的状況に心配が生じている。それにもかかわらず、ミドル期になり、子が成人したとしても、その成人子に対する「ケアの継続」せざるをえなかった。

老後には（年金が）足りないと思う。一人で暮らしなら、生活保護のほうが多いと聞いた。今は、老後のために貯金したいといけないと思う。しかし、生活が良くなったら、児童扶養手当や就学援助を切られたから、子どもが成人になる前には、全然貯金できていない。しかし、子どもが成人になって、正規な仕事に就けなく、会社の共済保険がなく、（子が）私と一緒に住んでいれば、病気の時の入院費、子どもの年金がすべて母親負担になるから、また貯金できない状態である。老後には問題がある。（張2016：50）

この調査協力者は、子が成人した後に、健康上の理由で同居し、「病気の時の入院費」を寡婦が支払っていた。それに、成人子が非正規雇用されたため、被用者年金に加入してもらってなく、成人子の年金保険料を寡婦が負担している。このように、ケアの継続は

経済的な援助をし続けている形で、実際にも寡婦自身に影響を及ぼしていた。具体的には、貯金ができず、高齢期の生活の準備に問題があると考えられていた。

もう一人の調査協力者は、調査当時 60 歳代で、年金がまだ受給していなく、でもこれから受給する年金受給額の少なさの原因について、以下のように述べている。

老後の年金を増やしてほしい。退職金は基本給×勤務年数だから、収入が高いわけでもないし、40 なんかから働いて、退職金が少ないね。子どもを育てて、今貯金が少ないから、老後の生活には心配がある。(張 2016 : 52)

年金額の計算の基礎となる報酬比例部分と勤務年数は、シングルマザーの場合はいずれも高くないことが考えられる。結婚や出産のため、いったん退職することにより、勤務年数が少なくなる。そして、離婚してから再就職しても、非正規雇用が多く、基本給はキャリアの中断がない人より少ない。基本給と勤務年数が少ない母子世帯の母親にとって、子育て期の生活がぎりぎり貯金ができず、また、老後には退職金や年金が少ないため、老後の生活にも不安を抱えている。また、この方は定年退職した後には、同じ勤務先で 8 年間、パートとして毎年再雇用されている。今年失業したが、これから介護職として再就職したいとが考えている。退職した後にも働かざるを得ない原因も、現在の年金が足りないからである。

2016 年調査を通して、ミドル期のシングルマザーは子育て期が無事に終わり、子を成人させたことについては達成感が感じられる一方、自分の老後について心配をしている様子が見られた。児童扶養手当、医療費助成制度が利用できなくなるにつれて、シングルマザー本人も子育てがいったん落ち着いたと実感できる。しかし、その時からこそ、自分自身の経済状態がよくないことに気が付ける。

今回の調査は、2016 年調査と比べ、以下の違いがある。まず、今回の調査協力者は年齢がより高く、年金を受給している高齢寡婦であるため、ミドル期に感じられた不利が継続し、蓄積した結果が見られる。それゆえ、ミドル期のケア役割の継続の深刻さが考察できる。そして、今回の調査を通して、ミドル期におけるケア役割の継続の形の多様性が見られる。病気で自立できない成人子がいれば、離婚などによって自立できなくなる成人子もいる、また同居が継続し、自立できていなかった成人子もいる。それより、母子世帯として生きてきた親子の生活における脆弱性が見られる。

以上のことを踏まえ、以下では、今回の調査の対象者に、ミドル期における成人子への援助を振り返ってもらい、それは寡婦本人に対する影響をまとめて考察する。まず、調査当時の成人子の情報を提示する。そして、成人子の高校以降の進学や病気、結婚または離婚などの際の、寡婦からどのような経済的・日常生活援助があったのかをまとめる。そして、寡婦がミドル期の時点で年金受給期の見通しを立てられないことを通して、ミドル期の援助が高齢期に及ぼした影響を考察する。

まず、表 3-1 を通して、調査時点における調査協力者の成人子の基本情報を提示する。

表 3-1 調査当時の成人子の基本属性 (母親の年金順)

番号 ¹	年齢	性別	母子世帯になった時の年齢 ²	学歴 ³	健康状況	仕事 ⁴	結婚状況	孫	地域移動
N1	40 前半	女	小学生	短大	健康	非正規	独身		X 市
N2	40 前半	男	小学生	専門	健康	無職 (生保)	独身		X→T→X
N3	30 後半	女	幼児	大学	健康	非正規	結婚	1 人	X 市
N4	30 前半	女	乳児	大学院	持病	非正規	独身		X→Y→X
P1	50 前半	男	小学生	大学	健康	正規	結婚	3 人	X 市→T
P2	50 前半	女	小学生	高校	健康	正規	結婚		X 市
P3	40 後半	男	幼児	専門	健康	正規	独身		X 市
K1	40 前半	男	小学生	高校	死亡	正社員	独身		X 市→W 市
K2	30 後半	女	幼児	専門	持病	非正規	離婚	1 人	X 市
A1	40 後半	女	幼児	短大	健康	派遣社員	独身		X 市
A2	40 後半	男	乳児	高校	健康	正規	離婚	3 人	X 市
J1	40 後半	男	小学生	高校	健康	正規	結婚	2 人	X 市
J2	40 前半	男	幼児	大学	持病	正規	独身		X 市→T 市
J3	30 後半	女	乳児	高校	持病	非正規	独身		X 市
L1	50 後半	男	中学生	大学	健康	正規	結婚	2 人	X 市→T 市
L2	50 前半	女	小学生	大学	健康	正規	離婚	2 人	X 市
I1	40 前半	女	小学生	短大	健康	パート	結婚		X 市
I2	40 前半	男	小学生	専門	健康	正規	結婚	2 人	X 市→T 市
I3	30 後半	男	幼児	大学	健康	正規	結婚	1 人	X 市
F1	40 後半	女	小学生	高校	知的障害	専業主婦	結婚	2 人	X 市
F2	40 前半	男	幼児	専門	健康	正規	離婚		X→W→X 市
O1	50 後半	女	高校生	高校	健康	非正規	結婚	3 人	X 市
O2	50 前半	女	高校生	高校	健康	正規	結婚		X→Z
O3	40 後半	女	中学生	高校	健康	正規	独身		X 市
H1	40 後半	男	小学生	大学	健康	正規	結婚	3 人	X 市
H2	40 前半	女	幼児	高校	健康	正規	独身		X 市
C1	30 後半	男	乳児	大学	健康	正規	結婚	1 人	X→Z→X 市
M1	50 後半	女	幼児	大学	健康	正規	独身		X 市
M2	50 前半	男	乳児	専門	持病	正規	独身		X→T→X
E1	40 後半	女	小学生	大学	健康	正規	独身		X 市
D1	30 後半	女	幼児	高校	健康	パート	離婚	1 人	X 市→W 市
D2	30 後半	女	幼児	高校	健康	フルタイム	結婚		X 市→W 市
B1	40 前半	男	20 前半	高校	健康	正規	結婚	1 人	X 市
B2	40 前半	男	20 前半	高校	健康	正規	結婚		X 市
B3	30 前半	女	中学生	高校	健康	専業主婦	結婚	2 人	X 市→Y 市
G1	50 前半	男	20 前半	大学	健康	公務員	結婚	1 人	X 市→V 市

注：1. アルファベットの後ろの数字は、調査協力者の何番目の子かを表す。例えば、N1 は N の第一子で、N2 は N の第二子である。C のように、一人っ子の場合は C1 として示す。

2. 「母子世帯になった当時の年齢」については、児童福祉法に基づき、「乳児」とは1歳未満の者、「幼児」とは1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を指す。

3. 「学歴」に、「専門」とは専門学校のことを指す。「大学」とは、四年制の大学を指す。
 4. 「仕事」に、「無職（生保）」とはN2が無職であり、生活保護を受給していることを表す。

1. 「成人子」の高校以降の進学

寡婦が高校を卒業した「成人子」に最初にあたえた経済的援助は大学進学のための教育費である。ちょうど児童扶養手当が切れた時期でもある高校以降の進学する時期には、寡婦が学費と生活費をどのように捻出したのか、それは寡婦にどのような影響を与えたのかについて考察する。なお、以下の分析において、教育費とは、入学料と授業料を指し、学生としての生活費は含まない。

1.1 教育費の捻出

1.1.1 捻出方法の特徴

まず、各調査協力者は教育費がどのように捻出されたのかについて、貯金、教育ローン（母返済）、奨学金（子返済）、就労収入のどちらから、或いはどのように組み合わせて捻出したのかを考察する。

表 3-2 高校以降に進学した「成人子」の教育費の捻出方法

	性別	進学先 ¹	国公立 私 区分	教育費 ² の捻出方法							
				貯金			教育ローン・奨学金 ³		就労収入		
				母	元夫	祖父母・親戚	母返済	子返済	母	子	
N1	女	短大	私立	○							
N2	男	専門*2	私立	○							
N3	女	大学	私立				○ (『母子』)	○ (一般財団法人)			
N4	女	大学院	私立				○ (『母子』)	○ (一般財団法人)			
P1	男	大学	私立					○ (『母子』)			
P3	男	専門	私立					○ (『母子』)			
K2	女	専門	私立				○ (ローン)				
A1	女	短大	私立			○					
J2	男	大学	× ⁴					○ (奨学金)			
L1	男	大学	×					○ (奨学金)			
L2	女	大学	私立					○ (奨学金)			
I1	女	短大	私立	○				○ (X市奨学金)			○
I2	男	専門	私立					○ (X市奨学金)			
I3	男	大学(夜)	私立					○ (X市奨学金)			
F2	男	専門	私立	○							
H1	男	大学	私立	○		○					
C1	男	大学	×	○				○ (奨学金)			
M1	女	大学	国立	⊖ ⁵			⊖ (ローン)				
M2	男	専門	私立	○			○ (ローン)				
E1	女	大学	×		○			○ (奨学金)			
G1	男	大学(夜)	私立						○	○	

注：1 「進学先」の中、「大学」は四年制大学、「大学(夜)」は四年制大学の夜間学部、「専門」は専門

学校のことを表す。また、N2「専門*2」とは、二つの専門学校に進学したことを表す。

- 2「教育費」とは、入学料と授業料で、学生としての生活費は含まれない。ただし、I1の場合には、Iの貯金と子の収入が留学費用（授業料と生活費を含む）に使われた。X市奨学金が短大の入学料と授業料に使われた。
- 3「教育ローン・奨学金」において、『母子』とは母子父子寡婦福祉資金貸付制度（以下、母子寡婦福祉資金と称する）を指す。奨学金は、日本学生支援機構の奨学金を表す。その中、母子寡婦福祉資金、一般財団法人の奨学金、X市奨学金が無利子な奨学金である。
- 4「X」は回答を拒否したため、不明である。
- 5 Mは教育ローンを組んでいたが、M1の場合は、X市の教員として就職し、教育費を免除したため、「⊖」のように表記する。

調査協力者16人のうち、高校卒業後に進学した子を持つ母親は13人であり、ほとんどのシングルマザーが「成人子」を高校卒業後に進学させていた。表3-2から「成人子」の進学と教育費の捻出方法についていくつかの共通点が見られる。その一つは、進学先がほぼ全員、私立の高等教育機関である。国公立具体的な進学先について、私立大学大学院が1人、国立大学が1人、私立大学が8人、私立大学の夜間学部が2人、私立短期大学が3人、専門学校が6人となる。そのうち、1人が大学院に通ったが、経済的な原因で中退となった。また、経済的に負担が少ないが、国立大学に通ったのは1人だけである。さらに、四年制大学の夜間学部に通った2人が夜間を選んだ原因も経済的な制約があったからである。また、短大に通ったのは女性のみである。このように、寡婦は入学料や授業料の免除措置が国公立より難しい中で、進学先をそれぞれ工夫しながら、「成人子」を進学させていたことが考えられる。以下は具体的に、どのように教育費を捻出したのかについて考察する。

一つ目の教育費の捻出方法は、貯金だけから教育費を出した方法である。N（N1、N2）、F、H、Aの4人はこの方法で「成人子」を大学に進学させた。その中、寡婦本人の貯金だけはN（N1、N2）、Fの2人である。また、Hは寡婦本人の貯金もあり、そしてHは兄弟からの援助を受けた。そして、Aは寡婦本人からの出費がなく、親（子どもの祖父母）の貯金から教育費を捻出した。

二つ目の方法は、教育ローン・奨学金を利用する方法で、P、J、L、K、I、C、M、E、N（N3、N4）の9人がこの方法を利用した。教育ローンは寡婦が返済し、奨学金が主に「成人子」が返済している。その中では、「成人子」が返済している奨学金だけで、教育費を捻出したのが、P、J、Lの3人である。P1とP3ともに、母子寡婦福祉資金を利用し、教育費を借り、それぞれ大学と専門学校に進学した。また、J2とL1またはL2は日本学生支援機構の奨学金を借りて大学に進学した。その他、Kは不動産を担保して、教育ローンを組んでK2を専門学校に進学させ、現在寡婦本人が返済している。そして、NはN3とN4の教育費を捻出した際に、経済的状況が悪化し、貯金だけから捻出ができなくなった。そのため、Nは母子寡婦福祉資金から教育費を借り、N3とN4は一般財団法人から無利子な奨学金を借りて、親子ともにお金を借りることを通して教育費を賄った。最後に、I、C、M、Eの4人は貯金と教育ローン・奨学金を組み合わせながら、教育費を捻出した。Iは生活保護受給世帯であり、三人の「成人子」本人がX市の無利子な奨学金を利用して短大、専門学校、大学に進学したが、元々「成人子」本人が市の奨学金を借りて進学したが、I1が留学を希望した際は、寡婦が自分の貯金から留学費用を捻出し、I1のアルバイト代と組み合わせて留学費用を賄った。Cは、寡婦の貯金で入学費を賄い、さらに「成人子」が奨学金を借りて自分で返済している。Mは、自分の貯金と家を担保にした教育ローンでM1

と M2 を進学させたが、M1 の場合には免除されたため、M2 の場合は寡婦が返済していた。E は元夫から入学金を出し、E1 「成人子」 本人が奨学金を借りた。

最後に、三つ目の種類は、就労状況だけで進学させた方法である。G は貯金と奨学金も教育ローンも利用できない状況で、G の「成人子」の進学費用は、G と G1 と一緒に就労し、2 人分の就労収入から学費を賄った。また、上記の三つの種類の教育費の捻出方法には、A (子の祖父母の貯金)、P・J・L (子の奨学金)、E (元夫の貯金+子の奨学金) の 5 人だけが寡婦からの出費がない。

上記の整理を通して、寡婦世帯の教育費の捻出についていくつかの特徴が見られる。

まず、寡婦本人の貯金だけで教育費が賄えるのが N (N1、N2) と F だけで、極めて少ないと見られる。寡婦本人の貯金と、親・親戚の助け、教育ローン、奨学金などを組み合わせながら、教育費を賄うことがほとんどである。A と H のように、親・親戚からのインフォーマルな援助がある場合は、教育ローンや奨学金を借りずに、「成人子」を大学に進学させることができる。また、親子ともに教育費を借りることを通して、あるいは寡婦から入学金を出し、「成人子」が奨学金を借りるのが多い。

その他、母子寡婦福祉資金や X 市の奨学金、一般財団法人などといった低利子や無利子の奨学金が積極的に利用している。今回の調査協力者は当事者団体 Y に所属し、定時的に会員に母子世帯に関する情報を広報するため、所属する会員が相対的に公的な支援制度に関する情報に繋がりやすいと見られる。例えば、P は母子寡婦福祉資金を借りた。また、I が X 市の生活保護受給世帯向けの無利子の奨学金、N (N3、N4) が一般財団法人の無利子の奨学金を借りた。

そして、シングルマザーは教育ローンを組まれる場合に、安定的な収入や不動産の所有という経済的資源が必要である。K と M のように、教育ローンを申請するために必要とされる安定した収入や不動産の所有などの経済的資源という条件も必要である。しかし、以上のように、公的な支援制度に関する情報、シングルマザー本人の経済的資源、親・親戚の援助という三つの資源がない場合、G のように親子ともに就労時間を増やし、教育費を捻出せざるを得ない。

1.1.2 教育費捻出に対する評価

以上で確認したように、教育費の捻出方法について、寡婦の貯金だけからの出費が難しく、いろんな組み合わせ方が必要となり、寡婦、「成人子」、あるいは親・親戚などからの出費が見られる。このように、教育費の捻出に対しては、ほぼ全員が大変だと評価していた。寡婦は貯金から教育費を捻出する場合はもちろん、教育ローンを組んだ場合も大変である。それは、よく長期間の返済義務を伴い、高齢期にも継続した影響を及ぼしているからである。調査協力者は他にもいろんな場合において、教育費捻出に対しては大変と感じている。とりわけ、以下の場合があげられる。

・進学した子が多い場合

一つは、進学する子が多い場合である。多くの「成人子」が進学する場合、シングルマザーにとってはより経済的な負担が重く、貯金やローンと組み合わせて捻出し、より多様な対応の仕方が見られる。とりわけ、2 人以上の「成人子」が進学した場合には、経済的な面でより厳しく、奨学金を借りることがほとんどである。例えば P と L も「成人子」が奨学金を借りて進学した。また、N は 4 人の「成人子」が全員進学した。そのうち、N1 と N2 の時には、母親の貯金から教育費を出していた。しかし、N3 と N4 の時には、金融

危機により、貯金が減額されたため、母子寡婦福祉資金を利用せざるを得なくなった。そして、N4は、金銭的な原因で大学院の学業を続けられなくなった。

N：夫が亡くなった時に、生命保険が降りたので、〇〇万を34年前、それを子どもの教育費と、老後の資金に貯金しておいて、教育金が全部すっかりしといたんで。皆私立で、下の子（N4）が〇県の大学に出て、この子の時に、今日教育費がしんどかったんですね、だから、一般財団法人から借りたり、母子寡婦福祉資金から借りたりして、何とかしている。

調査者：今の返済は？

N：一般財団法人の分は、この子とこの子自分でしています（N3、N4）。母子のお金は、私が毎月々9千円で、払っています。

調査者：何年くらい返済していましたか。

N：10年くらいかな？まだ、後10年あるかな、20年で借りていたから、後は8年があるね。…夫が亡くなった時に、色々計算して年金と保険金とそれを貯金して、子どもの学費に分けて、自分の老後を考えたら、まず、大丈夫だろうと思ったけど、途中からおかしくなっちゃった。下の子の学費の時には大変でした。それで、下の子も大学院を続けられなくなって。

Nは計画を立てた上で、保険金を子どもの教育費に惜しみなく使っていた。しかし、途中で保険金が足りなくなり、N3とN4の学費には、母子寡婦福祉資金を利用し、一般財団法人の奨学金を申請した。奨学金は子どもが返済し、母子寡婦福祉資金は母親が返済している。それでも、N4の大学院の学費納付には足りず、N4は学業をやめざるを得なかった。Nの場合には、自分の老後資金が足りなくなるほどに子の進学を支えたが、結果としては安定した教育費を出すことが困難であった。また、大学院進学といった想定外の出来事に母子世帯が対応する際には、一層、経済的な不安定性が高まる。

また、1人の「成人子」が進学する場合は、子の多い母子世帯よりも、学費の総額は小さくなる。ただし、この際に、母親が負担する分が増えている。例えば、KはK2のために学資保険を組んで、母親のKが返済している。また、F2は母親の貯金だけで、奨学金を借りずに、専門学校に進学した。C1は、母親のCの貯金から学費を出してもらい、また自分も奨学金を借りて大学に行った。Gは、貯金もなく、教育費のローンを申請するのに必要な条件も満たさなかったため、GとG1が親子ともに就労時間を増やし、その収入で教育費を捻出した。このように、寡婦が自分の貯金から教育費を捻出するか、教育ローンを返済するか、就労収入を増やして支援するなどの形で、「成人子」は奨学金の返済が少なく、寡婦が進学費用を多く負担している。

・計画外の教育費

もう一つ、留学といった計画外の教育費用が必要な場合である。I1は短大にいる間に、たまたま留学できる機会が生じるという想定外のことが起こり、留学費用の捻出に、母親からの支援が必要になっている。

I：私も働いているので、最終的にはそれほどの保護費（生活保護費）が貰っていないから、

上2人が卒業して、それで打ち切ったのかな。子どもたちの学校は奨学金を受けて、

調査者：自分で返済していますか。

I：ええ、自分で、返済。ただ利子が付かないという、10年で返済、卒業してから10年で

返済というの。

調査者：何の奨学金ですか。

I：X市の奨学金ですね。3人ともそれを受けて、卒業後、就職してから、毎月1万くらいずつ、10年を払いましたね。

調査者：アメリカにも留学したんですね。

I：そうですね。(I1は)短大にいてる時に、言葉ができたらもっと楽しいかなと思ったらしくて、…そこで自分で勤めて始めてから、自分で通うようになって、その中で、お金を貯めたみたいないな感じで、思いが起きたみたいで。だけど、自分で貯めたお金だけでは、そんなに長くられないのもあったのかもしれないで、それで三ヶ月でそこにいることはなれないよという話をしてた。行くとしたら、一年間しっかりやってきた方が、言葉は少しでも、覚えるか出来るじゃないかという感じで、…二箇所ホームステイで行きました。

調査者：じゃ、お金が自分で貯まったお金と？

I：私から、足りなくなった時に援助するという形で、約一年を。…子どもたちはほんとは、短大を終わるまでは、働いてもほとんど、ボーナスとかも授業料ですね。前期と後期の授業料には消えていましたね。

Iは「成人子」が大学を卒業するまで、生活保護を受けていた。経済的に厳しい中、「成人子」が全員X市の無利子の奨学金を借りて進学し、その返済は子本人がしている。しかし、I1が短大にいてる時に留学を希望したため、母親が自分自身の貯金とI1の就労収入から捻出せざるを得なかった。このように、予想外の出来事により、親子ともに経済状況は一層深刻になった。

・経済的負担が軽減できる条件

上記のように、教育費の捻出についてはほとんどの寡婦が大変と評価している中、少数ではあるが、大変と感じていなかった調査協力者もいた。以下では、どのような条件により、「苦労しなかった」と言えるのかをまとめる。まず、寡婦からの出費がない5人は、特に苦労しなかったとは評価していた。Aは自分の親(子の祖父母)の貯金から援助をもらい、A1を短大に進学させた。そして、「成人子」が公的な奨学金支援制度から教育費を借りて、進学する場合(P:母子寡婦福祉資金、J、L:日本学生支援機構の奨学金)には、寡婦に負担軽減になった。それに、Eは元夫の貯金から、またはE1が日本学生支援機構の奨学金を借りて、大学進学するのも寡婦に影響が小さい。

調査協力者は、親・親戚から教育費のインフォーマルな援助をしてもらえた場合には、大変より「助けになった」と述べている。例えばHは、H1が進学する際に、子どものいないHの姉夫婦からの援助があった。Aは、自分の親からA2の教育費全額を出してもらったため、「助けになった」と述べる。

A：A1は、短大まで行ったんだけど、…(高校の)先生に、大学までには出来るならやっ
てくださって言われて。私はね、収入ではやれないので、うちの娘に相談したら、
うちの両親も言ったんでね、協力してあげるから、本人が行くって言ったら、行かし
なさいって、大学の授業料も出してもらった。

調査者：いろんな意味で、助けられたって言えますよね。

A：うん、本当に助けられました。

調査者：教育ローンもかからなかったですね。

A：そうですね、そういうのもかからなかった。奨学金もなかった。成績はねあんまり、高校に入ってからそういうのも、でも、そういうのは（教育ローン）何もなかった。だから、自分の中で、そういうのは両親のおかげで。

Aは自分の収入だけではA1を大学に行かせることができない状態であったが、Aの両親に大学の授業料を出してもらった。教育ローンを借りずにA1を大学に行かせられたのは、Aの両親のおかげだと述べている。「成人子」の祖父母からの援助は、Aの「恵まれていた」条件となる。このような思いを持つ寡婦は、「成人子」の教育費の主たる負担者ではない。

その他、Mは、2人の子どもが高校卒業後に進学した経験がある。M1が国立大学を卒業してX市で教員として就職したため、教育ローンが免除され、M2の教育費だけに貯金と教育ローンを組んだ。教育費の捻出には「苦労しなかった」、「恵まれた」と述べている。

M：教育の面では、苦労しなかった、それで自分の持ち家があったんで、持ち家を担保に、教育ローンを組んでいたんです。だから、そういう面では、私はすごく恵まれていたかなと思います。

調査者：教育ローンの返済はどのくらいつけていましたか。

M：M1のローンはね、X市に就職した場合、ローンは免除になるんです。だから、M1の場合はすごく助かりました。

調査者：X市の教員になれば、ローンが免除されるということですか。

M：そうです。M2の場合はね、入学金とその分を出しましたけど、後は自分でバイトしながら、というか。それと、教育ローンを借りたのかな。最終的に、払うのは私が助かりましたけど。

Mは持ち家を担保にして「成人子」の教育ローンを組み、2人の「成人子」を進学させた。M1は国立大学に行き、X市の教員になったため、教育ローンの返済が免除された。担保にできる不動産があり、M1が教員になることにより、Mは「教育費に苦労しなかった」、自分が「恵まれていた」と述べている。不動産の所有と子の努力の二点は、Mにとっての「恵まれていた」条件である。

1.2 経済的な制限とその対応

以上のことを踏まえ、寡婦は「成人子」が高校以降の進学費用を捻出する際には、経済的な制限があることが見られた。このように、制限のある中で、各調査協力者は具体的にどのように対応しているのかをまとめていく。

以下では、事例を上げながら、調査協力者はある捻出方法が選択されるに至る経緯をまとめ、どのような状況で、どのような選択したのか、或いは選択せざるを得なかったのかを明らかにする。また、特別な捻出方法である母子寡婦福祉資金を利用した事例を通して、公的な支援がどのように寡婦にとって支えになったのかをまとめる。

1.2.1 金銭的状况と進学選択

この部分は主に、経済的な制限は、いかに「成人子」の進学選択に影響を及ぼすのかを確認する。

その中、経済的な状況により進学を断念せざるを得ず、または学業を中断せざるを得なかった事例や、進学できたとしても、授業料がより低い夜間学部を選択せざるを得なかった事例がある。

・I3 と G1 : 四年制大学の夜間学部への進学

I3 と G1 は同じく、経済的な制約の中で、四年制大学の夜間学部に進学することを選択せざるを得なかった。そのうち、I3 は奨学金の増額のため、夜間学部を選択した。

I : 子どもたちの学校は奨学金を受けて。

調査者 : 自分で返済していますか。

I : ええ、自分で、返済。ただ利子が付かないという、10年で返済、卒業してから10年で返済というの。

調査者 : 何の奨学金ですか。

I : X市の奨学金ですね。3人ともそれを受けて、卒業後、就職してから、毎月1万くらいずつ、10年を払いましたね。それが子どもたち自分で払ってくれたんで。何とか。下の子が同じ奨学金を申請していたんだけど、1万2千円になったんかな。上の二人が同じ金額を借りていたけど、次男の場合は、四年生の昼の大学には行くだけはちょっと無理だったんで、それが夜間だったら、同じくらいの金額で、行けるというにしたら。じゃ、夜間にするになっていた。

Iの子は全員X市の奨学金を借り、進学したが、末子I3の際に、奨学金の返済部分が増額したため、より低額の夜間学部を選択せざるを得なかった。

G1はずっと大学に進学するという夢があり、叶えた際にも経済的な理由で夜間学部を選択せざるを得なかった。

G : とにかく、お金がないから留年できないよってずっとこれを言っていた。

調査者 : どの大学でしたか。

G : ○○大学だったと思う。二部だったから、授業料も半額ですよ。お昼と夜両方があるから、その夜の授業に行ったから、授業料が半額だったのよ。

調査者 : その時も働きましたか。

G : そうだよ、だから息子も大学に行っていないながら、それこそ、ホテルに務めていたんです。夜が学校から真っ直ぐホテルに行って、働いていたの。朝帰ってきて、仮眠を取って、また夜に学校に行く。…お金がないから、一生懸命働かないとね。

G1は「お金がないから」授業料が半額だった夜間学部を選択せざるを得なかった。また、昼はGとG1が同じホテルで働きながら、教育費を貯めながら、夜はG1が夜間大学に通っていた。親子ともに、夜間学部でも、一生懸命働かないといけず、就労状況を通して、教育費を捻出せざるを得ない。

・N4 : 経済的な制限により、大学院が続けられなくなる。

Nは「成人子」4人全員を大学に進学させたが、貯金だけから教育費を捻出することが続けられず、末子のN4は大学院を辞め、学業を中断せざるを得なかった。

調査者 : 子どもはどこまで学校に行きましたか。

N : N2は専門学校二つ。次(N1)は短大、その次(N3)は大学、下(N4)が大学院。(N4)今は働いています。大学院で、お金が続けられなくて、学校の先生になったんだけど、地方でね。…夫が亡くなった時に、生命保険が降りたので、4千万を34年前に、それ

を子どもの教育費と、老後の資金に貯金しておいて、教育金が全部すっかりしといたんで。…夫が亡くなった時に、色々計算して年金と保険金とそれを貯金して、子どもの学費に分けて、自分の老後を考えたら、まず、大丈夫だろうと思っていたけど、途中からおかしくなっちゃった。下の子の学費の時には大変でした。それで、下の子も大学院を続けられなくなって。

調査者：子どもの教育にはお金が惜しんでなくて、使いましたよね。

N：そう、子どもの教育費は、私立を控えて行ったら ok だとか。そういう面では、夫が生きていたら、そこまで出来なかったと思います、4人の教育費を働きながら出すというのはね。ある意味で、夫の保険金があったから、このほうに私立でも行かせられたし。

Nは子どもの教育が重視した。死別した夫の生命保険金で、四人の子全員が、高校卒業後に進学した。また、高校も私立に進学できた。しかし、N4は学費の問題で大学院を続けられなくなった。元々、夫の生命保険を子の教育費と、自身の老後の資金のために貯金していたが、金融危機のため、利子が減額されたため、子の教育費に「全部すっかり」使い切り、老後の貯金も減額された。それ故に、大学院まで教育費に対する支援を続けられなくなり、N4の学業も途切れてしまった。Nは相対的に年金が高く、貯金も多い方であり、また、母子寡婦福祉資金など制度も積極的に利用したが、「成人子」の教育のための継続的な経済的支援は難しかった。

1.2.2 子どもの夢を支える寡婦の努力

上記のように、教育費の捻出に様々な方法が見られる中、「成人子」の教育費に対しての援助、特に自分の経済的状況に影響を及ぼした場合には、どうしてそのような対応をしたのかについて、以下でまとめていく。

寡婦は自分の経済的・心身的に影響されていたが、「成人子」の進学費用の捻出方法の経緯について述べる際に、しばしば「子どもの夢」というキーワードを語る。寡婦は「成人子」の教育ローンを返済する場合、貯金から「成人子」の授業料と入学金を出す場合、教育費を捻出するために転職などをして仕事を増やす場合には、「自分自身は大変だったけれども、子どもの夢を支えた」という達成感や遣り甲斐を感じることで、寡婦本人にとっては一番合理的と思われた選択をしたと考えられる。

・G：子どもが大学に行きたい

Gは、経済的理由により、高校を卒業した子G1を大学に進学させられなかった。しかし、数年間働いたG1は、大学に行きたいという夢をまだ諦めていなかった。

G：G1が大学に行きたいから、高校出る時に、…諦めて就職したんけどね。だけど、私今は、X市に出てきて、大変だったけど、(大学に行くのが)良かったなと思っている。…〇歳に大学に行ったんだから、〇歳でどうしても、自分、普通に仕事があるからね、行かしてくれて言われましたから。G1も大変だと思う、私はお金がないからね、G1も働きながら、行ったからね、お互い到大変だと思うだけ。私は(G1が)大学を出たから良かったなと、今も思います。

調査者：(子が大学にいる間に)何の仕事を？

G：ずっと(在宅で)しました、だから、外に出て働いたこともない。だが、G1が大学に行った時に、〇の方に、夜働きに行ったけど、昼(在宅ワーク)をしながらね。…G1

も大学に行っていないながら、それこそ、○に勤めていたんです。夜が学校から真っ直ぐ○に行って、働いていたの。朝帰ってきて、仮眠を取って、また夜に学校に行く。

調査者：○で何歳まで仕事をしましたか。

G：60くらいまでだろうか。G1が卒業したから（夜勤が終わった）。お金がないから、一生懸命働かないとね。

調査者：大学で何を勉強しましたか。

G：知らない。（笑）

GはG1の「大学に行きたい」という夢を叶えるために、大学の科目もしらないままで、G1を大学に行かせた。しかし、Gは親子共に、貯金がないため、働きながら子の在学時期を過ごした。Gは昼間に在宅ワークをし、夜にG1の職場で仕事をした。当時は「お金がないから、一生懸命しかない」、「大変だった」が、今は「良かったな」と思っている。

・K：子には保育士になる夢がある

Kには2人の子どもがいる。K1は公立高校を卒業してから就職した。K2は、高校卒業後に、保育士になる夢があったため、Kは「成人子」の教育のために、教育ローンの返済を負担する。

K：うち、お金に頓着がなかったね、頓着があったら、貯金とか、そうとうたまるはずだよね、パパパッと使っちゃったね。それでK2にね、お金をかけて、保育士になりたくて、夢があって、だから、専門学校にも行ったしね。また私立の高校に入ったのさあ、推薦で、全部推薦で、だから私立からすごくお金高いの。K1は、公立高校だから、助かったんだ。

調査者：K2の場合、学資保険とかかけたのか。

K：かけた、私が、（返済している）。

調査者：学資の返済と、家も建てたよね。

K：もう古くて、…ふるい家を全部壊して、立て直したのさあ、…土地も家も自分のモノですけど、全部、退職金全部行っちゃったのさあ。当時大金だったよ、よくやったと思って、自分で。…ローンも組んだのさあ、ローンの返済ね、この定年退職してから、だから、退職金全部手元に受け取ったことがないの、返済返済で、全部手元になかった、そんな感じ。

Kは、年金が高いほうであるが、現役時代は子の学費を支えるために、貯金が出来なかった。子二人のうち、一人が私立高校と専門学校に行き、一人は公立高校で、経済的な余裕がなくなる。さらに、高校以降の進学をした際は、ローンを組み、寡婦が返済している。「成人子」の夢を支えることに、達成感がある一方、シングルマザー本人の退職金は手元から無くなってしまった。また、家のローンと学資ローンの返済で、貯金がなくなった。

・I：子どもの留学の夢を充実させる

Iは3人の子が全員高校卒業後に進学した経験がある。「成人子」3人共に、奨学金を利用して、現在自分で返済している。しかし、I1は短大在学時に、留学を希望し、自力では三ヶ月しか滞在できなかったため、母親からの援助により、長期間の留学ができた。

調査者：I1はアメリカにも留学したんですね。

I : そうですね。短大にいてる時に、言葉ができたらもっと楽しいかなと思ったらしくて、それで帰って来てから、私の友達が知っている英語を教える方がいて、そこで自分で勤めて始めてから、自分で通うようになって、その中で、お金を貯めたみたいな感じで、思いが起きたみたいで。だけど、自分で貯めたお金だけでは、そんなに長くいられないのもあったのかもしれないで、それで三ヶ月でそこにいることはなれないよという話をしていた。行くとしたら、一年間しっかりやってきた方が、言葉は少しでも、覚えるか出来るじゃないかという感じで、先生の勧めもあって、で、二箇所までホームステイで行きました。

調査者：じゃ、お金が自分で貯まったお金と。

I : 私から、足りなくなった時に援助するという形で、約一年を。

調査者：帰って来たら、就職したんですか。

I : そうですね。言葉が必要なところとかは、なるべくこう探しながら、やっていた。

国際交流課みたいなどころとか、でも外郭みたいな感じですね。

I1 は短大にいてる時に、留学の夢ができた。そのために、アルバイトをして、お金を貯めていた。しかし、それでは足りず、母親の I から、「行くとしたら一年間しっかりやってきたほうがいい」と援助を受け、長期間留学することができた。母親は子の夢の実現に支障がないように、積極的に援助をしているように見える。

以上の事例を通して、「子どもの夢」を支えるために、自分のための年金を非加入にするや、また、貯金から進学費用を捻出するなどの努力をした。この際には、経済的に制限されていたが、「成人子」の夢を支えることに対する達成感や遣り甲斐を感じることにより、寡婦本人にとっては一番合理的と思われた選択をし、「成人子」のためにできる限りの努力をした。

1.2.3 母子寡婦福祉資金の使用

今回の調査協力者たちは団体 Y に所属しているため、公的な支援に関する情報が手に入りやすく、制度に繋がりがやすいと見られる。

K : 何十年も、団体 Y に入ってる。団体 Y ね、お金、わずかだけど、無利子で貸してくれる制度があるね、無利子で、5 万円、1 年間で、12 月に、生活資金（母子寡婦福祉資金）を借りられるんだ、それを借りて 11 月に返すのさあ、だから母子会に入っているから、楽しい。

K は団体 Y に所属することにより、母子寡婦福祉資金に繋がりがやすく、「楽しい」と述べた。このように、団体 Y は母子世帯や寡婦世帯向けの制度に関する情報を、定時的に会員に広報するため、会員になっているシングルマザーにとっては相対的に制度の認知度が高い。今回の調査においても、「成人子」の進学費用として母子寡婦福祉資金を借りた事例が見られる。

以下では、母子寡婦福祉資金を利用した事例を用い、公的制度がいかに母子寡婦の子の支えになったのかを確認する。

N : 夫が亡くなった時に、生命保険が降りたので、4 千万を 34 年前に、それを子どもの教育費と、老後の資金に貯金しておいて、教育金が全部すっかりしといたんで、皆私立で、下の子 (N4) が〇県の大学に出て、この子の時に、今日教育費がしんどかったん

ですね、だから一般財団法人から借りたり、母子寡婦福祉資金から借りたりして、何とかしている。

調査者：今の返済は？

N：一般財団法人の分は、この子とこの子自分でしています（N3、N4）。母子のお金は、私が今月々9千円で、払っています。

P：P2だけが高卒で、P1が大学に行きましたが、P3が専門学校に行ったの。母子寡婦福祉資金を借りました。その制度を利用して、出なければ、うちの給料だと、できない。

Nは、N3、N4の教育費を貯金だけでは賄えなくなった際に、母子寡婦福祉資金を利用した。現在は月に9千円の返済をしている。P1とP3は母子寡婦福祉資金を借り、それぞれ大学と専門学校に進学した。また、Pは当時の就労収入が少なく、給料から教育費を捻出することが難しかったため、母子寡婦福祉資金を利用できなければ、「成人子」は進学を断念せざるを得なかった。

小括

この節で、寡婦は「成人子」が高校を卒業した後に、進学する場合の教育費捻出方法、経済的な制限、またそれに対する対応をまとめた。

結果としては、調査協力者16人のうち13人は、「成人子」が進学した経験がある。また、進学先はそれぞれ異なるが、ほぼ全員が私立である。このように、シングルマザーは入学料や授業料の免除措置が国公立よりも厳しい中で、進学先をそれぞれ工夫しながら、子を進学させていたことが見られる。また、詳細な捻出方法の特徴について、まず、シングルマザー本人の貯金だけで教育費が賄えるケースが極めて少ないことである。親・親戚の助け、教育ローン、奨学金などを組み合わせながら、教育費を賄うことがほとんどである。その他に、低利子や無利子の奨学金に関する公的な支援制度を積極的に利用していた。そして、教育ローンを組めるような安定的な収入や不動産の所有といった経済的資源がない場合、親子ともに就労時間を増やすことによって、教育費を捻出せざるを得ない。そして、貯金からお金を出すことや、返済義務が長期間にわたって続くことに対しては、ほぼ全員が経済的な制限があり、大変だと感じている。とりわけ進学した「成人子」が多い場合や、進学先で留学などの計画外の教育ニーズがある場合には、その大変さは尚更顕著となる。

このような状況に応じて、親子には様々対応方法が見られる。一つは、公的な支援制度を用いてお金を借りることである。例えば、母子寡婦福祉資金の修学資金や、無利子のX市奨学金や一般財団法人を利用する。なお、今回の調査協力者は団体Yに所属しており、団体Yは会員に母子世帯に関する情報を定期的に広報するため、所属する会員は、公的な支援制度に関する情報に相対的に繋がりやすいと見られる。二つ目は、寡婦はある種の自己犠牲が見られた。「子どもの夢」を支えるために、自分のための年金保険料の支払いや、貯金の蓄積を犠牲にし、進学費用を捻出する。三つ目は、経済的に厳しい際には、「成人子」の進学先を工夫することである。例えば、進学先を授業料が半額だった夜間学部をやむなく選択する。また、寡婦世帯の親子ともに、このような選択に至るまでは、できるだけ利用できる資源を利用したことが確認した。ただし、経済的な制限により、選択肢が狭まれ、当時の一番合理的と思われた選択しかできなかった。

しかし、教育費の捻出に関しては、全員が大変だったと感じておらず、「恵まれた」と評価した調査協力者の特徴をまとめると、寡婦の負担が軽減できる方法が見られた。それ

に基づき、親・親戚という私的な経済的援助の代わりに、返済義務なしの公的な経済的支援制度の創立、M1がX市の教員になる場合に教育ローンの返済義務を免除されたように、母子世帯の子どもが公務員になる場合に、教育ローン免除する公的な支援制度が考えられる。

2. 成人子の生活変動時と寡婦の援助

今回の調査対象者にとっては、高校以降の進学に対する費用が想定できる出費である一方、成人子のライフイベントにおける予想外の出来事に対する想定外の援助も見られた。以下では、まず、成人子が病気と婚姻状態を変動する時期に、寡婦からの経済的援助、あるいは看病や、孫の世話などの時間的な援助をまとめる。

2.1 成人子が病気の時期

以下は、4人の事例をもって、成人子が病気にかかった際に、寡婦による成人子への日常生活の援助をまとめ、それは寡婦自身の生活に及ぼす影響を考察していく。

2.1.1 独立から寡婦と同居になる

まず、実家から離れ、独立した成人子が病気にかかる際に、実家に戻り寡婦と同居するようになった事例からまとめる。この場合の成人子に共通しているのは、いったん仕事を見つかり、実家から離れてひとり暮らしをしている点、更に、まだ結婚していなく独身な状態で独立した生活を送っていたという二点である。以下は事例を通して、詳細を分析していく。

・Kさん：K2の病気と離婚に伴い、成人子と孫を扶養する（経済的援助）

Kは、K2が離婚後に、同居するようになった。また、K2が病気で、稼働役割を担えず、Kはその代わりに仕事に就いた。

K：いまK2がね、かなり長いことで、うつ病になって、うつ病でもいって結婚してくれた人がいたんだけど、子どももできちゃったんだけど、…そうして家に帰ってきたんだけど、離婚して、だからK2がいまシングルマザーさあ、子どもが6歳、一緒に住んでいるんです。だけどもう、K2はうつ病で、パートしか働けなくて、6万くらいしか、多くて6万、5.6万で、そうしたら、ほとんど私が払っているようなもんだから、生活が、そうしたら、年金だけじゃ、どうしようもなく、働かなきゃってなって、そして7万ぐらい、いまお給料もらって、それ、全部、K2たちに行っているのさあ、働きづめて、おかげさんで健康だから、いいけど、どこも痛いところないですけど、それで、80まで、80過ぎまで働かなきゃと思って、それまで生きていけないと。

調査者：いまは働きだして、65歳で、退職して、今の仕事をする前に、なにか仕事をしましたか。

K：65歳過ぎてから仕事をしていない。だけどもう、娘がね、離婚してね、戻ってきてね、6年前に戻ってきたんだよね、そうしたらね、家計がね、お金なくなっちゃってね、貯金もなかったし、それで大変だったから（働き出した）。

調査者：いまは（生命保険を）かけていますか？

K：かけている、K2が大変だからさあ、私が亡くなる場合、それが一番（心配）、だって孫を育てないといけないから、K2完治しないから、孫が小学校1年生だから、来年、お

金かかることも分かっているから、いつもね、感謝されている、ありがたうって、その分幸せだなあって思っている。

Kは今回の調査において、年金額が一番高い対象者である。しかし、K2はうつ病が完治していかく、更にシングルマザーになり、子どもを連れてKと一緒に生活せざるをえなかった。また、K2は病気のため、安定した仕事をするのが困難となっている。それ故に、3人の生活費のために、Kは働かざるを得ず、就労収入と年金も全て日常生活で使いきり、貯金が蓄積できない。また、Kは今後、加齢によって就労が出来なくなったあとのK2と孫の生活に心配している。

K2は複合的な困難を抱えている。うつ病の上に、離婚したため、シングルマザーとして生活基盤が弱い。そのため、実家に戻り、母親のKと一緒に生活せざるをえない。更に、生計が一緒になり、K2の稼働能力が弱いため、パート就労収入がわずかにある状態である。現在、三人生活の生活費は、Kの就労収入と年金収入がメインになり、この生活収入構造により、Kは現在も働かざるを得ず、貯金もできず、ワーキング・プア状態が継続している。このように、成人子が病気により、生活変動がもたらし、就労収入も少ない際に、母親である寡婦として、このように経済的な援助をせざるを得ず、ケア役割を継続して担わざるをえない。

・Nさん：N4の治療に付き添い、扶養する（経済的、時間的援助）

N4は健康に問題が生じたため実家に戻り、Nと再び一緒に住むようになった。前節で確認したように、N4は経済的理由で学業を中断し、現地で就職し、独立した。しかし、病気にかかったため、仕事が継続することができず、やむを得ず退職後し、自家のX市に戻り、再びNと同居するようになった。

N：今は卒業して、今は働いています。大学院で、お金が続けられなくて、学校の先生になったんだけど、地方でね。体が壊して、家に戻ってきて、今は非正規で働いている。今は自宅で同居しています。

調査者：いつ頃帰って来たんですか。

N：もう6年になるから、…4年学校の先生をやって、…体を壊したから。○癌になったから、○腫瘍なの。それで、救急車で運ばれて、分かって、腫瘍だけを取ったんですね、それで結果観察で家にいるので。

N4は病気にかかって以来、仕事をやめて実家に戻り、治療・経過観察をしていた。一時的に独立したが、予想外の出来事により、再び母親と同居し、現在も同居が継続している。それに、現在Nの扶養に入れたので、N4が6年を渡って再び独立することができなかった。

以上のように、病気にかかった成人子は、まず、独身の場合には看病してくれる家族がそばにいないとめ、やむを得ず実家に戻り、母親と一緒に治療と回復をせざるをえない。そして、病気の原因により、就労を継続することが困難になり、経済的にも不安定にならざるを得ず、実家に戻り、経済的な援助を受けるしかない。更に、病気の回復には時間がかかるため、その間には独立できるような安定した仕事に就けることが困難であるため、寡婦と同居して扶養を受けることが長期的にならざるをえない。それ故に、この状態において、母親である寡婦にとっては、同居することもむしろ母親として安心できるため、経済的、時間的な援助も余儀なくされる。そのため、同居することが親子ともにとって、合

理的な選択となった。

・Mさん：M2に対する看病（時間的援助）

M2もM4のように、病気で仕事をやめ、他市からX市の実家に戻り、母親であるMと同居し始めた。

調査者：M2が今T市から帰ってきていたんですか。

M：いえ、T市で20年くらい一人でやっていたんですけど、どうしても、食事とかそういうのは不規則なんで、結局体が壊したんだの、それでM1はね、だからということで、夏休みの間に、T市に行って、自分の子が連れて帰ってきて、そして、今うちで一緒に住んでいるから、食事とかはちゃんとね、だから、今働いているけど、健康診断もなにも引っ掛かれないで、ちゃんと働いています。そして、食事代を（だして）、私が作るんで、で食事代を月に3万円を頂いている。…それと、たぶんM1にはね、電気代とか、何とかかかっているじゃない、だから、（M2が）M1にも、月に5万円くらいを払っているのかな。兄弟の間でね。そういうところに、きっちんとしないと、住めないで。

調査者：（ご飯を）作るのは、3人分じゃないですか。

M：私とM2のお弁当を作るだけ。M1はね、もう自分が自分で、学校で給食があるし、帰りが8時前には、帰ったことがないので、それだけ、部活も持っているから、日曜日祝日なしで、だから、とても結婚するものじゃないのよね。ほんとにハードだと思いますよ。自分は二階でちゃんと食べるようになってきているから。たまに、私が廊下で作っていたのも気に入れば、食べているのかな。後は、ほとんど自分で食べている。（食費はMとM2二人を合わせた。）

MはM1の被扶養者になり、部屋のリフォームなどのようにM1からの援助も多い。それに、現在M1の被扶養者になって、成人子に扶養されている。経済的に援助がないが、時間的にケア役割が継続していることが見られる。M2は別の都市に住んでいたが、病気のため、母親としてのMが不安であったため、M1と一緒にM2を連れてX市に帰らせ、看病してあげた。それから、M2は現在回復し、再就職し、経済的に自立できるが、Mは健康の面で、心配しているため、継続してM2と同居するように、ずっとM2のためにご飯を作り、世話をしている。このように、病気を回復してから、就労を通して経済的に自立できるが、健康を配慮して、再び独立して生活することがむしろ母親が望まない。

2.1.2 地域移動に伴う看病

そして、Jの事例を用いて、同居になることがないが、寡婦は看病のため成人子の居住地まで通うこととその影響を確認する。

・Jさん：子ががんになった時（時間的援助）

JはJ2ががんになった時に、ひとり暮らしのJ2の看病をするために、三ヶ月間、J2が住んでいるT市まで通った。そのため、健康に影響を及ぼし、疲労のために倒れた。

調査者：（J2は）元気ですか。

J：えっと、今年がんが見つかって、大変だったんです。三ヶ月通いました私が、T市に。…今年の3月に、次男坊が僕がなんなんですって、言ってきて、4.5.6とT市に行ったり来たりしていた、で、夏の暑さで、最近も倒れたりしてて、私が、単純に風邪だけだ

けど、抵抗力がかなりダウンしたんの、J1にお世話になっておりました。だから、絶対無理はできないなと思います。

調査者：一人で、T市にいますか。

J：そうです。だから、一か月に一回治療が入っているわけです。なので、その時に、私が通いました、T市に。

調査者：一緒にいたいですね。

J：親はもちろんそうなんですし、だから、一人生活に身に染みたいで、今、一生懸命婚活頑張っています。それまでは、あれだ、これだ、今だったら、全部見捨てて、これだけがあればいいって、遅いって言いながら。

調査者：がんは今、大丈夫ですか。

J：うん、今は一応放射線が、三回の治療が終了して、後は検査でずっと行くしかないかな。お陰様で、普通に職場に戻れています。だから、家庭が作りたくなくなっていますね。

J2が独身でT市にひとり暮らししているため、病院に通う時に付き添う人がおらず、Jは「親はもちろん一緒にいてあげたい」ため、三ヶ月間、X市とT市を行き来した。また、J2は病気のため、仕事から離れるまではいかず、現在も復職して独立した生活を送っている。治療の間に、JはT市に通い、暑さと年齢のため、自分の健康に影響を及ぼしていた。成人子が元気なうちに、Jは一人で健康に注意しながら安定した生活を送ることができていたが、このように、成人子の健康問題により、また時間をかけて成人子の世話をするようになった。

2.2 成人子の婚姻状況

また、健康以外に、成人子の婚姻状況により、寡婦に対する影響も違ってくる。例えば、安定した結婚生活を送っている成人子のほうは、ほとんど家を離れ、独立した生活をしている。しかし、必ずしも全員がそうではない。例えば、独身の成人子と同居している事例がある一方で、一時的に安定した婚姻生活を送っていたにも関わらず、婚姻の破綻に伴い、母親と同居するか、子育てに母親の助けが必要になってくるといった事例が見られた。以下、このような事例をもって、成人子の婚姻状況が母親に対する影響をまとめる。

2.2.1 婚姻変動に伴う経済的・時間的援助

まず、成人子の離婚に伴い、母親の生活に与える影響についてである。前節で確認した通り、Kは成人子のK2が病気の上、離婚したため、Kと再び母親同居するようになった。その後、Kは経済的な面で、実質的に稼得役割を担い、K2と孫を養うようになった。また、Kのように、Aも、成人子A2の離婚により、経済的支援の必要が生じた。

・Aさん：離婚したA2に経済的支援をするため、貯金ができない（経済的援助）

A2は現在シングルファーザーとして、3人の子どもを育てている。正社員として働いているにもかかわらず、子どもの成長と共に、お金が足りなくなっているため、Aから援助を貰い続けていた。

A：昔というか、…（A2は）生活費が足りなかったとか、貸しなさいとか、そういうのがあったけど、…今は、自分だけで食べていけるのは大変だから、…。本来だったら、そのお金を残ってもいいはずなのに、足りないってピーピー言っています。

調査者：じゃ、今貯金とかは？

A：貯金あんまりないですよ。毎月やり繰りして、生活しているんです。

Aは現在年金受給額が10.3万円で、調査協力者の間に相対的に高く、更に持ち家に住み、安定した生活をしている。しかし、A2は離婚した後に、シングルファーザーとして3人の子どもを育てているため、寡婦にお金をもらえざるを得なかった。現在は、A2の経済的な状況が回復したが、Aから成人子に継続的な経済的援助をしている。また、それにより、A自身の老齢期のための貯金ができなかった。以上のように、ミドル期から相対的に安定している生活をしているにもかかわらず、成人子の生活変動への援助が続いていることで、寡婦本人の老齢期にも影響をもたらしている。

・Lさん：離婚した成人子に孫の世話をする（時間的援助）

そして、離婚した成人子に対しては、経済的支援を行っていなくても、日常生活における支援を行っている場合が見られる。LはL2が離婚したため、L2自身のワークライフバランスが取りにくい時に、孫の世話をしている。

調査者：L2が一人で仕事しながら子育てしたよね、手伝いとかはしましたか。

L：今はないですね。ずっと子どもが小さい時に、毎日じゃなくて、L2が会議とか、夜勤とかの時があるから、だから、その時に、私が保育園に、送り向かいをしていました。

L2のうちまで行って、向かいに行って、そして、ご飯を食べさせて、寝かせて、その日は泊まって、次の日にまた帰るというふうには、何年間はしていましたね。子どもが小さい時に、小学校に上がるまで。

調査者：それ以降が、離れて住むようになりましたか。

L：うん。

調査者：お金の仕送りとかはしていましたか。

L：一切、私はしていませんでした。こっちからL2やL1にもしたことがないし、向こうからもしたことがない。…L2の方はね、別れて、一人になっていたから、私は送ってもらうこともない、自分たちの生活が大変だからね。

L2が仕事と子育ての両立が難しくなった際に、Lは孫の保育園の送り迎えなどの世話をしていた。それは、孫が小学校に上がるまでに続いた。また、Lは時間的な援助をしていた一方、金銭的な援助は一切していなかった。このように、経済的な援助がない一方、また孫のケアラーとして、孫の世話をするような援助の形で、ケア役割が継続している。

2.2.2 独身の成人子と寡婦の扶養

以上のような婚姻状況に変動があった事例が見られたが、以下のように、成人子は未婚・非婚の場合に、実家から離れて住むような独立した経験がなく、ずっと寡婦と同居し続けていた事例もある。この場合には、よく寡婦が世帯主で、「子を貯金させるために」、成人子を養い、高齢期の現在にも継続している。

・Hさん：同居する独身の子を養う（経済的援助）

Hは同居しているH2に経済的な支援をし続けていた。現在、同居生活が継続し、H2が選択した独身の自由な生活を支えるため、Hは継続的に家計を負担している。

調査者：(H2と)同じ世帯ですか。お財布が一緒にしていますか。

H: そうですね、どっちかという、私の方が食べさせているじゃないのかな。
調査者: お小遣いとか、食費だけを渡しているという感じですか
H: 何というのですかね、雑貨品は買ってくれるけど、後は、私は家賃を払ったりする、全部、公共料金は全部、しています。
調査者: 娘が結婚されていないですか。
H: 娘がしていません。…自由満々で、好きのように。
調査者: ずっと一緒に住んでいましたか。
H: ずっと一緒です。高校卒業してからずっと一緒です。
調査者: 娘が結婚していないことに心配されますか。
H: 全然、私は、娘が自分。働ければ食べていける。全て、結婚がイコール幸せじゃないですからね。その人がその人のあれだから。自分で好きな道、私は娘に一切言いません。
調査者: だから、その分が、娘を食べさせて、自分の貯金をできればいいなと思っていますか。
H: そうですね。

H2は高校卒業以来、Hと同居し、Hに養われている。また、H2は結婚には積極的ではないため、Hとの同居が継続すると予想される。現在の家計は、Hが主に負担し、H2からお小遣い程度のお金をもらい、家計費を補填している。このように、ミドル期から高齢期にかけて、Hは同居する独身のH2に対して、経済的な面で支援し続けている。
また、HはH1に日常生活の支援を長年継続した。

調査者: (H1と) 遠く住んでいますか
H: いいえ、…車で15分くらいのところかな。
調査者: 結婚はされていますか
H: うん、しています。孫3人います。
調査者: 息子さんがよく会いに来ますか。
H: ちょっと精神的に、ちょっとあれのもんですからね。私はなるべく、あれはしないけどね。だから、孫3人とも、それこそ小学校を上がるまで、毎週金曜日の夜から、日曜日の夜まで、3人とも面倒を見て、すごし精神的に休ませてあげようと思って、ずっと毎週、金曜日の夜から、日曜日の夜まで。
調査者: じゃ、今一番下が小二だから、Hさん休ませるのか、去年からですか。
H: はい…だけど、私の友達に、あなたはいいわよって、息子さんの孫3人も見れるというの、最後なんだよ、普通はお嫁さんなんか流しするのよって、友達が言います。孫3人というのは最後でしょう。
調査者: (H1は) 孫の面倒を見る時間がないですね。
H: そうですね。
調査者: (それ以外に) 子どもから、援助してもらいとかがありますか。
H: それはいいですね。
調査者: 子どもに援助したりはしますか。
H: いや、それはいいです。
調査者: 自分で独立して生活していますね。
H: そうですね。
調査者: 孫のケア以外にはないですね。

H: そうですね。

HはH1の一家が休めるように、H1の方の孫が小学校上がる前に、毎週金曜日にHの家に過ごし、孫の世話をしていた。また、日常生活における時間の支援は小学校に上がるまでとしたが、お金の支援が高齢期にも継続すると見られる。このように、同じ寡婦の生活には、それぞれの成人子に対して、経済的な援助や、時間的な援助を継続していることが見られた。

以上のように、病気や、離婚などといった突如なライフイベントに、寡婦が成人子へのケアが継続せざるを得ず、それ以外にも、独立したことができたことがない成人子を養い続けるように、ケアが継続している。

2.3 ミドル期のケア役割の影響：高齢期に対する見通しがない

上記の整理を通して、寡婦はミドル期にも成人子へのケア役割が続いていることが見られた。そのため、安心して自分の老後に向けて、計画を立てることが難しいことが想定される。以下では、寡婦が実際に自分自身のミドル期において、高齢期に対してどのような見通しを立てたかをまとめて考察していく。具体的には、ミドル期の見通しと現在高齢期にいる自分の現実を照らし合わせると、主に三つの思いを抱えられていると見られる。それは「見通しを立てる余裕がない」、「計画を立てたが、思うどおりにいかなかった」、「計画通りになった」である。以下において、「子どもが大きくなって、年金を受け取る前に、その年金額を見て、老後生活にどんな見通しを持っていたのか、或いは、何を準備していましたか」という質問に、三つの思いのパターンに所属する調査協力者は、どのように答えたのかについてまとめていく。

・経済的な余裕がないため、老齢期に対する見通しを立てる余裕がない

ミドル期においては、A、D、Gははっきりと老齢期に対する準備をする余裕がないと述べている。今回の調査においては、「貯金もない、仕事があっても、食べるのも精一杯で、…毎月毎月、ただ生活できるのが精一杯」のような生活はDに限らない。ミドル期においても、シングルマザーは経済的な厳しさが改善されていないことが分かった。

A: 何もしていませんでした。もうそんな老後の準備とかは、そんな余裕がなかったんです。

D: 全然立たなかったです。貯金もないし、仕事があっても、食べるのも精一杯だし、だから、その老後の（見通し）は全然立たなかった。毎月毎月、ただ生活できたのが精一杯だし。（老後生活に）何も準備していない。

G: そんな余裕なんかないですよ。…この年まで、服を織りながら、お服屋さんに勤めながら生活したのね。その中で、上手く生活をやり取りしましたかね。…でも、今は、ほとんど仕事がなくなっちゃったよ。

実際の老齢期の生活の様子から見た結果、Gは仕事がある時には、賃金でやり繰りできたが、仕事がなくなってから、生活保護を受給せざるを得なかった。もう一方、Dも仕事が無くなったなら、生活保護を受給することを考えている。本来なら、老齢期の手前の時期にあるミドル期のシングルマザーは、自分の老後生活に見通しを立て、準備する時期でも

あるはずである。しかし、今回の調査を通して、当時は高齢期の生活に対する見通しを立てる余裕がないと答えた。

また、ミドル期のBは、余裕がないというより、高齢期に対する見通しを立てる必要性を感じていない。

B: 私はね、そういうの（見通しを立てること）は全然していなかったの。退職する時（65歳）に初めて保険のところに行って、…調べてもらっていた。余裕がないというか、まだその必要性を感じていない。…老後になると何とかしようと、予備知識、というのがなかった。

65歳に退職し、再び介護の免許を取得し、週4回で働き、まだ「現役引退」をしていない。要するに、Bは高齢期の感覚は年金を受け取るかどうかによって決まっているのではなく、仕事ができるかどうかによって決まると考えていた。要するに、仕事ができなくなった時期こそが、高齢期であると感じている。

また、Hもミドル期に見通しを立てたが、年金額を想定して、より仕事の重要さを感じている。

H: えー、どうしようかとやはり、働かなきゃ食べていけないよね、そういう見通しだったね。働かなきゃいけないという感じですね。…だから、皆は死ぬまで働かなきゃいけないとかな、私みたいの母子家庭の人ね。

調査者：余裕がないというか。

H: そうそうそう。

BとHともミドル期において、受給できる年金額が足りず、老後にも働かざるを得ないと高齢期の生活を想定したが、現在、二人が実際にも就労している。このように、ミドル期において、年金受給額や貯金を一定程度所有し、就労の有無によらず、経済的に安定した高齢期を迎える見通しを立てる余裕すらもなかった。

・ちゃんと計画を立てたが、思う通りに行かない

上記の状態は、高齢期の見通しを立てられないか、立てる余裕がない事例である一方、実際にちゃんとした計画を立てたが、思う通りにいかなかった事例もある。以下はN、PとOの事例を用い、見通しと現実のギャップをまとめる。

まず、年金と生命保険と貯金をもって、ちゃんと老後予算を立てたNは、景気が悪くなることにより、保険金と貯金が値下りになり、老後の見通しが思った通りにいなくなる。

N: それはね、年金額ね、…それで、貯金で、夫が残した生命保険と、ちょっとした貯金を、年間を80まで生きていくために、年間でいくらで暮らせば、大体予算を立てて。だから、…この予算で暮らしていけば、80までは大丈夫かなと思ったけど、どんどん貯金が目減りしていて、…80まで貯金が大丈夫かなと今不安なんです。もしかしたら、80以降で生けるとしたら、その先は貯金なしでしかない。でも、もう80を過ぎたら、そんなにお金がかからないから、年金で何とか暮らせるかなと思うんですけど。…何とかショックで、金融がおかしくなって、かけていた個人年金を半分くらいなったので、投資したのも半分になって、…色々計算して年金と保険金とそれを貯金して、子どもの学費に分けて、自分の老後を考えたら、まず、大丈夫だろうと思ったんだけど、

途中から可笑しくなっちゃった。下の子の学費の時には大変でした。それで、下の子も大学院を続けられなくなって。

調査者：じゃ、その当時の老後の見通しと今の現実にギャップがあると言えますか。

N：うん、だから、やっていくしかないだろうなと思って。幸い自宅だからね、色々になったら、自宅を売れば何とか。後は子どもがいるから、最終的には子どもがあれかなと思うけど、でも、分からないですね。…体が元気のうちには、何とかなるかなと思うのよ。だから、一番心配なのは、病気とかね、心臓発作とか、脳溢血とか、思い掛けない病気とか突然のあれで、寝たきりとかになったら、大変だろうなと、そういう心配があります。

調査者：じゃ、今は自分の老後にはもっと貯金ができればいいと思いますか。

N：そうですね。ちょっとここのところには、すこしミスでしたね。

調査者：ミス？

N：働いている時にはね、夫が残したお金があるから、それで老後が出来ると思って、あまり貯金がしていなかったのが、金利が安くなったりして。

Nは年金と保険金と貯金で計画を立てたが、金融市場の危機により、損失を受けた結果、老後の資金と子の教育費が足りなくなっている。ミドル期の計画と現実のギャップがあり、貯金が不足し、老後を心配している。しかし、不動産があるため、相対的には安心を得ることができている。このように、不動産が最後のセーフティーになっているが、Pは不動産がない老後に、不安を感じている。

P：それはありましたね。でも、ここの給料は（年金が）それくらいしかもらえないし、私はほんとに、子ども3人がますし、ただ一つ失敗したのは、自分の家、小さくてもあればいいなと思いますね。…最後の時に、市営住宅でいいなというのはどっかでありましたね。でも、こういうふうに行っていたら、そういうのも考えるべきだったのねと感じました。

Pは年金額が想定されるが、それより不安を感じているのは不動産を持っていないことである。ミドル期には思っていなくても、高齢期に不安になるのが居住不安である。また、0も年金額が想定できたが、不足している状態は、いかなる生活なのかが、想定できなかった。

O：そうね、その時は、年金を貰って、年金で何とかするという気がしていました。今の時代だとね、丸ごと30年を務めていればね、企業年金が死ぬまで貰えるし、年金がもっと多くもらえると思う。だけど、途中で自己退職したので、55歳でね。だから、年金が少ないの。だから、今は副業するね。子どもたちに頼らないで、自立している老後を暮らしたいね。

調査者：今は当時の見通しと違いますか。

O：全然違います。やはり、年金だけで暮らせない。贅沢もしない、人と交際もしないで、じっとしていれば、その中で生けるのよね。食べるものだけで、余裕がない。だから、ある程度余裕を持って、人とお茶一杯も飲んで、おしゃべりしたね。どこかに行きたい余裕が持っていないから、今の仕事をしているのさ。清掃の仕事はいずれもできなくなる。自分も70後半だから。体を辛くなっているから。だから、体を使わないような仕事をしたいの。

0は退職したゆえに、年金額が少なくなると想定できたが、高齢期の生活がミドル期の見通しと違うと感じた。実際の高齢期には、年金だけでは余裕を持ってないと実感した。高齢期の実際の生活には、人との交際が必要と感じ、そのためには交際などでの余裕を維持するために、就労収入が必要であった。

このように、Nは金融危機により、Pは連帯保証人になることにより、0は健康の原因というリスクにより、老後のための貯金と年金に影響が及んでいた。経済的な余裕があり、蓄積しようとしても、十分な余裕ではなく、影響されやすく、ライフコースを通して、脆弱な経済的状況におらざるを得ないことが見られた。

・計画通りだった

現実とギャップがある一方、計画通りになった事例もある。LとMは計画通りになったため、現在の高齢期に余裕を感じている。その中、Lは現役時代から計画を立てており、老後に余裕を感じる。

L：うん、だから、子どものためだと思っているから、それこそ、(役所で働いている時の)交通費ね、毎月一万円ずつ貯まって、後は、実家の親に住んで、最低で月に5万円くらいを積もうと思って、それは、ずっと30年間積んでいた。それは、準備したよね。それとね、もう一つはねうちの夫が亡くなった時に、貯金でなくて、生命保険が入りましたよね。1000万円ですね、それは今から40年前からね、その一千万を今のマンションの別に、X市でマンションを買ったの、私が。そして、自分がいずれか入っていたらと思って、でも、親の建てられた部屋に入りましたので、そして、そのマンションを人に貸して、月々4万円ずつ貸して、税金とかを払って、年間60万円を手元に入りましたの。それも、30年間をやっていた。それを四五年間前に売っちゃいましたね。それがあったから、それを全部貯めていたから、格好づけないで、全然贅沢にしてこなかったの。でも、貯まるもんだね。私は飲み屋に一切行かないから。忘年会とかは行くけど、二次会とか三次会とかは一切行かないの。貴金属も買わないから。お金でね、贅沢したら、切りなく使うから、積み重ねることによって、最後の自分の生活には、凄まじいことないけどね、食べていけないものがなくなった。そういうふうにしたらね、年金が少ないけどね、何とか食べていけるだけで、人から借りるわけでもないし。

…でも、私は楽よって言えないから、だけど、今だと準備しないといけないものがないと思いますね私は。今は健康でね、このまま贅沢しなければ、生きていくしかないですね。ほんとに大変な病気になったら、ある意味で、子どもたちはほっとかないしね。ちゃんとそれなり育ててあるから。…生意気したらお金が無くなるよね。今贅沢してしまったら、生きていけないよね。今は節約して、ちまちまと、90まで生きれるって、ちょっと贅沢したら、90まで生きたら、85くらいまで、生きていけないと思うの。

調査者：生活の余裕がありますか。

L；ある意味で、自分は自分の思う通りに生きて来たから、ある意味で、贅沢したいから生きて来たじゃなくて、一応ね、別にはもう心配がないけど。もし、病気したら、それが運命だから、仕方がないですね。それに、借金とかもしていない、返す心配はないですね。

M：子どもたちの生活に迷惑をかけないで、自分の生活は自分で管理する。そして、自分

の生活を楽しむ。そういうふうに切り替えました。

L は現役時代から貯金を計画的に行いし、「贅沢」をしなかった。まず、実家のマンションに住み、生活基盤が安定していた。就労収入から月に最低で5万円を貯金で積んでいた。そして、夫の生命保険金でマンションを購入し、賃貸物件として貸していた家賃を貯金した。更に、賃貸マンションを売却し、売却金も貯金した。そのため、高齢期にも心配してはいない。それは、L がお金の使いに対して、節約をし、人との交際も控えるなど、「意欲したらお金が無くなるよね。今贅沢してしまったら、生きていけない」と述べ、最小限の支出で生活をしてきたことになる。それに、M も老後には「生活を楽しむ」というふうに切り替えたことで、老後に余裕を感じている。

また、L の貯金の蓄積には三つの源泉があるのと比べ、N は夫の生命保険金、P は退職金、O は退職金と年金というようも、貯金の方法と金額は限られている。もし、貯金の源泉が一つではない場合には、このような影響に左右されない可能性もある。しかし、N は子育て期から子どもの教育費が必要となり、P と O も子育て期から生活がぎりぎり、貯金できる余裕がなかったため、現役時代からの母親本人の老後のための貯金の蓄積はきわめて困難であった。

小括

この節は、成人子の生活変動する際に、寡婦がどのように援助をし続けているのかについてまとめ、以下のことが分かった。

まず、成人子が独立したが、病気をきっかけに、母親と一緒に同居するようになり、母親が世帯主で、生活費を負担する事例が見られた。その後、回復して再就職したが、経済的には独立になっていないため、寡婦による扶養が長期化した。このように、寡婦は成人子に対しての「ケア」役割を終了するのではなく、病気等をきっかけに、子の扶養が長期化し、独立しない可能性もある。もう一つのパターンは、経済的な援助の代わりに時間的な援助を行っていた事例もある。成人子が病気の際に、母親が子を看病し、時間的な援助をすることである。「親はもちろん一緒にいてあげたい」ため、地域移動を伴い看病した結果、健康に支障が生じた。

そして、成人子の婚姻状況により、寡婦が継続的に支援を与える事例が見られる。成人子が独身の場合には、「子どもに貯金させたい」と、家計を負担している。そのため、子どもが独身を選択する際には、成人子に将来への備えをさせるためには、寡婦本人が貯金するより、子どもの将来を優先して貯金させる。また、離婚した成人子への経済的支援がの事例から見られる。経済的援助を受け続けていた結果、自分の高齢期のための貯金ができていなかった。以上のように、どの事例からも、母親本人にとって、「母親であるから」の親役割が続き、自分自身の生活が、そこから影響を受けている。そのため、出費が増えるのは勿論のこと、時間の使い方も子の状況に規定され、時には自身の健康まで影響が及んでいる。

その上で、このようなケア役割が継続している中で、母親が自分のミドル期における経済的状況から、高齢期に対するどのような見通しを持っているかをまとめて考察する。まず、経済的な余裕を感じていないため、高齢期に対する見通しを立てる余裕がないパターンである。本来なら、高齢期の手前の時期にあるミドル期には、自分の老後生活のために準備する時期であるはずが、このパターンに属する調査協力者は、ミドル期にも経済的な余裕がなく、貯金が貯まっていなかった。年金受給額や貯金を一定程度所有していないため、何を持って見通しを立てるのかという課題が浮き彫りになる。そのため、老後にも就

労が必要とされ、一生現役いなければならないという思いが共通している。

3. まとめ

本章においては、前章で考察した女性の生き方の意識・子育て期の就労の制限、労働市場における評価という母親本人の意志によらず、客観的に存在するファクター以外に、成人子との関わりを通して、ケア役割の継続に注目しまとめてきた。制度上、児童扶養手当の受給資格から外れ、ミドル期になった寡婦は、子どもが成人になるにつれて、親子共に経済的に自立できると想定されている。しかし、分析の結果、ミドル期以降には「子育てが終了した」とは言えず、母親としての役割がどのようなライフステージにおいても継続していたことが明らかになった。実際に、寡婦は「成人子」の高校以降の進学に、教育費の出費あり、更に、成人子が病気・離婚などにより、再び母親と同居し、寡婦によって扶養される場合もあることが分かった。このように、シングルマザーはミドル期以降にも、母親役割から降りたいけど、降りられないことが明らかになった。更に、成人子へのケア役割の継続は、ミドル期から高齢期にかけて、母親に影響を与え続け、寡婦の経済的な厳しさが改善されていないことが見られた。

さらに、ミドル期には、貯金と年金の見通しにより、老後の計画については、多くの方が計画を立てにくい状況にあった。そして、計画を立てたが、金融危機、連帯保証人としての返済、健康などのリスクに遭遇すると、老後のための貯金がすぐに切り崩される。それゆえ、Lのように貯金していくことを目指しても、予想外の出来事により、シングルマザーの選択が狭まれ、合理的と思われた選択をせざるを得なくなる。これはシングルマザーが間違った選択をしたわけではなく、このような経済的な制限、並びに脆弱性の中で、次のライフステージむける不利の継続を断ち切ることまでには至らなかった。すべてのシングルマザーがうまく貯金ができるわけではなく、より多くの調査協力者の事例からわかるように、シングルマザーの経済的な脆弱性がライフコースを通して、継続している。さらに、どのようなライフステージにおいても、余裕を感じたことがなく、貯金ができず、一生ワーキング・プア状態に陥る高齢期の生活のリスクも見られた。

第四章 不利が蓄積した結果：高齢期の経済的状況の低位性

第二章と第三章においては、シングルマザーはライフコースにおける就労状況、年金加入状況、ケア役割に関する不利が継続、蓄積していたことが確認した。また、シングルマザーがこのような不利への対応について確認した結果、それは本人が間違った選択をしたからではなく、老後準備をできなくさせる仕組みにいたからということが確かめられた。

第四章においては、不利が継続した結果としての高齢期の経済的状況の低位性についてまとめて考察していく。具体的に、年金受給額と貯金が少ない現状を提示し、それは過去のライフコースにおける不利との関連性を考察する。さらに、高齢期には、寡婦が経済状況の低位性にいる中、どのように対応しているのかを確かめる。具体的には、年金以外にどのような収入源があるのか、また、支出の面ではどのようにやりくりし、介護に対してどのような見通しを持っているのかをまとめる。

1. 現在の経済的状況と過去のライフコース

この節では、高齢期における経済的状況の低位性について年金受給状況とストックの所有状況から明らかにし、それはどのように過去のライフコースにおける不利と関連しているのかを確かめる。

1.1 年金受給状況

まず、今回の調査協力者の年金受給状況から確認する。

表 4-1 年金受給に関する基本状況（年金額順）

協力者	年金額 ¹	年金受給年齢 ²	年金の種類
Nシ	13	65	遺族年金＋厚生年金
Kシ非	11.8	65	国民年金＋厚生年金
Aリ	10.3	60	国民年金＋厚生年金
Jシ	10.1	65	遺族年金＋厚生年金
Lシ非	9.9	60	国民年金＋厚生年金
Pシ	9.8	60	遺族年金＋厚生年金
Iリ	9.7	62	国民年金＋厚生年金
Fリ	9.5	69	国民年金
Oシ非	8	65	国民年金＋厚生年金
Hリ	7.6	65	国民年金＋厚生年金
Cリ	7.3	60	国民年金＋厚生年金
Mシ	7.1	65	遺族年金
Eリ	6.5	65	国民年金＋厚生年金
Dリ	5.9	60	国民年金＋厚生年金
Bリ	(5.5)	(70)	国民年金＋厚生年金
Gリ	1.3	70	国民年金

注：1「年金額」は介護保険を引いた後の金額で高い順に並ぶ。月額で、単位が万円になる。また、太線の「—」は10万円とX市の国民年満額（月額6.6万円）の線引きになる。（以下、同じ。）また、()

の中で、Bリは現在受けている年金額で、これから70歳まで年金を受けながらかけ続ける。

2「年金受給年齢」は満額の受給年齢である。()の中はBリの受給予定年齢である。

表 4-1 で示した通り、16 人の中で、年金額が一番高いのは N の 13 万円で、一番低いのが G の 1.3 万円で、両者の間では 10 番の差があることが分かった。また、年金受給額層別から確認すると、まず、10 万円を上回るのが 4 人である。その中、N と J は遺族年金受給者であり、遺族年金と厚生年金を受給し、A は離別者で、K は遺族年金を受給していない死別者であり、国民年金と厚生年金を受給している。そして、月額 10 万円～6.6 万円が 8 人で一番多い。その中で、9 万円台が 4 人で、8 万円台が 1 人で、7 万円台が 3 人である。また、L、I、O、H、C の 5 人が国民年金と厚生年金を受給し、P と M は死別者で、P は遺族年金と厚生年金を受給し、M は遺族年金だけを受給している。それに、月額 6.6 万円 (X 市の国民年金満額) を下回るのが 4 人で、全員離別者である。この 4 人の中で、3 人は厚生年金も受給しているにも関わらず、総額が国民年金満額を下回る。いわゆる、二段式になっていても、国民年金満額より受給額が低い。さらに、遺族年金受給者の中、10 万円以下が 2 人いるものの、いずれも国民年金満額より高く、遺族年金が相対的に安定していることが見えた。

また、公的統計データと比較し、今回の調査者たちの年金額の状況を確認する。まず、日本年金機構によると、夫婦二人世帯の老齢基礎年金の標準額は 220,724 円で、単独世帯の等価モデル年金が 156,075 円である。表 2 に示した通り、今回の調査対象全員の年金額は、単独世帯の等価モデル年金よりかなり少ないことがうかがえる。そして、総務省統計局 (2020) の家計調査により、65 歳以上の高齢単身女性世帯の一か月の平均消費支出は 146,036 円となる。表 2 によると、今回の調査協力者全員は現在の年金受給額はこの平均消費支出を下回り、年金だけでは収支のバランスをとれないことが明らかであった。それ故に、調査協力者は高齢期に生活が成り立つために、他の収入、又は貯金があるか、あるいは支出で節約しているのかという対応を余儀なくされると考えられる。以上の比較を通して、今回の調査協力者全員の年金額がきわめて少ないことが確認できる。

・年金受給状況に関する評価

調査協力者全員が現在の年金受給額に対して、「少ない」、または「足りない」と評価している。まず、シングルマザーとしての生活を踏まえ、年金制度についてどのような制限が感じられたのかをまとめる。そして、現在の年金受給状況を踏まえ、年金受給額が少ない中、どのような公的な支援が求められるのかをまとめていく。

まず、シングルマザーと現在の年金制度の葛藤については以下の評価がある。

B: 今皆年金をもらえるのは、せいぜい 8 万円くらい。掛けているのに、これくらい、だからさ、離婚だってそうと思わなかったからさ。…夫婦だったら、夫婦の合算収入があるし、寡婦はやはり一人じゃないですか、年金って二人分があるし、一人だったら一人しかないから、だから (現在の年金受給額が少ない)。

B は離婚後に、一人で年金保険料を支払い続けてきたが、老後の年金受給額が想像以上低いと語った。過去の経験を踏まえ、寡婦の年金受給額が夫婦二人より低いことを当然と考えている。それは、現在の年金制度は世帯単位であり、また夫婦二人をモデルとして設定しているため、婚姻制度を離れたシングルマザーにとっては年金加入するには、不利があるからと考えている。その不利の結果、現在の年金受給額が低さを招いた。そのため、シングルマザー、とりわけ離別者にとって現在の年金受給額が低い原因は、年金制度そのものにあると B は語った。

N：誰かね、子どもが生んだお母さんには、年金で上乘せしてもいいんじゃないかと言って、叩かれたけど。本音を言えばね、私が子育てがしている時に、今みたいに子どもに対するそういう子ども手当がなかったし、全部自分で教育費も、自払いでしていきましょう。それを考えたら、子どもを育てた親にはそういう（年金の上乘せ）をあってもいいんじゃないかなと思います。上乘せみたいに、ご苦労様みたいのはね、あってもいいんじゃないかな。寡婦世帯の親、ひとり親の年金ね。でも、そんなことを言いたら叩かれますね。本音はそうだけど。

現在の年金制度は、ひとり親家庭にとっては不利であることを認めた上で、Nは対応策を提案した。それは、子どもを生んだお母さんに年金の上乘せをする要望である。Nは子育てしていた時代に、現在の児童扶養手当の制度がなく、教育費などの子育てに関わる費用が全部私費であるにも関わらず、母親本人に対する「お疲れ様」の「お礼」がないことを体験したと語る。しかし、児童扶養手当は普遍的に行われるようになったが、子育てする際に子どものために使われ、ある意味で母親役割にしか、優遇がないといえる。実は年金制度の内実は変わらず、シングルマザー本人に対する制度上の優遇は依然とし存在していない。むしろ、現在に児童扶養手当などの手当があるからこそ、母親本人に対する優遇措置を求めることが世間に「叩かれ」、より難しくなった。シングルマザー本人の本音がより発信しにくくなる。

さらに、多くの調査対象者は現在の年金受給額が少ない中、どのような公的な支援がほしいのかについて以下の声がある。主に、収入面での要望より、支出面での公的な支援を求めている。

A：年金は僅かですけどね、なければ生きていけないですね。…消費税も上げて、少ない年金でだんだん、大変になって来ている。…せめて、医療費だけでもね、今私は70を過ぎたので、支払いのは二割になりましたけど、その前の世帯は一割でしたね。今はやはり、医療費がきついですよね。安い年金で、払うのには、せめて、医療費を無料にしてほしいなと思いますね。

C：年金が上がることはないし、もっと福祉関係にお金をかけてくれたい。今はすごく介護保険をかけてくれているけど、やはり、認定とか、歩けなくなったとか、そういう出ないと、その施設とかを使えないので、介護保険とかはそういうのは、いろんな時に、使わせてほしいなと思いますね。

I：これだけ年金が少なくなって、介護保険が多くなるということになってくると、入っているものが決まっているから、完全に法的に出ていくものがどんどん増えていけば、生活というのは自分たち、その現役の時に、どれだけ蓄えがあるかとか、ということになるのかな。年金が少なくとも、取られる金額、取られたのは可哀しいです。

B：収入に応じての寡婦控除とか、家賃の控除もあるのもいいじゃないかと思う。

現在の年金受給額に対して、全員が少ないか、足りないと評価している中で、高齢者福祉、寡婦福祉などに対する要望がある。例えば、高齢者に対する医療費の無料化、介護サ

ービスに対する利用基準の緩和、介護保険料の削減と、寡婦にとっての寡婦控除、家賃の控除などの要望が語られる。

1.2 ストックの状況

シングルマザーは子育て期とミドル期において、老後のための準備として、年金に加入する以外に、ストックの蓄積が考えられる。以下では、今回の調査協力者は高齢期にストックがあるかどうか、どのようなストックであるのか、またどのように蓄積してきたのかを確認する。なお、今回分析にあたって、「ストック」の中には貯金、不動産の所有、不動産収入が含まれる。それは、前のライフステージにおいて蓄積したと思われるため、ストックと称する。まず、貯金の有無についてまとめる。

表 4-2 年金とストックの状況

協力者	年齢	年金	貯金			不動産の所有
			貯金無し	使用中	未使用	
Nシ	70 後半	13		○		○
Kシ非	70 前半	11.8	○			○
Aリ	60 後半	10.3	○			○
Jシ	70 前半	10.1			○	○
Lシ非	80 前半	9.9		○		○
Pシ	70 後半	9.8			○	
Iリ	70 前半	9.7			○	
Fリ	70 後半	9.5	○			○
Oシ非	70 前半	8	○			
Hリ	60 後半	7.6			○	
Cリ	70 前半	7.3		○		
Mシ	70 後半	7.1	○			
Eリ	70 後半	6.5			○	
Dリ	70 前半	5.6	○			
Bリ	60 後半	5.5			○	
Gリ	70 後半	1.3	○			

まず、貯金がある者にとっては、どのような属性があり、さらに、どのように年金を蓄積したのかをまとめる。

表 4-2 によると、現在、貯金を崩しながら生活しているのは N、L、C の 3 人である。3 人ともに 70 歳以上である。その中 L が今回の調査協力者においては一番年齢が高い。さらに、3 人共に年金と貯金以外には他の収入がないと見られる。N は成人子と同居しているが、成人子から扶養されておらず、むしろ自分の年金と貯金で成人子を扶養している。また、L と C がひとり暮らしをしている。

その他に、貯金があるがまだ使用していないのが、J、P、I、H、E、B の 6 人である。全員 60 歳代と 70 歳代であり、貯金使用中の 3 人よりやや年齢が若い。使用しない理由としては、年金と貯金以外に他の収入源があるからである。J は不動産を賃貸物件として家賃収入があり、P は就労収入と同居子の扶養、I、H、B は就労収入、E は同居子の扶養があると見られる。それ故に、貯金があるとしても、年金と貯金以外の収入源がある場合には、他の収入源を優先的に使用する。

・ストックの蓄積方法

貯金がある調査対象者については、貯金又は不動産といったストックが蓄積した経緯については、夫や自身の親から相続したことが多い。このほか、現役時代の節約による貯金や退職金もストックに含まれる。以下、貯金が蓄積された経緯をまとめる。

まず、実家・元夫からの相続である。JとCの貯金と不動産は親から相続したものである。Nは現在、元夫から相続した持ち家に未婚の成人子と同居し、さらに成人子の仕事が不安定なため、Nの扶養に入って一緒に生活している。

J：（親が）ちゃんと建てますから、…相続ができますよね。

C：実家の土地を売ったんです。それで兄弟たちで分けて、ちょうどバブルの一番高い時期でしたので、物凄い金額で売れて、そのおかげで、（貯金がある）。

N：夫が亡くなった時に、生命保険が降りたので、4千万を34年前に。それを子の教育費と、老後の資金に貯金しといた。皆私立で、教育費がしんどかったんですね。…子は今一緒に暮らしていますが、その子が（安定した）収入がないか、…私の扶養になっていたの、そのままずっと外していない。

親から相続した不動産と貯金で、現在Jは持ち家に住むようになっている。また、Cは実家からの相続で、現在の貯金がある。Nは夫の生命保険で貯金できたが、子の教育費でその多くを使ったことがわかる。また、子の収入が不安定で、扶養を続けており、成人後も独立できていない状態にある。

そして、自分の努力による蓄積である。

L：実家のアパートに住んで、30年間、毎月5万円が貯まっていたはず。それだと、一年間60万貯金できるでしょう。それを30年、1800万ね、一銭も家賃払っていなかったから。それをまとめていたのは、（貯金が）3000万円くらいだった。自分の家がね、もともと、私の親が建てた家だから、それを私が相続して、…実家の方が売ったから、それで、今は自分のところで、家、マンションを買って。

Lの貯金の蓄積方法については三つの方法があった。一つ目は、Lが実家のマンションに住み、生活基盤が安定していた。就労収入から月に最低で5万円を貯金として積んでいた。二つ目が、夫の生命保険金でマンションを購入し、賃貸物件として貸していた家賃を貯金した。三つ目が、賃貸マンションを売却し、売却金も貯金した。このように、Lはシングルマザーになってから計画的に貯金し続け、支出にも「格好付けないで、全然贅沢してこなかった」のように、節約した結果、現在の年金受給期の生活には、「別にもう心配がない」状態となっていた。

このようにLは実家からの相続があるにもかかわらず、現役時代には計画的に貯金し、また、消費面には節約していたため、現在は貯金でひとり暮らしをしている。Lは相続がある上に、自分で計画的に蓄積してきた。

・貯金があることに対する評価

また、「使い始めると、少なくなっちゃう」のように、貯金の量も限られていると評価している調査協力者がいる。要するに、貯金は年金以外の収入の「最後のセーフティネット」のような存在である。事例として、NとCは現在、貯金を取り崩しながら生活し、貯金を使い切ることに対する心配がある。

C：貯金はほんとに、もうそろそろなくなる感じですね。どんどん削っているかな。

Cのように、貯金が少ないことに対する心配がある一方、Lのように生活には余裕があると評価している調査協力者もいる。Lはシングルマザーになってからは、ずっと老後のために計画的に貯金していた。貯金の蓄積歴については、以下で確認できるように、相続がある上に、自分で頑張って蓄積されたと見られる。そして、Lは年金と貯金で支出を賄い、経済的な面では困っていないと述べている。

・収入：

L：年金は10万行かないから、ほんとに食べていたら、後は貯金を降ろしたり、後は仕送りじゃなくて、うちのL1には、可愛がって年間10万円くらい、お盆とから、お正月とかで、誕生日だったら、変な感じでお金を貰っている。それくらいで。

・支出：

L：（光熱費は）そんなにかからない。私はね、節約しているから、ガスは都市ガスで、ストーブもお風呂も皆ガスだからね、夏はね1万かからない、電気全部入れてからね、冬は一万五千円くらいね、大体ね、だから、これから高くなるよね。…こまめに消したりつけたりしているしね、テレビもね、スイッチじゃなくて、必ず、寝る時に元栓を抜いてくる。節約しているよ。

調査者：孫にプレゼントをあげるとかは。

L：しない。もうできないから、しない、悪いけどね。…反対に、孫たちと会う時には、私が先に満員の寿司屋さんに並びに行く、そして、息子に払わせてもらっている。孫たちに、お盆とお正月のお年玉だけをあげているの。それ以外にはね、あげていない。…あげれないの。

Lにとっては、現在の支出には、年金で光熱費と食費を賄える。年金で足りない分は、貯金から出費する。さらに、成人子のL1からも特別な日に、仕送りが貰える。この面においては、相対的に余裕があると言える。収入にはより余裕があるように見え、さらに、支出の面でも節約している。光熱費では電気を節約するための習慣として、「寝るときに必ず元栓を抜いていく」。しかし、Lにとっての余裕は、一人生活における余裕である。孫付き合ひの場合には、お年玉だけをあげているが、それ以外にはあげられない。

1.3 過去のライフコースにおける不利と現在の年金・ストック

現在の年金額が少ないことを確認した上で、以下はライフコースに遡り、子育て期とミドル期における就労状況、年金加入状況、ケア役割の側面から、高齢期の年金額と貯金の少なさにどのような関連性を持つのかを確かめていく。

1.3.1 過去の不安定な就労・年金非加入と現在の年金額

まず、過去の就労歴と年金加入歴を概観し、不安定な就労状況と年金非加入などの不利に注目し、それは現在の年金額との関連性についてまとめる。また、就労歴における不利については、転職回数が多いこと、一番長い仕事の雇用形態、継続期間、さらに、ミドル期の失業などに焦点を当てまとめる。そして、年金加入歴に関する不利は、年金非加入に注目してまとめる。

表 4-3 過去の就労歴と現在の年金受給額（年金額順）

協力者	年金額 ¹	母子世帯になった時期 ²	年金受給年齢 ³	転職経験 ⁴			一番長い仕事		
				転職回数	転職時期	雇用形態 ⁵	雇用形態	継続期間 ⁶	退職年齢
Nシ	13	30 後半	65	—	—	—	委	22	60
Kシ非	11.8	30 後半	65	1	直後	ア(1↓)→公	公	24	60
Aリ	10.3	20 後半	60	4	間	正	正	30 ⁷	55
Jシ	10.1	30 後半	65	1	直後	ア(1)→委	委	23	60
Lシ非	9.9	40 前半	60	1	退職	委→パ	委	12 ⁸	52
Pシ	9.8	30 前半	60	1	直後	ア(3)→正	正	24	60
Iリ	9.7	30 後半	62	1↑	直後	ア(6)→委	委	20	62
Fリ	9.5	40 前半	69	—	—	—	自	28	69
Oシ非	8	50 前半	65	1	退職	正→パ	正	22 ⁹	55
Hリ	7.6	30 前半	65	1↑	直後	ア(5)→正	正	22	60
Cリ	7.3	30 前半	60	1	退職	パ→派	パ	12	47
Mシ	7.1	30 前半	65	1	退職	パ→パ	パ	15↑	40 後半
Eリ	6.5	30 前半※	65	3	直+退	ア→ア(20)→パ→パ	パ	10↑	62
Dリ	5.9	40 前半	60	2	直後	正→正(10)→正	正	8	58
Bリ	(5.5)	40 後半	(70)	1	退職	派→パ	派	16	65
Gリ	1.3	50 後半	70	1	退職	パ→自	パ	10↑	60 後半

注：1「年金額」は介護保険を引いた後の金額で高い順に並ぶ。月額で、単位が万円になる。また、太線の「—」は10万円とX市の国民年満額（月額6.6万円）の線引きになる。また、()の中で、Bリは現在受けている年金額で、これから70歳まで年金を受けながら続ける。

2 ※は別居始めた時期である。

3 「年金受給年齢」は満額の受給年齢である。()の中はBリの受給予定年齢である。

4 「転職経験」は、シングルマザーになってから、年金受給するまでの転職経験である。また、「転職回数」において、「1↑」とは一回以上のことを表す。そして、「転職時期」において、「直後」とはシングルマザーになった直後の時期で、「退職」とは一番長い仕事から退職した後の時期を表す。Aはキャリアの間に転職したため、「間」で表す。

5 「雇用形態」は、「委」が委託社員で、「公」が公務員で、「ア」がアルバイト雇用者で、「正」が正規雇用者で、「自」が自営業者で、「パ」がパート雇用者で、「派」が派遣社員で、「再」が再雇用者を表す（以下、同じ）。また、()の中には、シングルマザーになった直後から、一番長い仕事

に就くまでの年数を表している。

- 6 「継続期間」は、この期間の年数を提示する。「○↑」とは○年以上のことを表す。
- 7 A リの一番長い仕事は正規雇用された期間を表す。30 年間に於いては、転職三回あったが、同じ経理の仕事は無職期間がなく、正規雇用され、フルタイム勤務したため、中断していないキャリアと考えられる。55 歳以降は、パート勤務で、色々な仕事を従事した。
- 8 L シ非は結婚中に再就職したため、一番長い仕事の継続期間がその頃から計算した。
- 9 O シ非は結婚中に再就職したため、一番長い仕事の継続期間がその頃から計算した。

まず、年金額と過去の転職回数、一番長い仕事の雇用形態と時間、ミドル期の失業と現在の年金額の関わりについてまとめる。

表 4-3 によると、年金額が 10 万円以上の 4 人に 3 人が転職した経験があった。そのうち、K と J はシングルマザーになった直後に非正規で雇用され、その後、安定した仕事に転職し、20 年以上継続していた。A は転職回数が 4 回で、調査者のうち一番多い。しかし、経理の資格があるため、キャリアの中断がなく、転職先も全部正規雇用であり、約 30 年間正規雇用され続け、相対的に安定していた。そのため、年金の加入は相対的に安定し、年金受給額もより高い方である。要するに、転職がシングルマザーになった直後で、より短い期間を経て、安定した仕事に就く場合、あるいは一番長い仕事は雇用形態が正規雇用で、継続期間がより長い場合には、年金保険料の支払い額も高く、結果としての高齢期の年金受給額も高くなる。このように、転職の時期、安定した仕事の雇用形態と継続期間が現在の年金額との関連性がうかがえる。

そして、10 万円～6.6 万円の 8 人は転職経験のある人が 7 人である。転職の時期から確認すると、シングルマザーになった直後に転職経験あるのが P、I、H の 3 人である。そのうち、I と H は安定した仕事に就くまで、それぞれ 6 年と 5 年を経て、また一回以上転職した。P は直後に 3 年をかけて安定した仕事に就けた、一回だけ転職した。結果としての、P の年金額が I と H よりやや高い。要するに、シングルマザーになった直後に、転職回数がより少なく、より早く安定した仕事に就ける方で、今後の年金額がより高い。その他、L、O、C、M の 4 人は安定した仕事から転職した経験があった。その中には、L、O、C、M は一番長い仕事から転職した経験があり、いわゆるミドル期の失業が経験した。L と O は 50 歳代にそれぞれ、委託社員と正社員から、パートに転職した。C と M は 40 歳代に非正規で雇用された就職先を変えた。結果として、L、O の年金受給額は C、M のものよりやや高い。要するに、一番長い仕事が委託社員や正社員として雇用される場合には、非正規雇用された場合より、年金額が高い。それ故に、転職回数、また一番長い仕事の雇用形態は、高齢期の年金受給額と関連性があると考えられる。

最後に、6.6 万円を下回る範囲には 4 人がいる。そのうち、E と D は転職回数も多く、それに、A のように、一つの領域における経験を積み重ねるのとは違い、正規雇用されても、子育てと両立しやすい低賃金の仕事を転職し続けた。更に、E と D は転職し続けた期間がそれぞれ 20 年間と 10 年間である、一番長い仕事の継続期間（10 年間以上、8 年間）より長かった。その原因について、D は子育てと仕事を両立するため、仕事の時間が短く、また、低賃金の仕事を継続せざるを得ず、年金額も少なくなったと語った。

D：子が小さい時にはね、保育園の送り迎えに間に合うような仕事で、土曜日はともかく、日曜日や祝日だったら、のところを探したら、最低賃金でしか働けない。…給料が少なかったから、(年金の)金額少ない。

D は子育て期に子育てとの両立をはかるために、時間調整がしやすい最低賃金で働き、高齢期に受け取れる年金の金額が少ない。

そして、B と G はそもそもシングルマザーになる年齢が 40 歳代後半と 50 歳後半である為、年金の加入年数が少なかった。さらに、G はシングルマザーになってから年金保険料を払っていなかったため、年金受給額が極めて低い。従って、転職回数が多く、また、低賃金の非正規雇用の長期化、年金加入年数が少ない場合に、年金受給額が少ないことを招きやすいと見られた。

続いて、過去の年金非加入と現在の年金受給額の関わりをまとめる。

表 4-4 過去の年金非加入状況と現在の年金受給額（年金額順）

協力者	年金受給種類と 受給額 ¹	母子世帯に なった時期 ²	年金受 給年齢 ³	無職期間 ⁴		年金非加入	
				年数	時期	年数	時期
Nシ	遺族+厚生：13	30 後半	65	5	退職		
Kシ非	国民+厚生：11.8	30 後半	65	—	—	16	結婚前+結婚中
Aリ	国民+厚生：10.3	20 後半	60	1	退職		
Jシ	遺族+国民：10	30 後半	65	1↓	直後		
Lシ非	厚生+国民：9.9	40 前半	60	0			
Pシ	遺族+厚生：9.8	30 前半	60	1↓	直後	0.5+3	結婚前 +直後
Iリ	厚生+国民：9.7	30 後半	62	2	直後		
Fリ	国民年金：9.5	40 前半	69	0		20↑	結婚中 +直後
Oシ非	厚生+国民：8	50 前半	65	1	退職	10↓+何 年+5	結婚前+結婚中 +受給直前
Hリ	厚生+国民：7.6	30 前半	65	0		1↓	結婚前
Cリ	厚生+国民：7.3	30 前半	60	1↓ +3	直後+ 退職		
Mシ	遺族年金：7.1	30 前半	65	0		2+35	結婚前+シングルマザ ーになってから
Eリ	厚生+国民：6.5	30 前半※	65	0			
Dリ	厚生+国民：5.9	40 前半	60	3	退職	10+3	結婚前+受給直前
Bリ	厚生+国民：(5.5)	40 後半	(70)	1	退職	4+1	結婚前+受給直前
Gリ	国民：1.3	50 後半	70	0		7+15	結婚前+シングルマザ ーになってから

注：1「受給額」は介護保険を引いた後の金額で高い順に並ぶ。月額で、単位が万円になる。また、太線の「—」は10万円とX市の国民年満額（月額6.6万円）の線引きになる。また、()の中で、Bリは現在受けている年金額で、これから70歳まで年金を受けながら続ける。

2 ※は別居始めた時期である。

3「年金受給年齢」は満額の受給年齢である。()の中はBリの受給予定年齢である。

4「無職期間」は、シングルマザーになってからの無職の経験である。また、「年数」においては、「○↑」とは○年以上のことを表す。そして、「時期」において、「直後」とはシングルマザーになった直後の時期で、「退職」とは一番長い仕事から退職した後の時期を表す。(以下、同じ。)

表 4-4 に基づいてみると、年金保険料が10万円以上の4人のうち3人は、過去の年金非加入の時期がなかった。また、過去の年金加入の種類も、N、J、Aはキャリアが安定していたため、厚生年金に加入し続け、その中、NとJは夫と死別したため、現在、遺族年金と厚生年金を受給している。そして、Kは結婚前と結婚中には、年金非加入が継続したが、シングルマザーになってから、公務員であるため共済年金に加入し続けた。そのため、現在の年金受給額は相対的に安定している。要するに、非加入期間がなく、安定して厚生年金や共済年金の年金保険料を支払い続けたことが、シングルマザーの年金受給額に対する影響が大きいと考えられる。

しかし、年金保険料の免除期間がないにも拘らず、全員が必ずしも年金受給額が高いわけでもなかった。例えば、国民年金満額に近いEとCは、結婚前から年金受給するまで、年金保険料を支払い続けていた。さらに、シングルマザーになってから、Eは転職回数が多く、またCは無職期間がある一方、国民年金保険料を積極的に支払い続けた。しかし、Cはパートと派遣社員として、Eはアルバイトやパートとして働いたため、給料が少なかったことが考えられる。その為、非正規雇用者であるシングルマザーは勤務年数が多いにも拘らず、平均標準報酬月額が少なく、年金受給額も少なくなることが見られた。また、Eは転職回数も多く、就職先によって厚生年金に加入しない時期もあり、厚生年金と国民年金を切りながら加入した。従って、年金非加入がないが、低賃金な仕事を転職しながら従事したことによっても、老後の年金受給額も少ない。

そして、表4-4に基づき、年金額10万円～6.6万円のP、F、O、M、又は6.6万円以下のGの5人は無職期間と年金非加入の期間を見比べると、無職期間が年金非加入の期間より短いことが見られる。要するに、実際に仕事をしているが、シングルマザー本人の年金保険料が免除されている。例えば、Pがシングルマザーになった直後の3年間うちの2年間、Fがシングルマザーになった直後の数年間、Oが受給する直前の5年間うちの4年間、MとGがシングルマザーになってからずっと、無職ではなく、仕事をしているのにも関わらず、年金非加入が継続した。その原因は、収入が限られている中、自分自身の社会保険料を支払うことより、より切迫詰まっていることに優先的にお金を使うからである。これは子育て期にだけでなく、例えば、Oは病気のため正規な仕事を辞めて以来、ワーキング・プア状態のため、年金保険料の支払いを後回しにした。要するに、シングルマザーにとっては、ライフコースを通して、仕事に就いたとしても、年金保険料の支払いが難しいことが見られる。その結果として、老後の年金額に影響を及ぼしている。今回の調査協力者においては、この5人の年金受給額はいずれも10万円を上回らない。言い換えれば、現役時代に「ワーキング」しているのに関わらず、年金受給する際にも「プア」である。

また、死別と離別の違いにより、年金受給額の結果を確認する。年金加入状況が似ているMとGは、同じく結婚前に年金に加入せず、結婚後には夫の被扶養配偶者になり、シングルマザーになってから年金を受給するまでは、年金保険料を払っていなかった。しかし、被扶養配偶者の年数はGの方が多く、年金受給額については、Gが1.3万円で、Mが7.1万円で、Mの方がGよりはるかに高い。いわゆる、Mは遺族年金を受給することによって、現在は、国民年金満額よりも高く、更にE、D、Bのような離別者の厚生年金受給者よりも高い。その為、遺族年金を受給するが故に、老後の年金受給額が相対的に安定していることが分かる。

以上のまとめにより、過去の年金加入状況と現在の年金受給額の関わりを見比べることを通して、まず、安定した仕事に就き、厚生年金や共済年金の年金保険料を安定して支払い続けることが、年金受給額がより高いことに繋がりやすい。そして、仕事をしているのに関わらず、年金非加入が継続したゆえに、年金の受給額が低くなる事例が見られた。さらに、同じく夫の被扶養者になった期間だけ年金に加入したにも関わらず、遺族年金を受給することにより、年金受給額が厚生年金受給者より安定的になっていることが分かった。

1.3.2 貯金がない原因とケア役割

そして、貯金がない調査協力者に注目し、高齢期に貯金がないことは、過去のケア役割を担うこととの関連性を考察していく。

今回の調査においては貯金がないか、貯金できる余裕がないと語った者がK、A、D、F、M、O、Gの7人いた。ほぼ半分の調査協力者は貯金がないと述べている。以下では、まず、なぜ貯金がないのかについてまとめ、その上で、貯金がないことに対する本人の評価、とりわけ現在又はこの先の見通しをどのように感じているのかをまとめていく。

i. 貯金ができない原因：生活がぎりぎりで、貯金する余裕がない

現在貯金がないことに対しては、その原因はシングルマザーになってからの生活がぎりぎりで、貯金ができる経済的な余裕がないと述べた調査協力者が多かった。いわゆる、高齢期に至る前には継続して経済的な余裕がなく、切迫詰まっていることに先に回し、自分の老後準備としての貯金より、子ども若しくは成人子のために、お金を先に回したからである。それに、この状況は子育て期に限ったのではなく、ミドル期にも成人子との関わりにより、経済的な状況が改善されていないまま老後生活を迎えていた。

K：うち、お金に頓着がなかったね、頓着があったら、貯金とか、そうとうたまるはずだよね、パパパッと使っちゃったね、それで娘にね、お金をかけて、娘が保育士になりたくて、夢があつて、だから、専門学校にも行ったしね、また私立の高校に入ったのさあ、推薦で、全部推薦で、だから私立からすごくお金高いの。

O：その時にはね、次女がね、高校の修学旅行だったの。修学旅行のお金を揃む余裕がないから、どうしようって、12万かかるにね、そして、行かせてくれって言えなかったの、病気になっていた。そして、次女も病気で入院したの。それで、主人が入院している病院の先生にお願いをして、こんな状況で、貯金も何もできなくて。

D：貯金もできないし、子どもが小さい時にはね、保育園の送り迎えに間に合うような仕事で、土曜日はともかく、日曜日や祝日だったら、のところが探したら、最低賃金で働くしかない。…どうしても、食費分を働かなければならない。冬になったら、燃料費もあるし、だから、(今は)何も貯金ができないですよ。(今までも)全然できなかったです。

…貯金もないし、仕事があっても、食べるのも精一杯だし、だから、その老後の(見通し)は全然立たなかった。毎月毎月、ただ生活できたのが精一杯だし。(老後生活に)何も準備していない。

A：貯金あんまりないですよ。毎月やり繰りして、生活しているんです。…だから昔、親もいたし、食べることに心配がなかったから、…最初はしていましたよ、でも、息子が借金しに来たから、あるものを皆に(挙げたから)、もうなくなっちゃった。娘が言ったけど今度私はって、年取ったから、働けなくなるよね、働なきやならないよ、自分も子どもがいるし、それはできないよと思うよと、口だけを言う。だから、元気のうちは働いています。

以上のデータを通して、K、O、D、Aは、現役時代には、「ただ生活できるのが精一杯である」余裕がない状況が見られた。

まず、Kは「お金に頓着しない」、また、計画を立てなかった面もあるが、子どもの教育費にお金を優先に使ったように、現在はお金で持ち家を買った以外には、貯金ができなかった。しかし、不動産が実際の生活費にはならず、むしろ不動産がある故に、生活保護が受給できないという矛盾に陥り、実際には現在でも生活費に余裕がないことが見られる。

そして、Oは子どもの修学旅行代も出費しにくいエピソードのように、貯金をする余裕がなかった。事実上のシングルマザーになってから、元夫が病気で入院し、一人で子育てしながら仕事した時期からは、病院代と子どもの教育費のために、お金を優先して回し、経済的な余裕がなかった。また、この状態は、ずっと改善せず、Oも病気のため辞職してからより経済的に厳しくなり、貯金の蓄積は勿論、自分自身の年金保険料を免除し続けた。

それに、Dもずっと子育てと両立をはかりながら、最低賃金で時間的に余裕があるような仕事に就いていた。そのため、子育て期からも、経済的な余裕がなく、「仕事があっても、食べるのも精一杯」、この状況はシングルマザーになってからも続き、老後生活のために貯金などの準備は何もできなかった。いわゆる、ワーキング・プアの状態は、シングルマザーになってから継続し、現在までも持続している。就労による自立をしているが、ずっと「綱渡り状態」であり、就労収入がなくなれば、生活が成り立たなくなる。

最後に、Aは現役時代に、正規雇用され、就労収入があり、さらに親からの援助もあったため、貯金を蓄積してきた。しかし、成人子の離婚とともに、Aから経済的な援助が必要となってから、それ以降貯金をする余裕がなくなり、現在は元気なうちに就労して収入を得ることで、経済的な厳しさを緩和しようとしている。

以上の事例により、ライフコース上に継続したケア役割、いわゆる子育て期とミドル期ともに、子どものために優先してお金を回したことが、シングルマザーの経済的な状況に不利をもたらしている。その結果として、高齢期に貯金がないといった経済的な制限を招いた。また、子育て期に、子育てとの両立をはかりながら、低賃金な仕事を続けていたことにより、ミドル期に失業や、就労収入があげられなく、経済的な余裕がライフコースを通して、継続せざるをえなかった。要するに、ケア役割を担うことにより、就労状況にはライフコースを通して不利が継続せざるをえず、高齢期にも経済的な余裕がなくなり、貯金がないといった経済的な低位性を招きやすくなる。

ii、貯金がないことに対する、現在と将来生活の見通し：

貯金がないことに対しては、全員、悲観的な見通しではなく、子どものことを優先に考え、成人子のために、不動産があれば、或いは生活が安定しているとしたら、経済的な余裕がなくても、生活に見通しがあると楽観的である。むしろ「貯金が要らない」という思いがある。

G：そうです。全然ないです。

調査者：自分の持ち家は。

G：息子の名義で、私の名義ではないですよ。…気が楽で、あれですよ。もう、先が短いから、そこまでは要らないからね。

M：貯金がないですよ。貯金をする余裕がないです。だから、要らないのよ、貯金は、私は。もう子どもたちはね、ちゃんと独立しているから、自分に残すお金って、何もいらぬ。ちゃんと、自分のね、お墓とか、きちんとしてあるんで。もう何も心配がないの。生命保険だけは持っていますよ。ちょっとお葬式代とかはね。

M と G は自分の不動産を成人子に渡し、M は現在年金以外には成人子の扶養に頼り、G は成人子が市外で就労しているため、扶養ができず、現在生活保護を受給している。二人とも、貯金がないにもかかわらず、生活費の収入が安定しているから、特に心配がないと語った。

O は年金だけで生活ができず、また貯金がない生活に対しては、ちょっと余裕がないと感じている。

O：やはり、年金だけで暮らせない。贅沢もしない、人と交際もしないで、じっとしていれば、その中で生けるのよね。食べるものだけで。余裕がない。だから、ある程度余裕を持って、人とお茶一杯も飲んで、おしゃべりしたね。どこかに行きたい余裕が持っていないから、今の仕事をしているのさ。清掃の仕事はいずれもできなくなる。自分も 77 だから。体を辛くなっているから。だから、体を使わないような仕事をしたいの。

O は元気なうちに就労して、就労ができなくなると、生活に余裕がなくなると考えている。現在の年金受給額は、食事といった基本的な生存に対する要求を満たしているが、それ以上である程度余裕が欲しい場合には、年金だけでは不十分になり、就労収入が必要となる。しかし、就労するには体力の限界があり、就労収入がなくなってからどのような見通しになるのかは、また不確実である。そして、G は就労収入がなくなってから生活保護を受け始めたため、老後生活にも生活費を就労収入に頼らざるを得ず、貯金ができないワーキング・プアの状態がライフコースを通して、継続していることが見られた。

小括

この節は、過去の不利が蓄積した結果としての高齢期の経済的な低位性を明らかにし、また、過去のライフコースにおける不利の関連性を探り出してまとめた。まず、高齢期の経済的な低位性については、年金受給額とストックの有無から見られた。調査協力者は現在の年金受給状況にばらつきがあり、一番多いものと一番少ないものを比べた時に 10 倍の差が見られる。また、年金額を全国の公的統計データと比較した結果、全員標準額を下回り、金額の少なさが見られる。そして、調査対象者は現在の年金受給額に対して、年金額が少なく、年金だけで生活が成り立たないと評価している。

また、もう一つは貯金の有無から見られる。貯金があるパターンには、貯金を蓄積した方法が、元夫や親からの相続、または個人の現役時代の節約という二つの方法があった。年金と貯金以外の収入源がない場合には、現在貯金を崩しながら生活し、さらに貯金の使い切ることに對する心配があった。一方、貯金以外の就労収入や子の扶養がある場合には貯金を保つままになっている。それは現在の貯金額が元々少ない面もあるが、また、貯金は年金以外の収入の「最後のセーフティーネット」のような存在であった。その反面、今回の調査において、ほぼ半分の調査協力者は貯金がない。その原因はシングルマザーになってからの生活がぎりぎり、貯金ができる余裕がないと述べた場合が多かった。

そして、現在高齢期生活における経済的な低位性を招いた原因として、過去のライフステージにおける就労歴、年金加入歴、ケア役割との関連性が見られた。まず、現在の年金額と過去のライフステージにおける就労歴と年金加入歴との関連性から確認する。年金の加入は相対的に安定し、年金受給額もより高くなり、一番長い仕事の雇用形態が正規雇用である方は、年金保険料の支払い額も高く、結果としての年金受給額も高くなった。しかし、転職回数が多く、また、非正規雇用され、仕事が低賃金の場合に、さらに、厚生年金の加入年数が少ない場合に、年金受給額が少ないことが見られた。さらに、転職回数が多

いことだけではなく、転職時期とりわけ安定した仕事から離れたことは、老後の年金額の少なさにつながる。

そして、過去の年金加入状況と現在の年金受給額の関わりを比べることを通して、まず、安定した仕事に就き、厚生年金や共済年金の年金保険料を支払い続けることが、年金受給額がより高いことに繋がりやすい。そして、非正規雇用者であるシングルマザーは継続して就労し、勤務年数が多いにも拘らず、平均標準報酬月額が少ないゆえに、年金受給額もより少なくなることが見られた。最後に、仕事に就き、いわゆる制度上、「自立」と定義されるにもかかわらず、実際には年金保険料の支払いが難しいことが見られる。その結果としては、年金額が10万以下、或いは極めて低い金額になっている。言い換えれば、現役時代に「ワーキング」しているのに関わらず、年金受給する際に「ブア」になる可能性もあることが確認された。

それに、ほぼ半分の調査協力者は高齢期に貯金がない原因について共通しているのが、シングルマザーになってからの生活がギリギリで貯金をする余裕がなかったためである。子育て期には子育てと両立するために、最低賃金で働き、「毎月やりくりで精一杯」のような「綱渡り状態」に陥らざるを得なかった。また、子どもの教育費の支払いのために、貯金する余裕がなかった。また、その経済的な余裕がない状態は、子育て期に限定されず、ミドル期にもシングルマザー本人の就労状態や成人子の生活への援助などで貯金できる経済的余裕がなくなっていた。

現在の貯金がない状態に対しては、現在の年金受給額は、食事といった基本的な生存に対する要求を満たしているが、それ以上である程度余裕が欲しい場合には、年金だけで不十分となる。そして、極端な場合には、就労収入がなくなってから生活保護を受け始めたため、貯金ができない老後生活にも経済的に脆弱の状態が継続していることが見られた。

2. 現在の経済状況に対する対応

前節で確認した通り、調査協力者は年金受給額が少なく、また、貯金がないか少ないことを通して、高齢期の経済的状況の低位性の状況を明らかにした。更に、それは過去のライフコースにおける不利と関連していることが確認できた。以下は、実際にこのような高齢期の経済的状況の低位性に対して、どのように対応しているのかをまとめていく。具体的に、年金と貯金以外の収入について何があるのか、またそれがどのように捻出されたのか、或いはその収入がなくなったら、どのように対応していくのかを巡ってまとめていく。

2.1 就労を継続する：ワーキング・プアの継続

表 4-5 によると、今回の調査協力者の中においては、65 歳以降、或いは退職の後に仕事が継続していたのが K、A、I、H、D、B、P、O、C、E、F、G の 12 人である。その中で、P が遺族年金を受給している死別者である以外には全員離別者で、又は遺族年金非受給者である。このように、P 以外の 11 人はシングルマザーになってから、遺族年金を受給せずに、就労収入によって家計を維持したため、全員就労による収入を得ることに対する依存度や、就労を失うことに対する緊張感が高かった。

この 12 人の他に、退職後に仕事をしなくなる 4 人は N、J、L、M である。この 4 人には何点かの共通点がある。一つ目は、全員とも死別者であり、死別により元夫の生命保険金がシングルマザーになった直後にストックになった。N と J のように蓄積し、現在の貯金になるか、L と M のように不動産を購入するかの形で、現在のストックにもなった。二つ目は、L が遺族年金非受給者である以外、3 人はシングルマザーになってから遺族年金を受給し続けている。それに、相対的に転職回数が少なく、安定した仕事に長期間にわたって従事した。要するに、現役時代にもより経済的に安定していた。三つ目は、現在の住まいが持ち家であり、住宅に関わる費用が相対的に少ない。四つ目は、現在厚生年金がある N、J、L の 3 人は年金額が 10 万円以上であるか、約 10 万円になっている。また、M が遺族年金のみになるが、成人子の扶養により、経済的な負担がない。要するに、現在の生活に余裕があり、就労収入に対する必要性がより低いと見られる。

以下には、就労した経験のある 12 人のデータを用いて、どうして年金受給期に就労したのか、又は就労できる限界はどこなのかをまとめていく。

表 4-5 年金受給期の就労状況

協力者	年齢	就労状況 ¹	収入 ²		住宅状況		
			年金額	就労収入	住宅状況	同居人 ³	家賃 ⁴
Nシ	70 後半	— (60 歳、定年退職)	13	—	持ち家	独身の子	子
Jシ	70 前半	— (65 歳、定年退職)	10.1	—	持ち家	—	0
Lシ非	80 前半	— (65 歳、定年退職)	9.9	—	持ち家	—	0.3 [*]
Mシ	70 後半	— (60 歳、定年退職)	7.1	—	持ち家	独身の子	子
Fリ	70 後半	— (60 後半まで、心身の疲れ)	9.5	—	持ち家	—	1 [*]
Eリ	70 後半	— (70 後半まで、手の骨折)	6.5	—	公営住宅	独身の子	4.2
Cリ	70 前半	— (60 後半まで、膝の具合)	7.3	—	賃貸	—	3.6
Gリ	70 後半	— (70 後半、委託なくなる)	1.3	—	賃貸	—	4
Kシ非	70 前半	パート・清掃、週 5 回×3h	11.8	7	持ち家	離婚の子	0.6 [*]
Aリ	60 後半	パート・清掃、週 2 回×3h	10.3	3.5	持ち家	独身の子	0.7 [*]
Pシ	70 後半	パート・支援員、たまに	9.8	3	賃貸	別居の子	8
Iリ	70 前半	パート・キッチン・週 2 回×4h	9.7	3.6	公営住宅	—	2.6
Oシ非	70 前半	パート・清掃、週 5 回×5h	8	7	賃貸	独身の子	子
Hリ	60 後半	パート・清掃・週 4 回×3.5h	7.6	6	公営住宅	独身の子	1.1
Dリ	70 前半	パート・事務とレジ、週 4 回	5.6	7.5	賃貸	—	4.9
Bリ	60 後半	パート・介護、週 4 回×8h	(5.5)	15	賃貸	—	5.2

注：1「就労状況」に、「—」とは現在未就労を表し、() の中で、退職年齢と、退職の原因を明記している。

2「収入」に、月額を表示し、単位が万円になる。「年金額」には介護保険を引いた後の金額である。各パターンにおいては高い順に並ぶ。() の中で、Bリは現在受けている年金額で、これから 70 歳まで年金を受けながらかけ続ける。

3「同居人」に、「—」とは現在ひとり暮らしをしていることを表す。

4「家賃」に、*が持ち家の固定資産税の月額を表す。「子」は同居する成人子が家賃を負担することを表す。

2.1.1 就労を継続する原因

65 歳以降にも就労を継続する 12 人のうち、現在も引き続き就労しているのが K、A、I、H、D、B、P、O の 8 人である (表 4-5)。その中では、P 以外は離別者か、あるいは遺族年金を受給していない死別者である。年齢は P が 70 歳代後半である以外に、60 歳代後半から 70 歳代前半となり、相対的に若い層に集中している。そのため、まだ働く体力がある年齢帯であると想定できる。そして、表 4-5 により、就労状況は全員パートで、体力の必要な「清掃・介護・キッチン・レジ」等の仕事をしている。それにより、今後の加齢に伴い、体力等の健康的制限が感じられる際には、仕事の継続ができなくなり、就労収入を失う可能性もあると想定できる。以下は、現在就労収入が必要とされる原因、又はその評価についてまとめる。

B：だから、今は一人で何もしなければ、ボケてしまうでしょう。だから、体も健康だし、病院にいたから、そういう経験が活かせるし、友達の施設を見て、大変じゃないのは嘘だけど、まあまあ自分としては、人間関係もいいし、働きやすいじゃないかなと自分が思うから、やはり続けるから。…賃貸っていいでしょう、今のところは、まあ、今

は働いているから、今の家賃がいいけど、これから仕事を辞めてからどうなかあ。もっと安いところ？賃貸で安いところ（引っ越す）。

まず、Bは退職する前には病院関係の仕事をし、退職してから1年間の無職期間を挟んで、現在は友達の介護施設で仕事している。理由としては、まず、表4-5によりBの就労収入が現在年金受給額より高く、さらに就労収入から年金保険料の支払いも継続し、家計を支えるためには就労収入が必要となっていることがわかる。さらに、現在の家賃を負担するためには、就労収入が欠かせないと見られている。もう一方で、Bは健康なうちに、さらに人間関係がいい職場に、生活のやりがいを保つためにも、就労を継続することを選択した。このように、Bは経済的な面と生活の意義という二つの原因により、就労し続けている。

そして、経済的な余裕がなく、働かざると得ない理由が、D、H、Oの間で見られる。

D：年金だけじゃ、食べていけない。…貯金もできないし…今は二つを掛け持ちで、そうでないと生活ができないから。…（年金から）光熱費までは出ないですもん、どうして食べていくことになるでしょう。どうしても、食費分を働かなければならない。

H：働かなきゃ食べていけないよね、そういう見通しだったね。働かなきゃいけないという感じですね。だから、皆は死ぬまで働かなきゃいけないとかな、私みたいの母子家庭の人ね。

調査者：余裕がないというか。

H：そうそうそう。

O：やはり、年金だけで暮らせない。贅沢もしない、人と交際もしないで、じっとしていれば、その中で生けるのよね。食べるものだけで。余裕がない。だから、ある程度余裕を持って、人とお茶一杯も飲んで、おしゃべりしたね。どこかに行きたい余裕が持っていないから、今の仕事をしているのさ。清掃の仕事はいずれもできなくなる。自分も70代後半だから。体を辛くなっているから。だから、体を使わないような仕事をしたいの。

D、H、Oは、就労がないと、生活する余裕がないと明白に語っていた。現在の年金受給額についてはDが5.6万円で、Hが7.6万円で、Oが8万円である。その中で、「食費分を働かなければならない」(D)とか、「働かなきゃ食べていけない」(H)のように、DとHは食費のためにも就労収入が必要だと述べた。Dは現在の就労収入が年金受給額を上回り、さらに貯金が完全に蓄積できず、就労収入がなくなることに対する緊張感が高いと見られる。また、Hは就労収入が年金受給額より少ないが、ほぼ同額となり、少し貯金があるにも関わらず、現在の生活には余裕がないと述べている。要するに、二人は食費といった生存に必要とされる費用も就労収入から得ざるを得ないと考えられる。

そして、Hと同じく生活に余裕がないと述べているのがOである。Oも就労収入が年金受給額より少ないか、ほぼ同額となっている。Oは現在貯金がないが、成人子と同居しているため、家賃や光熱費と一緒に負担している以外には、独立の家計を持っている。年金受給額はOにとっては、「人と交際もしないで、じっとしていれば、その中で生けるのよね。食べるものだけで」あれば、年金だけで足りる。しかし、「人とお茶一杯も飲んで、おしゃべりしたね。どこかに行きたい余裕が持っていない」。このように、Oは人との交際費のために、現在の仕事をしている。要するに、DとHのように食費といった生存に関

わる費用の他、0が人との交際費も必要とされるために、現在就労している。

また、成人子への援助があるか、或いは成人子を扶養することにより、支出が多くなっているため、就労をせざるを得ないのがAとKである。K、Aは持ち家に住んでいる。同居人は、Aが独身の成人子で、Kが離別の離婚した成人子と孫である。KとAはいずれも家計の「大黒柱」で、成人子の就労状況が不安定、また「子に貯金させたい」等の理由で、家計を維持するため働き続けている。

K：いま K2 がね、離婚して、孫と一緒に住んでいるのです。けどもう、娘うつ病で、パートしか働けなくて。そうしたら、ほとんど私が払っている。年金だけじゃどうしようもなく、働かなきゃって。7万ぐらい、いまお給料もらって、それ全部娘たちに行っているのさあ…孫が小学生になったばかり。…健康だからいいけど、…80 過ぎまで働かなきゃと思って。

A：あの人（A1）の収入が少ないので、どんどん自分のお金にしか使いませんので。…だから、元気のうちは働いています。

以上のように、子が成人したが、実質的に成人子を扶養している状態にある。Kは現在、K2が病気で稼働能力に支障が出たために、年金と就労収入で病気の子と小学生の孫を養わなければならない。年金受給額が11.8万円で、今回の調査協力者においては二番目に多いにもかかわらず、現在でも月額7万円の就労収入を失うことに対して緊張感を持っている。いつまで健康でいられるのか、就労できなくなると成人子と孫のことが心配で、就労せざるを得ない。また、Aも同じく、独身で収入が少ないA1のためには、Aが家計のやりくりを負担している。それ故に、Aが元気なうちに、就労収入が必要である。以上のように、成人子との関わりは、高齢期の寡婦たちにも影響を与えている。これらの事例では、生活費節約や成人子の生活状況のために、成人子が母と同居するようにならざるを得ない。しかし、もともと、貯金も年金額も少ない寡婦たちは、成人後の子を扶養することに対応する経済的能力が限られ、就労せざるを得なくなる。

・寡婦の評価：就労収入があるから、支出に余裕がある：B、0

Bと0は現在就労収入がある故に、交際費などの出費があり、生活には不自由を感じていないと述べている。

B：賃貸で月に5万2千円。光熱費はあんまりかからない、普通ですね。…（年金を）70まで頑張る。（年金保険料）一か月は一万一千円くらい、凄い（高い）でしょう。…貯金とたまに買う洋服ですね、それで贅沢するくらいで、あとは友達と旅行に行ったりとか。

0：だから、ある程度余裕を持って、人とお茶一杯も飲んで、おしゃべりしたね。どこかに行きたい余裕が持っていないから、今の仕事をしているのさ。清掃の仕事はいずれもできなくなる…だから、体を使わないような仕事をしたいの。

Bは現在5.5万円の年金、15万円くらいの就労収入で合計20万円くらいの生活費で生活している。支出には、家賃の5.2万円と「普通」の金額の光熱費、又は1.1万円の年金保険料（現在は受給しながら、保険料を掛け続けている）が、固定費としての出費以外に

は、自己裁量ができる金額となる。残りの金額は、貯金し、又は服類や交際費に使い、「それで贅沢するくらいで」使っている。しかし、Bは現在も現役時代とほぼ変わらない程度の仕事をしているため、就労収入が今回の調査協力者においては一番高い。従って、Bにとっては現在の家賃だけが5.2万円であるため、ほとんどの年金を使い切っても余裕がある。しかし、就労収入が無くなると、現在より低い家賃のところに引っ越すなど、支出の内容には変更があると考えられる。

OはBと同じく、現在には就労収入があるため、ある程度余裕を持っている。人とお茶一杯を飲むように、交際費が欲しい場合には、就労収入が欠かせない。しかし、今後の見通しとしては、体力のいるような仕事から転職し、就労を続けたいと考えている。このように、BとOも現在就労収入があるため、交際費や娯楽費を捻出できる。しかし、体力の限界になってからも支出の余裕が続けられるのか心配している。要するに、二人とも、現在の就労収入があることにより、生活には余裕が考えられる一方、仕事ができなくなっからの生活には心配がある。

2.1.2 就労の限界

さらに、現在就労している8人に対しては、「何歳まで働きたいですか」と尋ねると、多くの調査協力者は「働けるまで働きたい」と述べている。さらに、余裕がない母子世帯にとって、一生現役、或いは「死ぬまで働かざると得ない」と主張している事例も見られる。

B: 今うちの会社はね、75まで働いてきている。介護されているほうが元気になるまでいいの、自分が働けるまで働きたい。だから、今の調子だと、75くらいまでは、分からないけど、働けるじゃないのかな、でも別に病気とかはしていないしさ。働ける限りは、働きたいの。だって、何もしなかったら、ボケってしまう。子どもたちに迷惑をかけるから。

K: 80過ぎまで働かなきゃと思って。

A: だから、元気のうちは働いています。

I: まあ、75までは何とか、働けなくなったら、蓄えを崩しても、やれるなかと思いますけど。…私たちの時代の年寄りというかね、70歳過ぎの人はね、ほんとに高齢で、…今自分がそんな年齢になったら、…また頑張って働いて、頑張って生きていけないなかという気がしますね。…一生現役で出来る人っていいのかもしれないですね。ということは、一生収入が続くという、年金だけじゃなくてね、であれば、大丈夫でしょうけど、これだけ年金が少なくなって、介護保険が多くなるということになってくると、入っているものが決まっているから、完全に法的に出ていくものがどんどん増えている…（そのため、一生現役は）一番何でしょうね、でも、なかなかそこまで健康でいられるかとなるとね。

H: 皆は死ぬまで働かなきゃいけないのかな、私みたいな母子家庭の人ね。

調査者: 余裕がないというか。

H: そうそうそう。

以上のように、現在仕事をしている調査協力者たちは、ほぼ全員健康のうちには働きたいという希望を持っており、「働けるまで働きたい」と述べている。その中で、IとBが現在の職場は75歳まで雇ってもらえるが、もしそれ以降も可能であればBは健康な限りで働きたいと言う。そして、現在70歳代前半になったKも80歳過ぎでも就労せざるを得ないと予測している。それに、Hが述べたように、母子世帯にとっては生涯余裕がなく、「死ぬまで働かなきゃいけない」と、限界がなく就労せざるを得ない。Iは前の時代より、現在は高齢者に対する見方が変わり、年金受給額が下がりつつあり、介護保険料が増額していると指摘された。それゆえ、70歳代になっても、公的な年金が少なくなり、個人が頑張る働くことが当然視されているようになっている。しかし、「一生現役が一番でしょうが、なかなかそこまで健康でいられるのか」というのが問題になる。以下は、実際に健康や年齢の限界となり、仕事をやめざるを得ない事例をまとめる。

表4-5を参照し、65歳以降、或いは退職してからも就労をした経験のある12人のうち、C、E、F、Gの4人が体力や年齢などの客観的な原因により、仕事が継続できなくなった。この4人は全員離別者であり、年齢は70歳代であり、相対的に高齢の方である。それぞれ仕事をしなくなった理由については、以下のようになっている。

C: 仕事ができなくなった、で、今は五年目になるんだけど、仕事ができなくなった時に、何をしたいかが分からなく、一年くらいすごく苦しかったですね。膝がやられて、働けなくなってから。

E: いえ、70歳後半までね、スーパーでやりました。転んで手を怪我して、そのごろ、だからお仕事ができないわけのよ、入院しなくちゃいけない、手も大事ですよ、厨房でやっていたから、いろんなお弁当を作ったり、お寿司を握ったり、色々とも大変なんですよ。

F: 自営業をするのは、皆のごはんを作りますよね。多い時は13か14人だね、最後くらいはもう二人しかいなかったのよ。もう出てもらって、60歳後半で他の人に気を遣うのが嫌で、自営業しなくなったから。

G: この年まで、在宅の仕事で、勤めながら生活したのね。その中で、上手く生活をやり取りしましたかね。でも、今は、海外の方に頼んでいますよ、安いから、仕事がなくなって、ほんとにどうしようもなく、ほとんど仕事がなくなっちゃって、この年だから、使ってくれないですよ。もう、年を聞くだけで、すみませんって言われるから。でも、元々は腰が痛くて、そんな重労働ができないよね。

以上のデータにより、4人共に仕事ができなくなることに對しては、遺憾ながら現実を受け止めていたとわかる。Cは60歳代後半に膝の具合により、仕事ができなくなり、「1年くらい苦しかった」。そして、Eは70歳後半までスーパーで働き、仕事内容が手作業だったため、手の骨折により仕事ができなくなり、「色々大変だった」と感じていた。また、Fは自営業を営み、人と接し、食事を作ることが必要とされたが、60歳代後半、心身の疲れにより、自営業をやめざるを得なくなった。最後に、Gは70歳後半まで在宅の仕事で勤めながら生活費を稼いだが、業界の海外進出や、年齢制限のために仕事の委託がなくなり、就労収入を失い、「ほんとにどうしようもなく」感じていた。要するに、4人はいずれも、60歳代後半から、加齢とともに体力の限界、心身的な健康や職場といった客

観的な問題により、仕事をやめざるを得ず、「働けるまで働いた」上での離職であった。

そこで、年金だけでは生活費が足りない中で、仕事ができなくなり、就労収入がなくなると、どうなるのかを考察することができる。まず、現在4人の中で、貯金か不動産があるのがC（貯金）、F（不動産）、E（貯金未使用）である。そして現在実際に、Cが年金と貯金を崩しながら、Eは年金と成人子の扶養で、Fは年金だけで生活をしている一方、Gは年金が極めて少ないため生活保護を受給している。そして、その中でも、Fが持ち家に住み、家賃の支出を節約できるが、現在の年金受給額は生活保護受給額より少なく、又は現在は年金だけでは家計のやりくりが精一杯で、現在の持ち家を成人子の名義にし、生活保護を受給することを検討している。要するに、Eのように成人子の扶養がある場合には、先に貯金を崩さずに扶養される。その後は、扶養されることが難しい場合には、貯金を崩しながら生活をする。そして、Fのように子の扶養と貯金がない場合には、年金だけで生活をする。さらに上記の収入源がすべてない場合には、生活保護を受給せざるを得ない。4人の事例からは、就労により、脱貧困とは言えず、就労収入を失うと、頼りできる資源が尽き、現役時代の「綱渡り状態」が老後までに、いわゆる「ワーキング・プア」が継続していると考えられる。

2.2 成人子の扶養と生活保護

上記の内容を踏まえ、貯金の蓄積に関する困難と貯金の所有が少ないという状況、又は就労による収入が大事であり、就労するには限界があるといった状況を概観した。その上で、年金だけで生活ができず、さらに貯金も少なく、就労収入もない場合には、どのように対応しているのかについて以下でまとめていく。

今回の調査において、調査協力者の中に、自力で蓄積した老後のための資金には、年金受給額、貯金（ストック）、又は現在自ら仕事を通して得られた就労収入といった「自助努力」による収入以外には、成人子からの扶養という「共助」や生活保護を受給する「公助」による収入も見られる。まず、以下で提示していく条件が揃えば、成人子からの扶養が得られる。「成人子の扶養」とは、成人子が世帯主で、母親が子の扶養家族になる場合を指す。そして、もう一つの生活保護の受給による「公助」収入が、公的な支援制度による「最後のセーフティーネット」である。

今回の調査協力者の中で、成人子の扶養の場合と生活保護を受給している場合には、同じく年金額が少ない特徴が見られる。まず、成人子の扶養があるMとEの2人の年金額はそれぞれMが7.1万円で、Eが6.5万円で、二人ともに年金がX市の国民年金満額の6.6万円に近く、相対的に低額の方である。そして、現在生活保護を受給しているGは年金額が1.3万円で極めて少なく、今回の調査協力者の中でも一番少ない。また、現在は生活保護の受給を検討しているDの年金額も5.6万円で、国民年金満額の6.6万円を下回り、低額の方である。以下では、それぞれの収入パターンを受給する調査協力者の共通点をまとめ、その上で、どのような経緯により、現在の収入源を得るようになったのか、また、それぞれの収入源の限界はどこにあるのかを考察する。

2.2.1 成人子の扶養という「資源」とその条件

現在、成人子の扶養家族になり、生活を送っているEとMには、年金額が少ないこと、就労による収入がないこと以外には、いくつかの共通する特徴が見られる。以下は2人の共通点をまとめ、成人子の扶養という「資源」に付随する条件として考察していく。

まず、表4-5から確認できるように、EとMは独身の成人子と同居している。また、E1もM1もまだ独身で、寡婦と同じ都市に在住し、さらに地域移動に伴う移住がなかった。

いわゆる、長期間に渡って物理的には、母親のそばにいた。そして、成人子の経済的状況も安定している。E1 と M1 共に四年間大学卒してから正社員として雇用され、現在は 40 歳代後半と 50 歳代後半になり、長期的に安定した収入があり、経済的に安定していると想定できる。その上で、もし寡婦が成人子の扶養家族になれば、税制優遇もある等の要因もあり、そうすることにより、親子にとっても有利な生活様式になる。要するに、成人子の扶養がある場合には、成人子は物理的に長期的に同居できること、経済的な余裕があること、さらに公的な制度における税制優遇措置があることという条件が付随していると考えられる。

M：結局自分一人じゃ、生活できませんよね、年金がないから…貯金もないですよ、する余裕がないです。…やはりある程度扶養になった方が、M1 も税金の方で助かるから。うちの子がね、結婚できるようなタイプじゃないのよ、仕事一本だから。

M は、年金が少なく、貯金も無い経済的制限においては、一人で生活が成り立たなくなる。また、成人子の M1 を地域移動が伴わない正規の仕事をし、また「結婚できないようなタイプ」であるため、M にとってはこれからの生活にも変化はないと考えられている。いわゆる、今後とも上記の三つの条件に満たせると考えられる。

しかし、E にとっては、このように現在の生活にはある程度、安定しているように見えるが、不安な部分もある。今後の生活には、E1 の地域移動に伴う移住が検討されているため、物理的に一緒にいるという条件が満たされない可能性がある。要するに、子の生活の状況が変われば、本人の生活に変化がもたらされる可能性もあり、この側面から子の扶養にも限界があると考えられる。

E：もし、(子が) 結婚するとしたら、やはり、向こう(結婚相手の都市)に行っちゃうのかな。私は一人になるから、寂しいですよ、慣れるところに住みたいですよね。

以上のように、E1 は未婚であるが、交際相手が X 市外に住んでおり、現在は結婚に伴う移住も検討している。しかし、E 自身は一緒に行きたくないため、今後の生活に変化がもたらされる可能性が高いと想定できる。それ故に、子の扶養という「資源」があるという限界には、上記の三つの条件を同時的に満たせることと共に、今後とも継続して満たせることも重要であると考えられる。

・寡婦の評価：成人子の扶養があるから生活に余裕がある

M と E は年金額が少ない上に、貯金がない為、子と一緒に生活をしている。生活費のすべて、或いは半分以上を子が負担し、母本人の年金や就労収入で、自己裁量できる部分があり、その分で自分の「趣味」にお金を使うことができ、生活に余裕が感じられている。

M：今は家賃とか、電気代とか、そういうのは一切子が払ってくれるので、私は自分の生活だけの、食べることと自分の趣味に自分の年金を使っている。外食に行っても、私は一切払いません。それで、たまに旅行に連れて行ってもらうから、全部持ちです。自分は自分のお小遣いだけで。

E：(子とお財布を) 合わせたお金でやっています。結構贅沢ができるかな。子が七万くらいをくれているの。私が…六万五千くらいだから、足して 15 万くらい。だけど、家賃

が五万近くで、後は光熱費とか入れて。でも、なんか上手くやっているのね。美味しいものを食べて、遠慮しないでいろいろと。

Mは現在年金額が7万円くらいである。家賃と光熱費等の生活固定費は成人子が負担し、食費は成人子と合わせて、やり繰りしている。年金は「自分の趣味に使っている」。

また、Eは成人子の扶養に入り、生活費は共同で出している。現在の生活費はEから6.5万円の年金と成人子から7万円を合わせて15万円となる。現在の支出は公営住宅で成人子と同居しているため、家賃の4.5万円と光熱費以外に、「上手くやり繰りできれば、余裕があり、贅沢ができる」となっている。要するに、MとEは、生活費は成人子が多く負担するため、支出の面は、Mにとっては交際費と娯楽費の出費も多くみられ、Eは贅沢でき、余裕を感じていると評価している。

2.2.2 生活保護受給と今後受給の予定

今回の調査協力者においては、現在生活保護を受給しているのがGで、また、今後生活の見通しとして生活保護の受給を検討しているのがDである。

まず、Gが現在生活保護を受給する経緯・原因をまとめる。そして、現在生活保護受給する見通しがあるDは生活保護を受給する手前の段階には、何が欠けると生活保護を受給するようになるのかをまとめる。

・生活保護の受給：子どもの学費のため、年金保険料の支払いを免除し続けた結果

Gは現役時代に子の教育費により、自分の年金を免除した期間が長かった為、年金額が少なく、生活保護で生活している。また、現在G1がX市を離れ、独立して自分の家族がいるため、Gに対する扶養ができない状態である。

G：仕事がなくなって、ほんとにどうしようもなく、今は国の世話になっています。(年金は)結局息子が大学に行っている時に、免除してもらっていたから、自分でかけていなかったし、少ないだから。

Gは子の大学進学のために、お金を子に回し、自分の年金を長く免除していた。さらに、長期的に在宅の仕事を続けていたため、厚生年金の保険料を支払ったことがなく、また、国民年金の免除の期間も長く、現在の受給額が極めて少ない。しかし、業界における海外に拠点を移動し、さらに年齢の限界も達したため、在宅の仕事の依頼がなくなった。現在の生活の主たる収入源である就労収入がなくなり、生活保護を申請せざるを得ない。また、Gは生活保護を申請するにあたり、持ち家を子名義に変更し、自身は賃貸住宅に引っ越し、一人暮らし、その際に生活保護を受給し始めた。

・生活保護受給の検討：

Gと同じく、Dは現在の年金受給額が少ないと見られる。まず、以下において、現在の年金受給額が少ない原因をまとめる。

D：(年金保険料の支払いを)合計するととりあえず、ぎりぎり25年間は足りました。でも賃金が低いところばかりだったので、年数が満たされても、金額がちょっとギリギリでしたかな。これで、もし年数が足りなかったら、もっと低いかも、たまたまね…。それから、年金は60歳からもらえたから、また足りない分が自分でアルバイトして、生

活してきた

Dはシングルマザーになってからの就労歴と年金加入歴は第三章で確認した通りで、パートを長期間に継続し、年金非加入の期間も含めていた。それにより、年金保険料を支払う期間が25年を上回ったが、賃金がずっと低額だったため、現在受給額が「ちょっとギリギリでしかない」。それ故に、「生活に足りない分がアルバイトで、生活してきた」。

さらに、その上で、もし仕事が出来なくなる場合には、現在の年金受給額だけで生活が成り立たなくなるため、生活保護の受給を検討している。

調査者：これから、面倒を見る必要がなってくると、どうされるつもりですか。

D：仕事ができなくなって、病気もひどくなったら、生活保護を受けるのは、どうしようもないです。

調査者：もしこれから、面倒を見る必要があれば、D1と一緒に暮らしたいですか

D：うん、(D1が)言っているけど、私はちょっとX市から離れたくない。…だから、生活保護を受けて、動けるうちにはいいけど、動けなくなったらね、生活保護くらいの金額で、面倒を見てくれる施設があるのかどうかはそれも心配。チラシを見たら、高いところばかりだし、そんなところに入るわけでもないし、だから、自分の老後の見通しが全然立たないのよ、しょうがないですもん、動けなくなったら、どうにでもしてください。

Dによれば、「仕事ができなくなる」ことが一番大きな影響である。そして、明白に仕事ができなくなると、「どうしようもない」ため、生活保護を受給すると述べている。そして、今後の介護についての見通しも、「生活保護くらいの金額で介護施設に入る」のであるが、金額が心配であるため、老後の見通しを全然立てられない状態である。

また、生活保護の受給については、以下のように評価している。

D：(生活保護費が)11万ちょっと出るよ。ひとり暮らしの人が、それに、冬になる少しプラスになるから。そうしたら、私たちより、いいかもしれない。ほんとに、それ全部役所が持ってくれるから、医療費がただでしょう、これ(国民健康保険料)を払わなくていいで、医療費がタダだから。実際は、頑張ってる人よりは、いいはず…だから、実質的な中身が、生活保護の人はゆとりがあるかもしれない。

現在の就労収入と年金受給で生活費を賄えることに精一杯の自分の生活は、生活保護受給者と比較して、金額的には現在とほぼ同じであるが、生活保護の方が医療費も免除され、「実質的な中身が頑張ってる人よりがいいし」、「ゆとりがある」と述べている。それ故には、就労収入がなくなると生活保護を受給するという見通しを持っている。

2.3 支出の面でやりくりする

上記の分析を通して、現在の生活費の収入においては、年金が決まっている受給額になり、その上に、貯金やストックによる収入、就労収入、成人子の扶養、生活保護のような他の収入が上乘せされていると見られる。また、それぞれの収入の組み立て方により、さらに、それぞれの生活に対する要望に合わせて、現在の生活におけるお金をどのように使っているのかも変わっていく。以下では、支出状況に関する余裕の有無により、「ギリギリである」、「母のお金を優先に使う」に分類し、支出の面でのやりくり方を通して、現在

の経済状況に対する対応をまとめていく。具体的に、それぞれのパターンにおいて、どうして現在の支出状況になるのか、また具体的にどの部分を我慢し、どのようところが足りないと考えているのか、さらに今後の見通しがどうなるのかに注目し、以下ではそれぞれの支出の詳細をまとめて考察する。

2.3.1 ギリギリ

今回の調査協力者においては、明白に現在の生活に余裕がなく、ギリギリで生活をせざるを得ないのが G、D、F の 3 人に代表的であった。まず、この 3 人の収入状況を確認すると、G が生活保護受給者で、現在の収入が生活保護費と年金のみになっている。その他に、D は収入源が就労収入と年金で、今後は生活保護を受給する見通しであり、また F は年金のみで生活費をやりくりしている。要するに、3 人ともに貯金がなく、二か月に一回、振り込まれる年金だけでやりくりしている。このような現状においては、3 人共に現在生活に余裕がなく、生活費がギリギリ足りる程度と述べている。その上で、現在あるものでしか生活を成り立たせることができず、目の前の家計しか考えられないため、今後の生活についての見通しがなかった。

i、収入源は年金のみ：F

収入源が年金だけの F は、現在の家計状況について以下のように述べている。

F：生活費は年金だけで、きちんとしているからね、だらしないことじゃしていない。この中で、やり繰りできるから。今も固定資産税は多くて、(年間) 12 万以上ある。一か月の一万の家賃 (に相当する)。それでやり繰りしている。

F はこの他の詳しいやり繰りを述べていないが、年金だけでの生活について「きちんとしている」、「だらしないことはしていない」ようにしている。持ち家の固定資産税は多く、月額換算で 1 万円になる。その他に、食費と電気ガス水道代などといった調整できる支出は節約している。例えば、食材は田舎の知合いに送ってもらうことが多いし、電気ガスをできるだけつけないようにしている。

ii、収入源が生活保護費のみ：G

一方、G は生活保護で生活費を切り詰めている。

G：国からもらえるの (生活保護費) は、一ヶ月 10 万円くらいです。それに、家賃が 4 万円くらいかな、だから、生活できるのは大体 6 万円ですよね。だけど、その中から、電気代水道代、これから寒くなるから、灯油代、やはり 2~3 万かかりますよね。だから、ほんとに、生活できるのは、三万くらい。その中から、食費代をやり繰りします。だけど、私はお年寄りだから、そんなに食べられないからね。服はほんとに昔のもの、(自分の身に着ているものを指して) こんなのは全部自分で編んだんですよ。

G は一人で生活している。生活保護を受けているが、家賃、光熱費といった生活固定費に優先的にお金を使い、残りの調整できる金額が 3 万円くらいと述べている。その中で食費代をやりくりしている。その他の出費、例えば衣服類などへの支出を我慢している。

F と G はいずれも限られた収入の中で、生活をしている。家賃といった生活固定費に優先にお金を回し、食費といった支出の部分だけで調整している。

iii、食費分を働かなければならない：D

D：（就労収入と）年金と全部合わしたら、12 万前後くらいで暮らしていますけど。年金は 5 万 6 千円くらいでしょう、それに働いた分で、だいたい 7 万くらいあるから、月に 12 万円くらいから、生活保護費と大した変わりがない。…年金が家賃だけで何もなくなる、光熱費までも出ないですもん。どうして食べていくことになるでしょう。どうしても、食費分を働かなければならない。冬になったら、燃料費もいるし、だから、何も貯金ができないですよ。

調査者：孫付き合いとかはありますか。

D：全然、そんなに余裕がない。食費だけで頑張ってる。だって、これだけはほんとに家賃プラス水道代にしかないから。ほんとにね。

D は子育て期から現在までずっと毎月で生活費をやりくりするのが精一杯で、貯金できる余裕がなかった。現在は年金と就労収入で月に 12 万円の家計収入で生活し、「生活保護費と大した変わりがない」状態である。具体的な支出面では、家賃と光熱費だけで年金の 5.6 万円がなくなり、冬季の燃料費や食費は就労収入の 7 万円で賄っている。そのため、D は「年金だけじゃ食べていけない」、いわゆる就労収入がなくなると、食費でも足りない状態にならざるを得ない。

以上の 3 人には、いずれも家賃、ないし固定資産税、光熱費といった生活固定費に、現在のある収入を先に回し、残りの部分で食費の支出をやりくりしている。そのため、食費は現在の収入でなくなり、他の服類や娯楽の支出を我慢せざるを得ない状態である。

2.3.2 母のお金を優先的に使う

生活に余裕があるというより、この余裕を自分の生活に使うより、成人子を「養う」ことに対して優先に使うのが N、K、A、H の 4 人であり、以下は、4 人を代表例としてまとめて考察していく。この 4 人には、N、K、A の年金受給額がそれぞれ 13 万円、11.8 万円、10.3 万円であり、10 万円を上回り、今回の調査においては、一番高い金額の 3 人である。さらに、N は貯金があり、K と A は就労収入がある。また、H は現在の年金受給額が 7.6 万円であるが、就労収入が 6 万円であるため、余裕があると考えられる。そして、4 人共に自分のためより、独身の子に「貯金させたい」気持ちや、病気などのライフイベントに遭った成人子のために、「母親としてのお金を優先的に使う」ことを選択した。

・病気の成人子を養う：N、K

N と K は成人子が一回独立したが、再び病気などの事情により、再び親子同居し、成人子の今後の生活のために、母のお金を優先に使い、母が子育て期のように、家計管理する。

K：K2 病気でパートしか働けなくて、6 万くらいだけ。そうしたら、ほとんど私が払っているよ、生活が。そうしたら、年金だけじゃ、どうしようもなく、働かなきゃ、7 万くらい、いまお給料もらって。それ全部、娘たちに行っているのさあ。

N：今は年金と同居している子から貰うお金、後は貯金から引き出すね。…収入は 26 万、3 人家族で。年金が 13 万くらい、子から 6 万、残りが貯金を引き出しで。食費が 5 万円、3 人で。後は、電気代とか、光熱費、家の修理だとか、衣服類は自分の服とタオルとかが

月に4千円くらいだから年間5万ない感じで、後は交際費ね。…夫が残した生命保険と、ちょっとした貯金を、80まで生きていくために、年間いくらかで暮らせば、大体予算を立てて。けど、どんどん貯金が目減りして、80まで貯金が大丈夫かなと今不安です。

K2が病気のために、月額6万円のパートでしか働けない。さらに、K2がシングルマザーで、子どもが現在では小学生になり、出費が多くなる時期と考えられる。現在、Kは年金額が11.8万円と就労収入の7万円で、3人家族合計24万円くらいで生活している。しかし、今後、就労が継続できなくなるにつれて、K2と孫の生活がどうなるのかに関しては心配している。

そして、Nも同じく子と同居し、一家の「大黒柱」のように家計管理を行っている。夫の生命保険があるが、Nは長年のやり繰りで、子たちを成人させ、現在まで貯金し続けていた。そして、現在の収入がNの年金13万円、貯金から成人子から6万円、残りが貯金を引き出し、合計26万円で生活している。食費、電気代、光熱費、家の修理費用の支出後には、服類や交際費もある。

KとNは同じく3人家族で、そして、現在の家計収入の中で、KもNも自身の年金と貯金、若しくは就労収入が現在の生活費の7割以上を占めている。さらに、家計のやり繰りの管理もKとNが行い続け、それは、子育て期の生活習慣の延長だと考えられる。

・独身の子と同居する場合：A、H

また、AとHは現在同居している成人子とずっと世帯分離せず、寡婦世帯になっても、母親が世帯主で、家計のやり繰りを担当している。

A：今は子と一緒に生計している。でもね、あの人(A1)の収入が少ないので、(A1は)どんどん自分のことにしか使いません。うちにお金を入れることは、たまに、一万ぐらい借りるみたいな。

H：(今の一か月の支出は)大体10万くらいでやっているかな。家賃、H2と一緒に住んでいるが、1万1千200円ですね。…そうですね、お財布が一緒に、どっちかという、私の方が食べさせているじゃないのかな。雑貨品は買ってくれるけど、私は家賃を払って、全部、公共料金を全部している。

調査者：今は貯金を崩すじゃなくて、むしろ、貯金しているという感じですね。

H：そう、だからね、だから市営住宅は絶対ね

A、Hは、独身の子が同じく収入が少ない方であるため、母親としては成人子に「貯金させたい」と、現在生計を同じにし、まず、母としてのお金を優先に使う。そして、2人とも持ち家や公営住宅に住むために、賃貸よりも家賃負担が少なくて済んでいる。また、AとH共に、住居費、公共料金、食費等の生活固定費はすべて母が賄っている。子が定期的に、娯楽費や、雑貨品を購入する形で、家計にお金を入れている。

上記のように、この4人は同じく現在の年金受給期にも一家の「大黒柱」で家計を管理しながら、同居している成人子のために、自分の経済的余裕を成人子のために使っている。Kは今回の調査協力者の中では相対的に年金額が高い。しかし、家計を支えるためには、就労せざるを得ない。制度上は、子が成人してから、母の「子育て役割」も終わると想定している。しかし、今回の調査を通して、高齢期にも成人子の「ケア」をする事例も見られ、まるで、子育ての延長である。寡婦控除があるが、節約したお金が必ずしも寡婦本人

に使うわけではなく、むしろ、ライフコースを通して、高齢期にも成人子を優先にお金を回している。要するに、児童扶養手当のように、寡婦控除も実際には寡婦本人のタメではなく、寡婦は高齢期に成人子との関係により、一生ワーキング・プア状態にある可能性がある。

2.4 今後の介護に対する見通し

介護に対する見通しについては、ほとんどの調査協力者が「子どもに迷惑を掛けたくなく」、また、「施設に入りたい」と語っていた。そして、また支出のタイプにより、介護に対する見通しも違っていた。

i、現在の生活がギリギリで、介護の見通しがない

現在の家計に対しては、ギリギリと感じている場合には、介護に対する見通しもも立ちにくいと考えている。

F：ほんとはそれが不安だね、私、今は元気だからいいけど、先がどうなるのかが分からないのよ。…私のお金から出せられないから。

D：だから、生活保護を受けて、動けるうちにはいいけど、動けなくなったらね、生活保護くらいの金額で、面倒を見てくれる施設があるのかどうかはそれも心配。チラシを見たら、高いところばかりだし、そんなところに入るわけでもないし、だから、自分の老後の見通しが全然立たないのよ、しょうがないですもん、動けなくなったら、どうにでもしてください。

G：どうするかね。でも、ほんとは、朝起きて何も分からなくなることがあるから、(介護が必要)そういう時はどうするのだろうか。自分はふっと思うことがあるけどね。だから、分からなくなったら、知らないでしょう。

このように、Fは現在は年金だけで生活しているため、経済的な余裕がなく、今後の見通しを考えると、「ほんとに不安になる」と語っている。そして、Dは今後仕事ができなくなると、生活保護を受給したいが、介護が必要な際には、施設に入りたいと考えている。しかし、探した結果、生活保護費で施設に入れるかどうか不安であり、「見通しが全然立たない」と述べている。最後に、現在生活保護を受給しているGにとっては、「わからなくなったら、知らないでしょう」と述べているため、特に介護に対する対応方法を考えず、現在あるものだけで、目の前の生活だけを考えている。要するに、3人とも経済的な余裕がなく、介護に対する見通しを立てる経済的な余裕がなく、現実にはどのように対応したらいいのかに対しては不明で、不安を感じている。

ii、年金で入れる施設に入る予定：O、A、C、H

このパターンの寡婦は、今後の介護に対する見通しを考える際、成人子からの介護に対しては、嬉しいと考えている一方、自分の年金で施設に入ると言う。

O：介護するとしたら、その年金を使うしかない。カードの借金をないようにね。

A：うちの娘が面倒を見てくれると言ったんですけど、それぞれ自分の生活があるから、

自分の年金で入れる範囲の老人ホームでも。

C: 色々そういうのは調べられて、自分の年金が入れるところも近くにあると聞いているので、ほんとは、息子が一緒になると聞いて嬉しいけれど、そういうところに入るのもう一つの方法ではないだろうかと思います。でも年金が安いからね。

H: だから、子どもの世話にならないというのは言えないけど、自分の考えでは、やはり、余裕があれば、施設に入ろうと思いますね。

以上のように、介護が必要な際には、寡婦が向き合うジレンマとしては、子どもに迷惑を掛けたくない一方、利用できる資金が安い年金しか無いということである。それ故に、思う通りの施設に入るには、年金以外のお金がないため、現在の年金額で、まだ経済的な制限を感じている。

iii、年金と年金以外の出費で施設に入る：L、B、I

同じく施設に入りたいと考えているBとI、又はLは、足りない部分について、成人子からの出費で、或いは不動産の売却金で賄う予定である。

L: そうですね、それが一番困りますね。…あんまり、娘に来てもらうとかね、お嫁さんに来てもらうとかは、あんまりしたくないのよ、私は。うち皆働いているからね。だから、そうなったら仕方がないからね、どっかには入れるしかないねと思っている。今は、出来るだけ、今のところにいるけど、要るようになったらね、今のマンションを売って、高齢者ホームに入るなど思っている。

B: うちの子どもたちは、「母が働けなくなったらどうするのって、もう施設にに入れて三等分でしょう」って。かけるお金を3人で分けるんだって。で、出して、お母さんが施設に入っても、この3人で出し合って。…年金が足りない分を三等分にして出せば行かせますって、3人で相談しあっているらしい。

I: まず、面倒というか、一人でどこも行けなくなったら、娘が動き出すと思うんですね。それで、下の二人はどうするか、…お金を出しなさいって私たちが面倒を見ますみたいな形になるじゃないかなと思いますね。…私にしても、娘に見てもらえるのは一番気が楽かなと思って、…どうするかというのは家でも見れなくなったら、どこかで入れるとか。そういうことは兄弟3人で、どうするかは話し合うだろうと思うんですね。

このように、三人共に最後に子どもに迷惑を掛けたくないため、施設に入る予定だと言う。BとIのように、「年金が足りない分を三等分にして出せば行かせます」のように、子どもの間で対応しようとしている。また、Lのように、現在不動産があるため、介護が必要な際には、「今のマンションを売って、高齢者ホームに入るなど思っている。」と考えている。このように、子どもたちからの援助や自分の不動産の売却金によって、「子どもに迷惑を掛けたくない」という要望、又は「良い施設に入る」という要望を同時に叶えようとしている。

小括

以上の整理をとおして、年金の受給状況とストックを概観した上で、高齢期の経済的状況が厳しい中、具体的にどのように対応していくのかを確認した。

まず、就労収入が現在の高齢寡婦にとって重要な収入源であったことが見られた。今回の調査協力者の中においては、65歳以降、或いは退職に後に継続して仕事した経験のある12人で、1人以外は全員離別者、又は遺族年金非受給者であった。ライフコースを通して、シングルマザーになってから就労収入によって家計を維持したため、就労による収入を得ることに対する依存度や、就労を失うことに対する緊張感が高かったため、年金を受給しているにもかかわらず、就労を継続することを選択せざるを得ない。

反対に、退職後にもう仕事をしなくなった4人に共通しているのは、まず、死別により、元夫の生命保険が貯金や不動産になり、高齢期のストックになった。そして、1人以外に遺族年金があり、より経済的に安定していた。そして、現在の住まいが持ち家であり、住宅に関わる費用が相対的に少なかった。最後に、現在の年金受給額は高く、或いは成人子の扶養により、現在の生活に余裕がある。そのため、就労しないことを選択した。

さらに、現在も12人の中で8人は就労している。相対的に若く、体力の必要な「清掃・介護・キッチン・レジ」等の職種でも従事できるが、加齢とともに体力と心身的な健康の限界、職場の年齢制限といった客観的な限界に達してから、就労が継続できなくなるリスクがある。現在就労を継続する原因をまとめる。まず、就労収入が現在年金受給額より高く、家計を支えるためには就労収入せざるを得ない。食費といった生存に必要とされる費用も就労収入から得られざるを得ない事例もある。さらに、就労により、同じ職場の人と交際でき、生活のやりがいを保つためにも、又は、交際費がほしい場合にも、就労を継続することを選択した。そして、寡婦一人で経済的な余裕があるが、成人子への援助があるか、或いは成人子を扶養することにより、支出が多くなっているため、就労をせざるを得ない。それ故に、成人子への「ケア役割」は、高齢期の寡婦たちにも影響を与えている。

そして、今回の調査協力者の中で、年金以外の収入源には、貯金と就労収入の他、成人子からの扶養、生活保護を受給する方法が見られた。いずれも、年金額が少ない上に、就労による収入がない調査協力者に見られる収入源であった。

成人子の扶養という「資源」に付随する条件がある。物理的に母と長期的に同居できること、成人子は経済的な余裕があること、さらに公的な制度における税制優遇措置があることという条件と考えられる。しかし、子の扶養にも限界として、上記の三つの条件を同時に満たせることと共に、今後とも継続して満たせることも重要であると考えられる。

最後に、公的な支援制度による「最後のセーフティーネット」である生活保護の受給については、その原因は現在の年金額が極めて少ないからである。更に、実質的に、高齢期には年金受給額だけや、年金と就労収入を合わせて、生活保護の受給額より低い人は、生活保護を検討している。

なお、現在の年金受給期に、実際の生活費の支出について、現在の経済状況に対する対応が見られる。一つは、「ギリギリ」のパターンには、限られている収入により、目の前の家計しか考えられない。この場合には、いずれも家賃、ないし固定資産税、光熱費といった生活固定費に、現在の収入を先に回し、残りの部分は食費の支出をやりくりしていた。そのため、食費で現在の収入はなくなり、他の服類や娯楽の支出を我慢せざるを得ない。

もう一つは「母のお金を優先に使う」というパターンには、寡婦本人の生活に余裕があるというより、この余裕を自分の生活に使うより、成人子を「養う」ことに優先に使って

いる事例が見られた。年金受給額が高く、さらに、貯金があり、就労収入があったが、独身の子を「貯金させたい」気持ちや、病気などのライフイベントに遭った成人子のために、「母親のお金を優先に使う」ことを選択していた。さらに、家計のやり繰りの管理も寡婦が行い続けた。ケアの継続は高齢期にも寡婦に影響され続けている。

最後に、介護に対する見通しについては、また経済状況の違いにより、介護に対する見通しも違っていた。まず、ギリギリと感じている場合には、経済的な余裕がなく、介護に対する見通しを立てる経済的な余裕がなくどのように対応したらいいのかに対しては不明で、不安を感じている。この他、寡婦は今後の介護に対する見通しを考える際には施設に入ることが多く見られる。その際には、寡婦が向き合うジレンマとしては、子どもに迷惑を掛けたくない一方、利用できる資金が安い年金しか無いということである。それ故に、思う通りの施設に入るには、年金以外のお金がないため、現在の年金額だけで、今後の見通しを立てる余裕が上記のパターンよりは多いが、まだ制限がある。最後に、同じく施設に入りたいと考えている場合には、年金だけで足りない部分について、成人子からの出費で、或いは不動産の売却金で賄うように、子どもたちからの援助や自分の不動産の売却金によって、「子どもに迷惑を掛けたくない」という要望、又は「良い施設に入る」という要望を同時に叶えたいと言っていた。

3 まとめ

第二章と第三章を通して、子育て期からミドル期にかけて、就労状況、年金加入状況、更に、継続した母親役割というファクターも、シングルマザー本人の年金加入状況や貯金の蓄積に影響を与えてきたことが確認した。本章は、上記のような構造的な不利が継続、蓄積した結果、実際にどのような高齢期の生活になるのか、またそれを、それより前のライフコースにおける不利との関連性は何か確かめられた。

結果としては、過去の就労歴において、転職回数はもちろん、転職の時期と雇用形態、とりわけ非正規雇用が長期化することも年金額に対する大きな影響を与えていたことが明らかにされた。そのため、ライフコースの視点を通して、一時的に就労しても、長期的貧困から抜け出せることが必ず起こるのではないことがわかった。さらに、シングルマザーのなり方の違いにより、同じく夫の被扶養者になった期間だけ年金に加入したにも関わらず、遺族年金を受給することにより、年金受給額がより安定していたことが見られた。

そして、過去の年金加入状況歴と現在の年金受給額の関わりを比べることを通して、まず、安定した仕事に就き、厚生年金や共済年金の年金保険料を支払い続けることが、年金受給額がより高いことに繋がりやすい。一方、非正規雇用者の場合に、たとえ厚生年金に加入して、平均標準報酬月額が少ないゆえに、年金受給額もより少なくなることが見られた。最後に、仕事に就き、いわゆる制度上、「自立」と定義されるにもかかわらず、実際には年金保険料の支払いが難しいことが見られる。その結果としては、極めて低い金額になっていることが確認された。

それに、過去のケア役割と現在の関連性については、子育て期には子育てと両立するために、最低賃金で働かざるを得ず、また、子どもの教育費の支払いのために、貯金する余裕がなかった。また、その経済的な余裕がない状態は、子育て期に限定されず、ミドル期にもシングルマザー本人の就労状態や成人子の生活への援助などで貯金できる経済的余裕がなくなっていた。

そして、高齢期の経済状況に対する対応方法も以下のように整理できる。

まず、現在にも、年金以外の主な収入源は、就労収入であった。大多数の調査協力者は、年金を受給してからも仕事をしていた。さらに、就労収入がなくなったら、成人子の扶養

に頼るか、又は子の扶養と貯金がない場合には、年金だけで生活をするか、さらに上記の収入源がすべてない場合には、生活保護を受給せざるを得ない。要するに、就労を失うと、すぐに頼りできる資源が尽き、貧困に陥り、現役時代の「綱渡り状態」が老後までに、いわゆる「ワーキング・プア」が老後まで継続することになると言える。

さらに、高齢期にもケアの継続も寡婦に影響されていた。家計のやり繰りの管理も寡婦が行い続けることは、子育て期の生活習慣の延長だと考えられる。制度上は、子が成人してから、母の「子育て役割」も終わると想定している。しかし、今回の調査を通して、高齢期にも子の「ケア」をする事例も見られた。さらに、今回の調査協力者の中では相対的に年金額が高く、貯金があり、より経済的な余裕がある一方、それは寡婦本人のためではなく、成人子に優先にして回すことが見られた。更に、家計を支えるためには、就労せざるを得なかった。高齢期に子との関係により、寡婦は一生ワーキング・プア状態にある可能性がある。

以上の結果から、寡婦世帯の女性たちは老後においても不利な経済的状況にあることが分かった。子育て期から高齢期にかけて、女性はライフコースを通して、「余裕がない」経済的状況を継続していたことがうかがえた。その結果として年金額が少ない、貯金がしにくい、ワーキング・プア状態が持続する等の高齢期の不利を招いた。これは、現行のひとり親支援制度が、子を中心に作成され、子育ての担い手である女性本人の福祉より、女性の「母親役割」だけに対する支援を与えているからだと考えられる。更に、現在寡婦控除があるにも関わらず、節約したお金が必ずしも寡婦本人に回したわけではない。そのため、母親役割がライフコースを通して、シングルマザー本人の経済状況に対する影響が継続している。このように、母子世帯に対して、子への手当は勿論のこと、子育て役割を担うシングルマザー本人のためになれるような、年金を上乗せする等の社会保障や税制上の優遇を与えるような制度についても考える必要と考えられる。

終章 まとめと考察

今回の調査協力者たちは1960年代に年金制度の創設当初に青春時代を過ごしており、固定的な性別役割分業に基づいて、ライフコースを決めていくのが当然視されている時代を生きてきた。また、年金保険制度を利用することに馴染めない特徴があった。時代とともに、人々の意識は変わりつつあるが、現在も社会保障制度は未だに性別役割分業の家族モデルを基に機能している。その中、男性が世帯主で稼働役割を担い、女性が無職でケア役割を担う家族をモデルとした年金保険制度において、妻である女性は被扶養者になり、さらに主な稼ぎ手の喪失により遺族年金を受給する。このような側面から、過去の時代にシングルマザーとして生きてきた女性を対象に、ライフコース視点を用いて考察することは現在のシングルマザーに対しても示唆を与える。

全体の分析を通して、シングルマザーとして生きた女性は、一時的な生活状態が改善しても、必ずしも長期的貧困から抜け出せるというわけではないことがわかった。先行研究によるライフコース・アプローチを援用し、前のライフステージにおける不利が、次のライフステージの不利の背景になったことが確かめられた。そして、先行研究で議論されていない点として、シングルマザーにとって、特有なひとり親としてのケア役割の継続性、また、就労と年金加入との関連性が生涯にわたって継続し、高齢期までシングルマザーに影響を与え続けていることも明らかになった。以上のことを実証したことにより、シングルマザーの生活基盤が脆弱であるという面がより顕在化してきた。

本研究において、具体的には、以下のことが確かめられた。

第1に、シングルマザーは、ライフコースを通して、就労・ケア・年金加入における不利が継続、蓄積していく。

まず、シングルマザーはライフコースにおいて、年金加入における不利が継続し、蓄積していた。第二章で年金非加入の原因を確認したように、シングルマザーはいずれのライフステージにおいても、婚姻状態にある場合、シングルマザーになってから就労していた場合にも、社会保障の加入から漏れた可能性がある。また、女性は自分自身より、他の家族員にお金を回すことがしばしば見られた。婚姻状態にある際に、夫が自営業の場合に、妻が自分自身の年金保険料を納付するより、家族の収入を確保することが優先された。そして、母子世帯になって、表面上は就労により「自立」していても、必ずしも自分自身の年金保険料を支払っているわけではない。労働市場における不利により、無職期間や、非正規雇用で働いていた場合には、年金保険料の未納がしばしば見られた。このように、子どものケアと両立するために、就労の困難や時間の短縮という原因により、社会保障を加入することよりも、子どもへの資源配分を優先するため、母親本人の貧困状態がまた母子世帯の世帯内に隠され、社会保障制度の加入から排除される。

そして、シングルマザーは労働市場における不利が子育て期にとどまらず、ミドル期も継続している。それにより、年金保険料の未納などがライフコースにおいて、継続せざるをえない。第二章の分析結果により、一つは、非正規雇用が長期化した場合、ワーキング・プアの長期化に伴い、年金非加入状態の長期化につながった。もう一つは、安定した仕事に就いたとしても、ミドル期にやむを得ず安定した仕事から離れる場合である。それは、シングルマザーになってから、子育てとの両立をはかるため、時間調整がしやすい仕事をせざるを得ず、専門性の高いスキルや資格などを取得するための時間の余裕がないからである。このように、ミドル期になってから、労働市場において稼働能力が低く評価され、さらに年齢制限により仕事から離れると、安定した仕事に再就職することは難しい。安定

した仕事から離れると、社会保険料を支払う経済的な余裕がさらになくなり、年金保険料の滞納も継続せざるを得ない。以上のように、社会保障は、シングルマザー本人の生活状態や就労における、ライフコース上の継続的な不利に十分に配慮しておらず、年金制度を始めとする社会保障の受給資格の側面から、各ライフステージにおいても母親が排除されることが見られた。

そして、シングルマザーのライフコースにおいて、ケアの継続の側面における不利の継続性を分析する。母子世帯の子が成人すると、子育て役割が終了したと考えられるが、実際には、ミドル期から高齢期にかけて、子との関わりにより、シングルマザー本人の経済的状况に影響が及ぼされ続けている。第三章と第四章の結果から、ミドル期になり、子どもが成人したとしても、母親による子に対する経済的な援助が継続している。一つの形としては、「成人子」の高校以降の進学への、教育費の出費である。その影響は、まず母親が自分の貯金から出費し、或いは母親が教育ローンを組んで、現在までも返済し続けている。それにより、児童扶養手当がなくなり、収入源が減るに伴い、出費も多くなり、経済的な余裕がさらになくなると考えられる。もう一つの形は、同居する成人子を養う形である。成人子が必ずしも独立世帯になったわけでもない。ずっと独身の成人子や、病気・離婚などにより、再び母親と同居するようになった成人子は現在も、寡婦の被扶養家族であり、扶養される。この場合に、寡婦は世帯主で、一家の「大黒柱」であり、老後も子育て期のように、子を養っている。また、母親役割にお金を優先的に使うために、老後にも経済的な余裕がないのも多い。このように、ケア役割には終了とは言えない。また、このケア役割の継続は、ミドル期にも、高齢期にも母親に影響を与え続けている。

第2に、上記で明らかになった不利の蓄積が、高齢期の経済状況の低位性を招くことである。過去の就労歴・年金加入歴・ケア役割の継続は、年金受給額と貯金の蓄積状況に影響を与え、年金受給額が低く、貯金がないことを招いた。そのため、高齢期にも、家計を支えるためには、就労せざるを得ず、一生ワーキング・プア状態にあるか、生活保護を受給せざるをえない可能性があることが分かった。

まず、第四章の分析結果から、現在の年金受給額については、過去の安定さ・雇用形態により、ばらつきがあり、一番多い人と一番少ない人では10倍の差があることが分かったが、全員の年金受給額が平均より低かった。それは、第二章の過去の就労歴や年金加入歴を遡って確認すると、安定した仕事を長期間継続した場合と、安定した仕事に就けず、ずっと非正規雇用された場合とでは、年金受給額の差が見られる。分析の結果から、明らかに一番長く従事した仕事に就ける期間がより長く、さらに雇用形態が正社員・公務員・委託社員である場合には、現在の年金受給額がより高いと見られる。一方、一番長い仕事は非正規雇用、又は転職回数が多い場合には、年金受給額が低い可能性が高い。そのため、不安定な就労歴も不安定な年金加入歴を招いた。

しかし、非正規雇用の長期化、又は転職回数が多い原因は、シングルマザーがケア役割を担うことと関連する。それは、子育て期におけるケア役割は仕事の選択を制限しているからである。子どもが小さい時に仕事と子育てとの両立をはかるために、時間的に調整しやすい低収入の非正規雇用に従事せざるを得なかった。或いは、子どもの成長に伴い、転職する事例も見られた。要するに、シングルマザーは子育て期には、自分自身のキャリアの成長や社会保障の加入や老後のための蓄積などより、どのようにケア役割と稼得役割が両立できるのかを最優先に考える。そのために、子育て期には母親自身の就労歴や年金加入歴が不安定になり、高齢期の年金受給額が低くなる。

それに、より多くの調査協力者は貯金がないと語っていた。まず、貯金ができない原因については、シングルマザーになってからの生活がギリギリで貯金をする余裕がなかったためである。子育て期には子育てと両立するために、最低賃金で働き、「毎月やりくりで精一杯」のような「綱渡り状態」に陥らざるを得なかった。また、第三章の分析結果によると、子どもの教育費の支払いや、病気や離婚の際の仕送りなどのために、貯金する余裕がなかった。さらに、家計のやり繰りの管理もシングルマザーが行い続けることは、子育て期の生活習慣の延長だと考えられる。制度上は、子が成人してから、母の「子育て役割」も終わると想定している。しかし、今回の調査を通して、高齢期にも子の「ケア」をする事例も見られた。まるで、子育ての延長である。さらに、今回の調査協力者の中では相対的に年金額が高いにも関わらず、家計を支えるためには、就労せざるを得なかった。高齢期にも、子との関係により、シングルマザーは一生ワーキング・プア状態にある可能性がある。

第3に、上記の不利の継続と蓄積、またはその結果としての高齢期の経済状況の低位性は、「間違った選択」の結果ではないことである。むしろ母子世帯の母親たちは、各時点可能な限り合理的な選択をしている。しかしその選択は、経済的困難と制約された選択肢の中で行われており、不利の継続を断ち切るまでには至らないことが推察された。

この研究を通して、高齢寡婦世帯における貧困に至る経緯に関しては、ライフコース視点という切り口を使い、元シングルマザーが高齢期にどのような生活を送っているのか、さらに、それは前のライフステージにおいてどのような構造的な不利があるのかを描き、シングルマザーとして生きていく生活の大変さを捉え直した。以上の結果を踏まえ、子育て期、ミドル期、高齢期に一貫した不利の継続性が、高齢期の経済的状況にどのような関連性があるのかについてまとめて確認した上で、シングルマザーのライフコースから、社会保障の側面における不利が見えた。性別役割分業に基づく家族をモデルとした年金制度、子どもが成年後に、親子共に独立できると想定した母子世帯向けの公的支援策は、いずれもシングルマザー本人に対してはライフコースと通じての支援を与えられず、生活状態や就労におけるライフコース上の継続した不利を緩和されないことが分かった。そのため、政策評価をする際に、実際の生活者の要望と長期的な視点を持つ必要がある。要支援に達する判断基準は、スナップショットのように、一回の調査データにするのより、長期的な視点を通して、次のライフステージにおける不利が前のライフステージにおいて、どのような対応策があれば、それが防げるのかを検討する必要があることを明らかにした。

この研究の今後の残された課題として、女性の貧困と、女性の福祉の視点から、生き方に中立な社会保障制度が整備され、女性の経済的な自立の保障をいかに達成するかという視点により、子育て支援より、シングルマザー本人に向けたライフコースを通じた政策の再編に関する検討を講じる必要がある。

引用文献

(論文)

- 阿部彩 (2015) 「女性のライフコースの多様性と貧困」季刊・社会保障研究 51(2), 174-180
- 阿部彩 (2018) 「再考：高齢女性の貧困と人権」『学術の動向』 23 巻 5 号, 27-29
- 伊田久美子 (2014) 「女性学・女性問題における貧困階層問題—フェミニズムと労働をめぐる」大原社会問題研究所雑誌 No.680
- 大矢さよ子 (2016) 「単身女性の老後—高齢女性の年金問題」『女たちの21世紀 = Women's Asia 21』 vol. 87, 18-21
- 川合隆男 (2004) 「社会変動と社会観察・社会調査」『近代日本における社会調査の軌跡』恒星社厚生閣
- 白波瀬佐和子 (2003) 「福祉国家レジームと世帯内性別役割分業:ジェンダーからみた比較福祉国家試論」『海外社会保障研究』(142), 65-77
- 白波瀬佐和子 (2005) 「高齢期をひとりで暮らすということ—これからの社会保障制度をさぐる」『季刊・社会保障研究』41(2)
- 杉本貴代栄 (1996) 「貧困とジェンダー」『長野県短期大学紀要』 第 51 号, 71-84
- 高木さゆり (2009) 「女性の年金問題—母子世帯を中心に」『現代社会文化研究』No. 45, 19-36
- 田中聡子 (2019) 「母子から寡婦への貧困の継承—寡婦調査を通して」第 67 回日本社会福祉学会報告資料
- 田宮遊子 (2003) 「公的年金制度の変遷 : ジェンダー視点からの再考」『国立女性教育会館研究紀要』 7, 57-68
- 田宮遊子・四方理人 (2007) 「母子世帯の仕事と育児 : 生活時間の国際比較から」『季刊社会保障研究』 43(3) , 219-231
- 鳥山まどか (2017) 「子育て家族の家計 : 滞納・借金問題から考えられる」松本伊智朗編『子どもの貧困』を問いなおす: 家族・ジェンダーの視点から』法律文化社
- 湯澤直美 (2015) 「『子どもの貧困』とフェミニズム」大原社会問題研究所雑誌 No.680, 9-20
- 湯澤直美 (2018) 「子育て後の母子世帯の母たち」『学術の動向』23 巻 5 号, 14-17
- 張思銘 (2017) 「日本における母子世帯の就業支援と生活保障—無職期間を中心に」、『北海道大学大学院教育学研究院紀要』北海道大学大学院教育学研究院、第 129 号, 51-66
- 張思銘 (2021) 「高齢寡婦世帯の年金受給と家計状況に関する考察」『北海道社会福祉研究』 第 41 号, 61-75
- 濱本知寿香 (2019) 「配偶者との離死別と高齢者の生活状況 (特集 離死別と社会保障)」『社会保障研究』4(1), 20-32
- 吉中季子 (2018a) 「母子世帯の貧困:高齢期への視点」『労働調査』 (573), 20-24.
- 吉中季子 (2018b) 「非正規労働と年金:女性を中心に」『貧困研究』(21) , 47-60

(著書)

- 阿部彩 (2017) 「『女性の貧困と子どもの貧困』再考」松本伊智朗, 湯澤直美【編】『子どもの貧困を問いなおす—家族・ジェンダーの視点から』法律文化社 p 57-75
- オーキン著山根ら訳 (2013) 『正義・ジェンダー・家族』岩波書店
- 神原文子 (2010) 『子づれシングル—ひとり親家族の自立と社会的支援』明石書店
- 神原文子 (2014) 『子づれシングルと子どもたち—ひとり親家族で育つ子どもたちの生

活実態』明石書店

杉本貴代栄 (1997) 『女性化する福祉社会』勁草書房

杉本貴代栄 (2004) 『福祉社会のジェンダー構造』勁草書房

田中智子 (2018) 『家計からみる知的障害者家族の生活：障害・ケア・貧困の構造的把握に向けて』北海道大学大学院教育学院博士論文

横山文野 (2002) 『戦後日本の女性政策』勁草書房

わくわくシニアシングلز (2017) 『中高年齢シングル女性の生活状況アンケート調査報告』

わくわくシニアシングلز (2022) 『2022 年中高年齢シングル女性の生活実態調査報告』

Women's Budget Group (WBG, 2018) 『The Female Face of Poverty: Examining the cause and consequences of economic deprivation for women』

藤井宏一[他] (2008) 『労働政策研究報告書 101：母子家庭の母への就業支援に関する研究』労働政策研究・研修機構

張思銘 (2016) 『母子世帯の母親の就労と生活の現状に関する研究：母子世帯になってからの転職歴を通して』北海道大学大学院教育学院修士論文

AYA EZAWA (2016) *Single Mothers in Contemporary Japan: Motherhood, Class, and Reproductive Practice - New Studies in Modern Japan*, Lexington Books

FBennett and MDaly (2014) *Poverty through a Gender Lens: Evidence and Policy Review on Gender and Poverty* (<http://bit.ly/2qu24Ur>)

Glaser, K. et. al (2009a) *Life Course Influences and Well-being in Later Life: A review*, London: Equality and Human Rights Commission

Glaser, K. et. al (2009b) *Life Course Influences on Poverty and Social Exclusion in Later Life: A secondary analysis*, London: Equality and Human Rights Commission

Lister, R(2014) *Poverty, Polity.* (=2011, 松本伊智朗監訳『貧困とは何か：概念・言説・ポリティクス』明石書店.)

Price, D. (2009) 'Pension accumulation and gendered household structures: what are the implications of changes in family formation for future financial inequality?' in J. Miles and R. Probert (eds.) *Sharing Lives, Dividing Assets: An inter-disciplinary study*, Oxford: Hart Publishing

謝辞

本論文を完成させるまでに本当にたくさんの方にお世話になりました。この場をかりてお礼申し上げます。

まず、指導教官として研究生活、留学生生活で多岐にわたるご指導ご鞭撻を頂き、本論文の主査を担当して頂いた北海道大学大学院教育学院の松本伊智朗教授に心より深く感謝致します。最初に、北海道大学で松本先生にお目にかかったのは、真冬の2月でした。本論文の完成を機に、初めて出会ったような寒い季節にもう一つ温かい思い出が加わりました。また、副査である北海道大学大学院教育学院准教授の辻智子先生には、本論文の細部にわたる多くのコメントを頂くと共に、新鮮で面白い刺激をいただきました。心より感謝申し上げます。更に、副査であり、隣席の先輩でもあった北翔大学短期大学部准教授の保田真希先生には、本論文のご助言ならびに、なかなか論文の執筆が進まない時に励まして頂きました。ありがとうございます。そして、副査であり、指導教官でもある北海道大学大学院教育学院准教授の鳥山まどか先生からは長年に渡ってご助言を頂き、本論文の内容は鳥山先生のご指導の跡が深く残っております。本論文を完成に導いたのは、先生のご指導のおかげです。深く感謝しております。

長い院生生活の中でお世話になった教育福祉ゼミの先輩、同期、後輩たち、また一緒に何回も中秋の名月、春節の餃子を楽しんで頂いた友達にもお礼申し上げます。一緒に研究し、議論をすることで、研究の面白さを感じることができました。ありがとうございます。これからも、よろしく。

本研究のインタビュー調査に協力を頂いた調査協力者に深く感謝いたします。インタビューに応じていただき、大事な人生を私に預けて頂き、いつも恐縮と感謝でいっぱいです。私がいつも疑問を持っているのは、どうして調査協力者がこんなに平気に自分の波乱万丈の人生を語られるのでしょうか。調査協力者の方々が無難を乗り越えた後に明るく生き抜く力や、孫に向ける優しい眼差しは、今でも私の力になっています。どうか、調査協力者の現在に至るまでの生活における困難を可視化させることを目指して、こちらでも微力ながら、力になりたいです。これも自分の研究を続けていく動機であり、宿題でもあります。本当にありがとうございます。また、修士のインタビュー調査も、今回の調査も当事者団体Yにお世話になっております。調査協力者の個人情報保護のためお名前を挙げることはできませんが、当時の担当者の方々には深謝しています。

最後に、私の父、母に深く感謝いたします。無条件の愛とはなにかを、行動で伝えて頂き、本当に感謝の気持ちで溢れています。私自身が成人子への教育費や生活費といった経済的援助は母親本人の高齢期の貧困を招くことを執筆している際に、いつもミドル期の親を思い出し、申し訳なく思っております。

たくさんの方々が無熟な私を支えてくださいました。本当にありがとうございます。今後、少しずつ恩返ししていきたいと思っております。

最后，这部论文献给爸爸妈妈，它凝结了三年因为疫情无法回家的思念，视频那端谆谆的教诲，和无尽的无条件的爱。

还有身边的朋友们，感谢你们一直以来的包容和关心，愿我们都能在自己人生中，循此苦旅，以达天际。

2023年2月
張思銘